

# 令和2年度予算の確保に向けた 国への要望



第76回国民体育大会

三重とこわか国体

ときめいて人 かがやいて未来 **2021**



第21回全国障害者スポーツ大会

三重とこわか大会

ときめいて人 かがやいて未来 **2021**

令和元年 11月三重県



# 目 次

## 【要望項目】

1	「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、 「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進(財務省、国土交通省) .....	1
2	社会資本整備に係る地方財政への支援・充実(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省) .....	17
3	農山漁村地域における防災・減災、国士強化対策の推進と継続強化(農林水産省) .....	37
4	Society5.0(防災分野)の地域社会での実現(内閣府、総務省、国土交通省) .....	41
5	南海トラフ地震臨時情報への対応に係る支援 (内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省) .....	45
6	予防・健康づくりの取組の推進(厚生労働省) .....	47
7	医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進(厚生労働省) .....	51
8	地域の実情をふまえた地域医療構想の推進(厚生労働省) .....	55
9	社会的養育推進に向けた基盤の強化(厚生労働省) .....	57
10	農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進(文部科学省、厚生労働省、農林水産省) .....	63
11	インクルーシブな就労の拡大に繋がる制度の見直し(厚生労働省) .....	67
12	誰一人取り残さない教育環境の整備(文部科学省) .....	71
13	中小企業・小規模企業の経営力向上(事業承継、事業継続力強化、生産性向上) の推進(経済産業省、中小企業庁) .....	75

14 「空飛ぶクルマ」の社会実装の推進(内閣官房、経済産業省、国土交通省).....	79
15 背後園の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靭化(財務省、国土交通省).....	81
16 グローバル化に対応する強い農林水産業の構築に向けた支援の充実・強化(農林水産省).....	85
17 猪コレラの感染拡大防止に向けた支援の充実・強化(内閣官房、農林水産省).....	89
18 新たな資源管理措置の円滑な推進に向けた支援(農林水産省).....	93
19 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進(国土交通省、観光庁).....	95
20 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト 最大化への支援強化(国土交通省).....	99
21 地方創生の取組に向けた支援(内閣官房、内閣府).....	101
22 大規模大会の終了後における地域スポーツの推進(内閣官房、スポーツ省).....	105
23 スマート自治体の実現に向けた支援の強化・充実(内閣官房).....	109



# 1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

## 【要望項目】制度・予算

- 1 東海環状自動車道大安：C～北勢I C（仮）間について、公表された開通見通しより一日も早い開通を図るよう、整備をさらに加速すること。  
北勢I C（仮）～岐阜県境間の開通見通しの公表と早期全線開通に向け整備を推進すること。  
中京圏の経済成長につながるネットワーク整備の加速に向けた財源確保となる高速道路料金体系の見直しを着実に進めること。
- 2 「熊野尾鷲道路（Ⅰ期）」について、公表された令和3（2021）年夏頃の開通見通しより一日も早い開通を図るよう、整備をさらに加速すること。  
「熊野道路」および「新宮紀宝道路」の整備を推進すること。また、「紀宝熊野道路」における用地買収に早期着手すること。  
「紀勢自動車道（勢和多気JCT～紀勢大内山IC間）」における4車線化の早期着手およびそれに必要な財源を確保すること。
- 3 鈴鹿四日市道路を令和2（2020）年度に新規事業化すること。  
国道23号中勢バイパスの4工区開通見通しの早期公表、既開通区間の渋滞解消に向けた4車線化や立体化を推進すること。
- 4 国道1号北勢バイパスの国道417号バイパスまでの開通見通しの早期公表、全線開通に向けた整備を推進すること。  
国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）の整備を推進すること。  
国道42号松阪多気バイパスの渋滞区間の立体化の整備を推進すること。
- 5 鈴鹿龜山道路の都市計画決定に向けて支援すること。  
さらなる産業発展を牽引する名神名阪連絡道路の早期事業化に向けて、国による調査を推進すること。  
鈴鹿龜山道路および名神名阪連絡道路を「重要物流道路」として指定すること。
- 6 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」により、木曽三川および鈴鹿川・雲出川・莆田川・宮川・勢田川の直轄河川改修事業を確実に実施するための必要な予算を確保するとともに、3か年緊急対策後も事前防災・減災対策の加速化を図ること。
- 7 川上ダムについては、令和4（2022）年度の事業完了に向けて、必要な予算を確保するとともに、一日も早く完成すること。  
「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」により、名張川および木津川・服部川・柘植川の直轄河川改修事業を確実に実施するための必要な予算を確保するとともに、3か年緊急対策後も事前防災・減災対策の加速化を図ること。
- 8 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」により、三重県内における木津川水系直轄砂防事業を確実に実施するための必要な予算を確保するとともに、3か年緊急対策後も事前防災・減災対策の加速化を図ること。
- 9 七里御浜海岸における侵食対策を直轄事業化すること。  
鯨野川緊急対策特定区間における直轄河川改修事業を確実に実施すること。  
鯨野川の総合的な治水対策協議会でとりまとめた取組を確実に実施するため、国によるマネジメントを強化すること。
- 10 令和3（2021）年開催「三重とこわか国体」会場周辺を含む津松坂港直轄海岸事業を強力に推進すること。

## 11 国営木曽三川公園（桑名七里の渡し公園）を早期に全面開園すること。

### 《現状・課題等》

1 平成 31（2019）年 3 月 17 日に東海環状自動車道の東員 IC から大安 IC 間と新名神高速道路の県内全区間が開通し、物流拠点へのアクセスや定時性の向上、広域観光の拡大、災害対応力の強化など県内の道路ネットワークは大幅に改善されました。また、東海環状自動車道の大安 IC～北勢 IC（仮称）間についてでは、令和 6（2024）年度に開通する予定であり、沿線地域では開通を見越し設備投資が進められています。北勢地域のさらなる産業振興や観光振興、県民の安全・安心の確保に向け、東海環状自動車道（西回りルート）のさらなる整備加速や開通見通しの早期公表、一日も早い全線開通が必要です。

中京圏の高速道路ネットワークは、整備時期や管理者によって料金が異なる上、東海環状自動車道が整備されていないため、交通量に偏りがあり、慢性的な渋滞が発生しています。中京圏の高速道路ネットワークを賢く使うために、東海環状自動車道の整備の財源確保にかかる料金体系の見直しが必要です。

2 東紀州地域は、国土幹線軸から離れているという地理的条件から、交通体渇の整備が遅れており、発生が危惧されている南海トラフ地震への備えとして、高規格幹線道路の整備による交通ネットワークの強化が必要です。また、国道 42 号は台風や豪雨等により度々通行止めが発生することから、国土強制化に向けた国道 42 号のダブルネットワーク化が求められています。

一方、該地域は豊かな観光資源や農林水産資源の活用による地域振興、企業立地による雇用の創出など地方創生のポテンシャルの高い地域であることから、道路ネットワークの強化によりさらなる地域の発展が期待されています。

3 北勢・中勢地域では、現道の国道 23 号の渋滞が著しく、社会経済活動において大きな損失となっています。渋滞緩和や企業活動の生産性の向上につながる道路ネットワークを強化するには、国道 23 号伊勢バイパス、鈴鹿四日市道路の一体整備が必要です。

4 国道 1 号北勢バイパスの沿線地域では、これまでの部分開通により、沿線工場の従業員数が 10 年間で 1.6 倍増加したり、沿線の人口が 1 万五千人増加するなど、社会資本整備によるスマップ効果が発現しています。北勢地域のさらなる活性化には、残る区間の全線開通が必要です。

国道 1 号伊勢大橋周辺では、著しい渋滞が発生しています。また、伊勢大橋は、昭和 9（1934）年に完成してから長年にわたり厳しい道路交通を支え続けてきた結果、著しく老朽化していることに加え、荷物不足により 20t 超過車両（特殊車両）が通行できず、迂回している状況です。伊勢大橋の架替で右折ランプを設置することにより、渋滞を解消するとともに、迂回している生産拠点間の輸送時間を短縮し、物流の効率化を図るためにもその整備推進が必要です。

国道42号松阪多気バイパスについては、平成30（2018）年3月に暫定2車線での全線開通により交通量が増加しています。県道島羽松坂線との朝日町南交差点では、渋滞などが増加しており、本年度から二重に着手した立体化的整備推進が必要です。

5 鈴鹿龟山道路は産業集積地にあるものの、鈴鹿市中心部から江、近畿道へのアクセスに時間を使っています。高速道路への所要時間を短縮し、定時性を確保する鈴鹿龟山道路の都市計画決定に向けた工事の支援が必要です。

東西方向には名神高速道路や新名神高速道路、名阪国道がネットワーク化されていますが、それらを南北に結ぶ幹線道路が整備されていません。地域のさらなる発展のためには、名神名阪連絡道路の整備が必要であるとともに、早期実現のために調査の推進が必要です。

また、平成30（2018）年3月の道路法改正により、平常時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路網を指定し、機能強化、重点支援を実施する「重点物流道路制度」が創設されました。これを受けて、物流上重要な役割を担う、鈴鹿龟山道路および名神名阪連絡道路を「重点物流道路」に指定するとともに、早期の整備が必要です。

6 国内最大の海抜ゼロメートル地帯を流域とする木曽川においては、南海トラフ地震の今後50年以内の発生確率が70～80%にまで上げられ、早急な堤防の耐震化が求められています。鈴鹿川・奥田川・櫛田川・宮川や勢田川においては、平成29（2017）年の台風第21号により、甚大な被害が発生し、河濱危険水位を超える洪水が発生しました。日本経済を支える石油化学コンビナート等の生産拠点が浸水により操業停止となれば、木曽川への影響は甚大であるため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」による直轄河川改修事業の推進に必要な予算を確保するとともに、事前防災・減災対策の加速化を図るため、3か年緊急対策後も予算の確実な確保が必要です。

7 上野遊水地、川上ダム、木津川・股部川・柏原川の河岸削削が完成することで、伊賀盆地の治水安全度が向上するとともに、川上ダムにより伊賀地域の安定した水道水源確保が図られます。川上ダムは、令和元（2019）年9月から本体コンクリートの打設を開始しており、令和4（2022）年度の完成に向けて、予算の確実な確保が必要です。また、上野遊水地は平成27（2015）年度に運用を開始していますが、さらなる治水安全度の向上のため、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策による直轄河川改修事業の推進に必要な予算を確保するとともに、事前防災・減災対策の加速化を図るため、3か年緊急対策後も予算の確実な確保が必要です。

名張市内では、平成29（2017）年の台風第21号で道路冠水、床下浸水が発生したことから、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」による直轄河川改修事業の推進に必要な予算を確保するとともに、事前防災・減災対策の加速化を図るため、3か年緊急対策後も予算の確実な確保が必要です。

8 名張市街地を走る国道16号名近鉄大阪線には、多数の土石流危険渓流があり上砂災害のリスクに晒されており、要介護者利用施設等も安全対象となっています。当該地区において、懸念される土砂・泥水災害、河川の氾濫に対するリスクの低減が図られるよう、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」による木津川水系直轄河川事業の推進に必要な予算を確保するとともに、事前防災・減災対策の加速化を図るため、3か年緊急対策後も予算の確実な確保が必要です。

8. 七里御浜海岸は、昭和30（1955）年代以降、高波などによる海岸侵食が進み、赤田地区海岸では前浜がほとんど消失し、高潮被害の発生が危惧されています。高潮被害の防止のために、入り口・ブの整備および維持養護を実施していますが、七里御浜海岸の高潮・侵食対策には、膨大な事業費や、熊野川流域の総合的な土砂管理、河口開塞対策、米穀への配慮など高度な技術が必要です。

熊野川流域では、堆積土砂撤去等の治水対策や長期化する渇水の影響等が課題となっています。現在、「熊野川の総合的な治水対策懇親会」を設置し、堆積土砂撤去、流域の面灘地対策、利水ダムの施設改修や運用改善などを実行していますが、熊野川緊急対策特定期における吉野川河川改修事業の推進、河によるマネジメント強化が不可欠です。

10. 中勢地域の生活や産業の中心地である津駅以南海岸の背後地は、背越海岸事業が若々と進むことにより地盤・津波に対するリスク軽減が進んでいます。一方、台風の大型化や南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧されていることから、さらなる事業の推進が必要です。

また、阿善岸は、令和3（2021）年に開催される「阿善とこまか国体」のセーリング会場をピーチバンホール会場として決定していることから、当大会の開催に間に合うよう、引き続き、直轄による会場周辺の防災整備を進める必要があります。

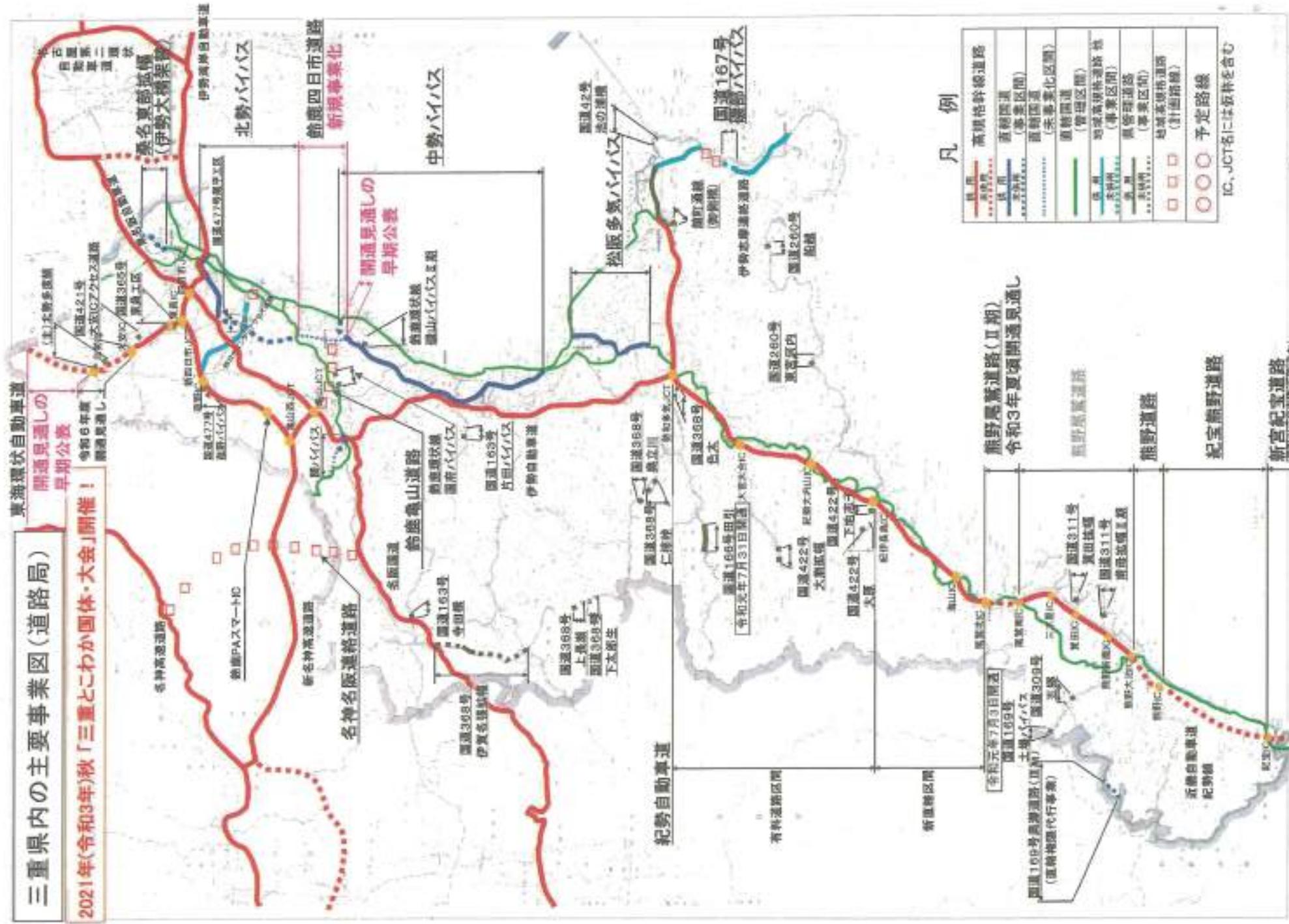
11. 四苦大曾三川公園（桑名七里の渡し公園）は、平成27（2015）年度に一部開園されましたが、八曾三川を軸とした交渉と繁栄の歴史を紹介する場として、また地域活性化・交流拠点のため、早期に全面開園することが必要です。

担当課名 県土整備部道路企画課、河川課、防災松防課、港湾・海事課、都市政策課

関係法令等 土地交通幹線自動車道建設法、道路法、河川法、砂防法、土砂災害防止法、海岸法、港湾法、都市公園法、水資源開発促進法、水資源機構法 等

三重県内の主要事業図(道路局)

2021年(令和3年)秋「三寶」と「わかれ団体・大争」開催!



# 1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

## 中京圏のものづくりを支える高規格幹線道路整備推進（東海環状自動車道）

### 大安 IC 開通による輸送時間の短縮の効果

<西日本に立地する自動車工場への輸送>

- 大安 IC周辺 A 社の輸送時間変化（滋賀工場への輸送（例））
 

1 日当たり 58 便 × 2 往復 = 116 便が大安 IC を利用



東名阪の渋滞が解消され、大変喜んでいます。

西日本の自動車工場へは直接工場へ輸送するため、東海環状・新名神の利用によりスムーズに輸送できるようになりました。

高速道路の開通で輸送時間の短縮を実感！

### 北勢 IC の開通時期の前倒しを！

<三河方面への利便性向上に膨らむ期待>  
■ 北勢 IC周辺 B 社の輸送時間の変化

- 東海環状道の整備が進み、輸送時間が短くなり、生産性が向上していきます。さらに、通勤や出張も便利になりました。
- 北勢 IC までの早期延伸を期待しています。



### ネットワーク形成で産業が活発に



### 北勢 ICまでの整備状況

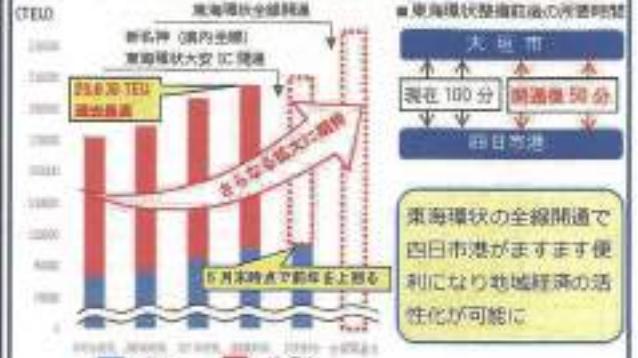


**大安 IC～北勢 IC 間のさらなる整備の加速を！**

### 北勢 IC(仮)～岐阜県境間の開通見通しを！

<四日市港の外貿コンテナ取扱数増加>

- 四日市港の外貿コンテナ取扱個数の推移と今後の期待



**四日市港を活用した物流拡大のため早期全線開通を！**

### 中京圏の高速道路料金体系の見直しを！

社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会  
「第 2 回中京圏小委員会」三重県知事ヒアリング (R1.7.1)



#### 三重県の主な意見

- 必要なネットワーク整備のスピードアップに向けた財源確保
- 有料道路事業の拡大により生まれる直轄財源を活用し、三重県内の幹線道路の早期整備
- 伊勢湾岸道を通るルートや東海環状道の料金設定に配慮するとともに、大口ユーザー向けの支援制度等の創設

**必要なネットワーク整備の加速に向けた財源確保を！**

### 要望

- 1 東海環状自動車道大安IC～北勢IC（仮）間にについて、公表された開通見通しより一日も早い開通を図るよう、整備をさらに加速すること。
- 2 北勢IC（仮）～岐阜県境間の開通見通しの公表と早期全線開通に向け整備を推進すること。
- 3 中京圏の経済成長につながるネットワーク整備の加速に向けた財源確保となる高速道路料金体系の見直しを着実に進めること。

# 1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

## 東紀州地域の国土強靭化や、地方創生を支える近畿自動車道紀勢線

### 全線事業化が実現した紀伊半島一周高速道路

- 紀伊半島のミッシングリンク解消に向けてさらなる事業の推進を！

紀伊半島・東紀州地域に係る今後の大規模イベント

- 令和3(2021)年：三重とこわか国体・三重とこわか大会
- 令和6(2024)年：熊野古道世界遺産登録20周年
- 令和7(2025)年：大阪・関西万博
- 令和9(2027)年：リニア(品川～名古屋間)開業



- 紀勢線延伸による周遊性向上を見越した観光誘客取組を推進中！

七里御浜ツーリスト  
インフォメーションセンター(伍代)

外宮人気榜大賞受賞、  
多賀温泉表示「ハイヤー優勝」



令和2年3月完成予定！



訪日客向け  
外宮大酒店  
新宿ルート  
令和2年秋オープン予定！



令和2年秋オープン予定！

紀伊半島の未来を支える 高速道路紀伊半島一周 の早期実現を！

### 要望

- 1 「熊野尾鷲道路(Ⅱ期)」について、公表された令和3(2021)年夏頃の開通見通しより1日も早い開通を図るよう、整備をさらに加速すること。
- 2 「熊野道路」および「新宮紀宝道路」の整備を推進すること。また、「紀宝熊野道路」における用地買収に早期着手すること。
- 3 「紀勢自動車道(勢和多気JCT～紀勢大内山IC間)」における4車線化の早期着手およびそれに必要な財源を確保すること。

### 紀勢線の早期整備に向けた三重県の取組

- 整備実施環境を替え円滑な工事発注を支援！

近畿道整備線構造プロジェクトチーム(伊勢)



地方の道路として価値の実現

- 整備進捗に向けた支援スケジュール



三重県の支援体制を活用し、さらなる整備のスピードアップを！

### 災害時の救急救命・復旧活動を支える「命の道」紀勢線

- 災害に強いネットワークの構築に向けた課題



代替性を確保し、災害時にも信頼性の高い高速道路ネットワークの早期構築を！

東紀州の玄関口

紀勢自動車道(優先整備区間)  
は特定期工事(大規模な更新工事)  
における長期運行止めリスク有

唯一の幹線道路

東紀州南部地域では  
国道42号の合浦橋が  
津波で壊水するおそれ

優先整備区間における  
4車線化の早期着手が  
急務！

ミッシングリンクの  
解消が急務！

【県土整備部】

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進 (財務省、国土交通省)

(財務省、国土交通省)

平常時・災害時を問わない円滑な物流の確保、地域経済の活性化に資する道路整備（中勢バイパス、越鹿四日市道路）

要望 1 鈴鹿四日市道路を節約して(2020)年度に新規事業化すること。  
2 国道23号中勢バイパスの4工区開通見通しの早期公表、既開通区間の渋滞解消に向けた4車線化や立体化を推進すること。

【県土整備部】



1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進（財務省、国土交通省）

(財務省、国土交通省)

三重県のさらなる産業発展を牽引する物流道路としての機能を期待（鈴鹿龜山道路・名神名阪連絡道路）

**鈴鹿亀山道路** 高速アクセス性の改善により地域経済の発展に貢献

**地域の課題と鈴鹿亀山道路の整備による効果**

**地域の課題**

- 【産・商】高速道路へのアクセスに時間を使っている。
- 【広域連携】道路ネットワークを十分に生かすことができない。
- 【防・災】強靭な東西軸が存在しない。

**新名神高速道路による効果**

- 新名神高速道路
- 近接用が可能に
- 避難機能の強化が可能に
- 災害時の東西軸の確保
- 鈴鹿亀山道路
- 高速、約10分圏域が拡大
- 工場集積地帯

**都市計画手続きの進捗状況**

```

    graph TD
        A[申請書提出申請] --> B[記述書の作成]
        B --> C[方法書の作成]
        C --> D[準備書の作成]
        D --> E[環境影響評価申請書・都市計画案の公表・検討]
        E --> F[評議書の作成]
        F --> G[都市計画審議会]
        G --> H[評議書の公表・検討]
        H --> I[都市計画の公告・締結]
        I --> J[令和3年2月の都市計画決定(予定)に向けた路線に手継ぎが進んでおり引き継ぎの支援をお願いします！]
    
```

**三重・滋賀の工場集積地の物流ネットワークの強化**

**沿線地域の工場立地件数(累計)**

年	件数
平成25(2013)年	12件
令和元(2019)年10月23日現在	62件
令和3(2021)年	105件

**製造品出荷額(兆円)**

年	額
平成25(2013)年	4.9兆円
令和元(2019)年	8.8兆円
令和3(2021)年	14.8兆円

**南北の物流ネットワーク強化により生産性と成長力の上げに期待！**

**沿線・三重の工場集積地を連絡する物流ネットワークの早期整備が必要！**

**鈴鹿・亀山のシンポジウムの開催 (R1.7)** 一般来場者 約800名が出展

**主催：新名神と鈴鹿亀山地域の幹線道路整備を進める会**

○新潟開港 沼田 道路局長  
「高速道路が聞く日本の新基盤」

**新潟開港 沼田 道路局長**

**運送業者による意見発表**

**ゴルフ場 支那人の声**  
新名神の開通後、県外のお客様が増加。今後ますます、県外のお客様を迎えるために、鈴鹿亀山道路の整備に期待。

**運送会社 女性ドライバーの声**  
鈴鹿亀山道路の整備で専用交通と一般交通が分離され、ドライバーや住民の安全安心につながる。

**谷口 博紀 氏 (元国土交通省事務次官)  
(シンポジウム主催団体のアドバイザー)**

鈴鹿亀山道路の整備により「夢の道」から「現実の道」になることを願っています。

**議員の節電サーキット会場で、早期整備の必要性を再確認！**

**要望**

- 1 鈴鹿亀山道路の都市計画決定に向けて支援すること。
- 2 さらなる産業発展を牽引する名神名阪連絡道路の早期事業化に向けて、国による調査を推進すること。
- 3 鈴鹿亀山道路および名神名阪連絡道路を「重要物流道路」として指定すること。

**名神名阪連絡道路 南北の広域ネットワーク構築により産業発展と安全・安心を支援**

**非常時撤退ルート**

**過去5年間の通行止め回数**  
36回

**通常時の撤退ルート**

**関西圏**

**中京圏**

**近畿可能な高速道路ネットワークを形成する名神名阪連絡道路の早期整備が必要！**

**滋賀県甲賀、東近江地域と、三重県伊賀地域の工場集積地を結ぶ重要な道路**

**沿線地域の工場立地件数、製造品出荷額が増加**

【燭土擊傷部】

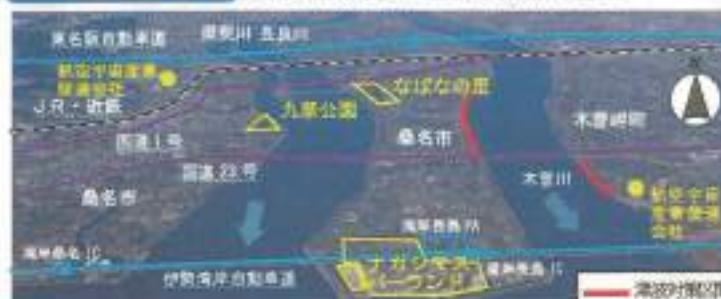
# 1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

## 木曾三川

### 流域の特性

- 国内最大の海拔ゼロメートル地帯
- 観光施設や生産拠点が立地



### 現在の主な取組

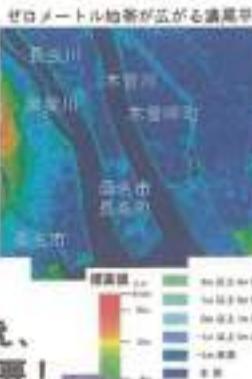
- 海拔ゼロメートル地帯等の堤防耐震対策
- 3か年緊急対策を活用し、令和2(2020)年度未完了に向けた津波対策区間の耐震対策（進歩率約41%）

### 課題

- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70~80%！
- 堤防が沈下すると、津波浸水被害は広範囲かつ長時間に及ぶ  
⇒日本経済への影響は甚大！
- 3か年緊急対策後も耐震対策が必要な区間が多くあるため、  
**早期に耐震対策の実施が必要！**

### 課題解決に向けて

**切迫する南海トラフ地震に備え、  
堤防耐震対策のさらなる推進が必要！**



## 鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川

### 流域の特性

- 道路(国道23号)、鉄道(近畿・JR)等の幹線交通網
- 石油コンビナート等の生産拠点や主要な市街地を形成
- 人口 約113万(県内の63%)
- 製造品出荷額 約6.8兆円(県内の64%)

### 現在の主な取組

- 水害の頻発・激甚化に対応する治水対策
- 3か年緊急対策を活用した河道掘削等

### 課題

- 堤防決壊した場合、生産拠点の浸水や、交通の遮断により、日本経済への影響は甚大！
- 3か年緊急対策後も治水対策の推進が必要！(河川堤防整備状況約60~65%)
- 台風第19号により千曲川等の直轄河川でも大規模な氾濫が発生するなど全国各地で甚大な被害が発生！
- 今後、気候変動により水災害リスクが大幅に増加！(今世紀末の洪水の発生確率は20世紀末と比べ約2~4倍と試算)
- 本県の直轄河川における対策も早急に必要！

### 課題解決に向けて

**治水対策(河道掘削等)のさらなる推進及び気候変動をふまえた水災害対策への転換が必要！**

## 勢田川

## 平成29年台風第21号

### 被害状況(伊勢市)

- ・死者 1名
- ・床上浸水 409棟
- ・床下浸水 670棟



### 現在の主な取組

- 再度災害防止対策 国・県・伊勢市が連携 勢田川流域等浸水対策実行計画策定(H30.6.19)

- 国：3か年緊急対策を活用し、**令和2(2020)年度未完了**に向けた勢田川の河道掘削
- 県：3か年緊急対策を活用した桧尻川の暫定河道掘削



### 課題

- 平成29(2017)年10月(台風第21号)洪水をふまえ、**早期の被害軽減対策が必要！**
- 3か年緊急対策後も早期に桧尻川排水機場ポンプ増強等の実施が必要！

### 課題解決に向けて

**再度災害防止のため、浸水対策実行計画に基づく治水対策(ポンプ増強等)のさらなる推進が必要！**

**「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に必要な予算確保及び事前防災・減災対策の加速化を！**

### 要望

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」により、木曾三川および鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川・勢田川の直轄河川改修事業を確実に実施するための必要な予算を確保するとともに、3か年緊急対策後も事前防災・減災対策の加速化を図ること。

【県土整備部】

# 1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会资本整備の推進

(財務省、国土交通省)

## 川上ダム・木津川直轄河川事業

伊賀地域は、近畿圏、中部圏の2大都市圏の中間に位置し、企業立地に好条件！



### 地域の現状

#### 低い治水安全度

・数年に一度は浸水

事象	浸水面積	浸戸数
H21.10 台風18号	5.3ha	32戸
H24.9 台風17号	0.07ha	38戸
H25.9 台風18号	28ha	150戸

#### 不安定な水道水源

- ・水源の一部は、川上ダム建設を前提とした暫定水利権
- ・既存水道施設も老朽化

3点セットで「治水安全度の向上」と「安定的な水道の確保」を実現！

上野遊水地  
平成27(2015)年度  
運用開始

川上ダム  
令和4(2022)年度  
完成に向けて  
本体着工

河道掘削  
(木津川・服部川・柘植川)  
平成28(2016)年度から実施

#### ● 治水安全度が向上！

戦後最大規模の洪水(S28台風第13号)による被害がゼロに！

浸戸数 844戸 ⇒ 0戸 浸水面積 526ha ⇒ 0ha

#### ● 川上ダムにより安定的な水源の確保！

## 川上ダムは順調に進捗中

### 事業工程

	H28	H29	R1元	R2	R3	R4
ダム本体工事						
試験湛水						

平成31(2019)年3月  
令和元(2019)年9月

本体施工状況



基礎掘削完了  
本体コンクリート打設  
本体コンクリート初打設(9月20日)

令和4(2022)年度事業完了に向けた必要な予算確保を！  
一日も早い完成のため進捗UP！

### 河道掘削・引堤の推進

#### ● 河道掘削



#### ● 服部川三田地区浸水対策(引堤)



各台風第10号の被害をふまえ、早急な対策(引堤等)が必要！

3か年緊急対策を活用し、木津川・服部川・柘植川の  
河道掘削および服部川(三田地区)における引堤の推進を！

「3か年緊急対策」に必要な予算確保および事前防災・減災対策の加速化を！

## 名張川直轄河川事業

名張かわまちづくり一体型浸水対策事業(Ⅰ期)の推進



### 現在の主な取組

#### ● 堤防整備(引堤)



・上流ダム群(青蓮寺ダム・室生寺ダム・比奈知ダム)が本来有している  
洪水調整機能を発揮させるためには、名張川の事業推進が必要！



台風第10号の被害をふまえ、早急な対策(引堤等)が必要！

3か年緊急対策を活用し、名張川(黒田地区)における  
引堤・河道掘削の推進を！

3か年緊急対策後も引き続き治水対策の推進を！  
(淀川水系河川堤防整備状況約60%)

### 要望

- 1 川上ダムについては、令和4(2022)年度の事業完了に向け、必要な予算を確保するとともに、一日も早く完成すること。
- 2 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」により、名張川および木津川・服部川・柘植川の直轄河川改修事業を確実に実施するための必要な予算を確保するとともに、3か年緊急対策後も事前防災・減災対策の加速化を図ること。

# 1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

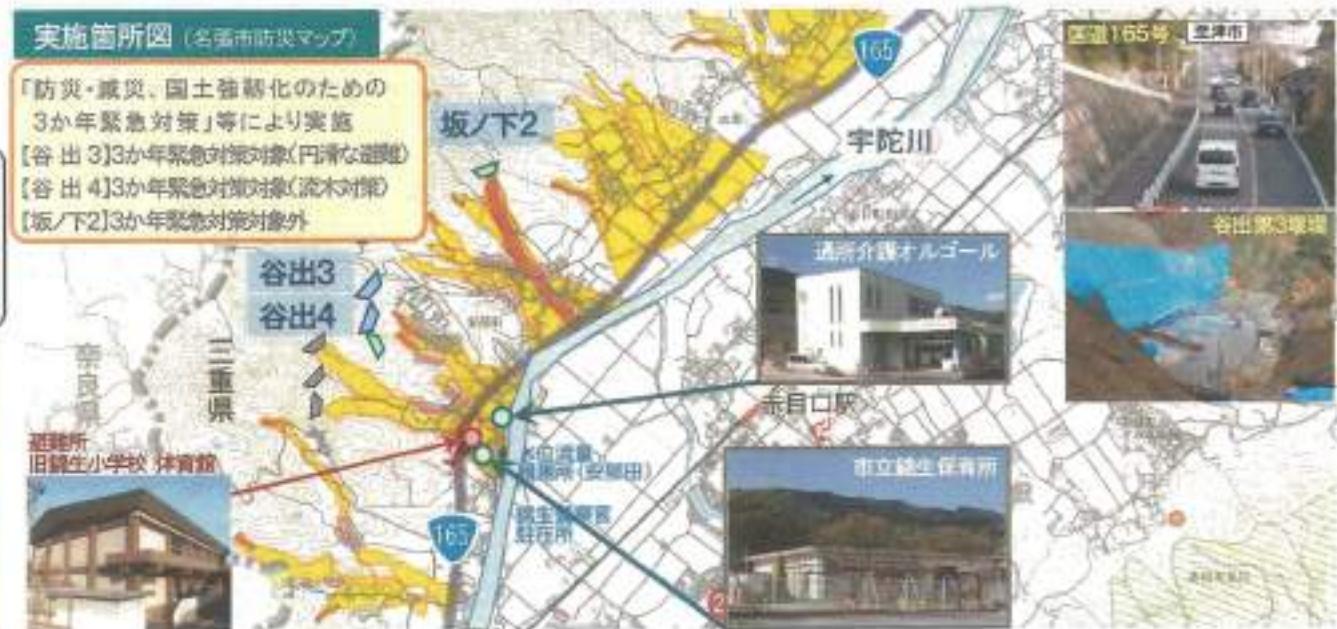
## 木津川水系直轄砂防の推進



- 人口8万人の名張市街地
- 大阪・奈良・三重を東西に結ぶ主要な交通基盤  
国道165号【交通量 約2万台/日】
- 近鉄大阪線【名張駅乗降人員 約1万2千人/日】
- が土砂災害と氾濫から守られ、  
住民、主要な交通基盤と利用者の  
安全が確保されます。

## 実施箇所図(名張市防災マップ)

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」等により実施  
【谷出3】3か年緊急対策対象(円滑な避難)  
【谷出4】3か年緊急対策対象(流木対応)  
【坂ノ下2】3か年緊急対策対象外



## さらなる事業の推進を！



### ● 谷出第3堰堤、谷出第4堰堤



### 事業実施概要

	谷出3	谷出4	坂ノ下2
令和元(2019)年度	堤工工事 用地買収、工事用道路	用地買収	用地買収
令和2(2020)年度	—	堤工工事 工事用道路 堰堤工	工事用道路 堰堤工
土砂災害警戒区域等の指定に上り、事業中の3河川以外にも事業が必要な箇所が複数存在			

### ● 坂ノ下第2堰堤



**要望** 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」により、三重県内における木津川水系直轄砂防事業を確実に実施するための必要な予算を確保するとともに、3か年緊急対策後も事前防災・減災対策の加速化を図ること。

【県土整備部】

# 1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

## 七里御浜海岸



## 七里御浜海岸の課題

対策費：約300億円 人工リーフ：約270億円 堤防：約84億円 護岸：約25億円	残事業費：約1,092億円 人工リーフ：約839億円 堤防：約55億円 護岸：約218億円		
最大限費用と時間が必要			
これまでの整備 1983年（35年間）	108年間？ 2019年（既10億円／年）		
3128年？			
平成の30年間で7度にわたり被災（被災例の高い海岸）			
被災年	被災原因	海岸名	復旧内容
平成 1年	台風第16号	井田地区海岸	人工リーフ 3基（新設）
平成 9年	台風第 7号 台風第 9号	井田地区海岸	堤防工 652m 撤去工 148m 人工リーフ 4基（新設）
平成14年	台風第15号	井田地区海岸	堤防工 350m
平成23年	台風第12号	有馬地区海岸 阿田和地區海岸	堤防工 52m 堤防撤去工 1式 人工リーフ 2基 堤防工 28m 堤防工 237m
平成23年	台風第18号	井田地区海岸	人工リーフ 1基
平成29年	台風第21号	井田地区海岸	堤防工 40m

## 熊野川

### 流域の課題

#### ◎長期化する浸水の軽減

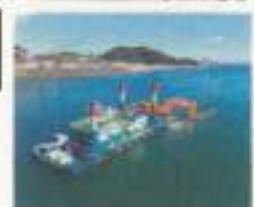


#### 現在の取組

- 熊野川の総合的な治水対策協議会
- 国・三重県・奈良県・和歌山県・沿川市町村・ダム管理者が連携し、治水対策や漏水対策を推進

#### 河口埋め（平成29（2017）年度着手）

紀伊半島大水害以降も毎年のように発生している浸水被害！



熊野川（東）河口埋め

国：緊急対策特定区間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）の早期完了を！  
県：交付金事業で実施  
熊野市和気地区の河道掘削  
令和2（2020）年度完了予定

#### 成果

- 令和元（2019）年台風第10号では、日足地区で約1.3mの水位低減効果を確認（家屋浸水被害無し）
- 漏水対策の取組である風屋ダム表面取水設備改造工事の完了（平成30（2018）年5月完了）

#### 早期課題解決に向けて

- 緊急対策特定区間ににおける直轄河川改修事業の確実な実施を！
- 協議会でとりまとめた漏水対策の完了目標は、令和3（2021）年度末！  
対策の確実な実施に向け、国によるマネジメントの強化を！

## 要望

1 七里御浜海岸における侵食対策を直轄事業化すること。

建設整備には膨大な事業費が必要です。

対策が複数年に跨ります。

○熊野川流域（三重県・奈良県・和歌山県）から発生する、土砂の管理が必要

○熊野川の複数の管理者、関係機関の調整が必要

## 直轄事業化

高度な技術力が必要です。

- 国立公園、世界遺産に指定され、豪雪に耐えた対策
- 太平洋の高波が来襲する、過酷な施工条件
- 熊野川流域の土砂管理や、砂利川の安定を図るためにの高度な解析
- 河口閉塞の対策

# 1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

**津松阪港 直轄海岸保全施設整備事業**

水管理・国土保全局、水産庁所管海岸の整備もさらに推進します。  
津北郡地域沿岸の整備を県も推進しています。

- 水園局所管 上野・白塚海岸  
令和元年度～海岸保全施設整備選択事業  
(個別補助事業化により整備を加速)
- 水産庁所管 白塚浅瀬海岸  
海岸保全施設整備事業 令和元年度工事着手

要算工区	津松阪港海岸 要算工区 阿波根・鶴見工区
全体事業費	135.0 億円
整備期間	2011年～2023年
整備延長	6.7 km

**三重とこわか国体 2021**

津松阪港海岸はセーリングとビーチバレーの開催会場となっています。

セーリング  
ビーチバレー

主共: 国土地理院 G.P.

**津松阪港海岸直轄海岸整備事業**

津松阪港海岸  
東高時里工区  
L=2,082m

津松阪港海岸直轄海岸整備事業  
津松阪港海岸  
西高時里工区  
L=1,165m

津松阪港海岸直轄海岸整備事業  
津松阪港海岸  
白塚工区  
L=3,485m

防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策を  
採用し、整備が進められています。

海岸堤防の耐震化により背後地の安全・安心が向上  
さまざまなストック効果が発現しています。

①株式会社百五銀行  
新本館ビルの建設(H27)  
・津市避難ビルとして活用  
・延べ床面積36千m<sup>2</sup>/2棟

②三重大学附属病院  
新外来棟改修工事(H27)  
・最新のCT装置などを導入  
・延べ床面積28千m<sup>2</sup>

③東洋紡織(株)三重工場  
建物・設備の拡大(H24)  
・生産・開発体制を強化  
・延べ床面積約15千m<sup>2</sup>

**国体会場周辺の整備状況**

セーリング会場

ビーチバレー会場

セーリング会場付近  
ビーチバレー会場付近

**着実に進む堤防整備**

阿波根・鶴見工区 南端

**要望** 令和3(2021)年開催「三重とこわか国体」会場周辺を含む津松阪港直轄海岸事業を強力に推進すること。

【県土整備部】

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進（財務省、国土交通省）

(財務省、国土交通省)

国営木曽三川公園（桑名七里の渡し公園）の整備推進



**要望** 国営木曽三川公園(桑名七里の渡し公園)を早期に全面閉園すること

【県土整備部】

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(内閣官房、経済省、財務省、国土交通省)

### 【要望項目】制度・予算

- 1 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の目標を確実に達成するため、必要な予算を確保すること。  
強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、3か年緊急対策後も必要な予算・財源を安定的に確保すること。  
地方が国土強靭化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業および緊急自然災害防止対策事業等の計画や起債制度の充実を図ること。  
国による地方公共団体等への迅速・的確な支援が行えるよう、國の人員体制の維持・充実を図ること。
- 2 計画的な道路整備を進めるため、交付金の総額を増額すること。  
大規模施設（橋梁、トンネル等）の新設・改築および法指定踏切の対策に係る個別補助制度を創設すること。
- 3 地方が真に必要とする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、新たな財源の創設を検討すること。
- 4 高速道路のインターチェンジへのアクセスを強化する国道421号大安ICアクセス道路の整備推進に必要な予算を確保すること。  
地域高規格道路の国道167号穂部バイパスの整備推進に必要な予算を確保すること。  
ストック効果を高める道路整備に必要な社会資本整備総合交付金の所要額を確保すること。
- 5 天候学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全対策に必要な別枠の予算を確保すること。  
通学路の交通安全対策に必要な防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- 6 南海トラフ地震による被災リスクの高い「ゼニメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」などにおいて、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・橋門などの地震・津波対策を推進できるよう、新たな予算制度を創設するとともに事業費を確保すること。
- 7 防災・安全交付金の予算を確保するとともに、個別補助事業（大規模特定河川事業、事業間連携河川事業）の予算を増額すること。
- 8 長寿命化計画に基づく河川の排水機場や水門の更新および海岸堤防の老朽化対策を確実に進めるための事業費を確保すること。  
長寿命化計画に基づく砂防閑係施設の修繕やダム設備の更新を交付金の対象とすること。
- 9 烏山河内ダム建設に必要な予算を確保すること。
- 10 重要な施設の保全や過去に土砂災害が発生した箇所の土砂災害防護施設を優先的に整備するため、重点配分を図ること。  
一般事業を推進するため、必要な予算を確保すること。
- 11 災害時の下水道機能確保のため、下水道施設の整備に必要な予算を確保すること。  
下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるため、老朽化対策に必要な予算を確保すること。
- 12 南海トラフ地震による被災リスクの高い「津波避難対策特別強化地域」において、緊急性の高い海岸保全施設の均構・造波対策を推進できるよう、新たな予算制度を創設するとともに事業費を確保すること。  
港湾施設の老朽化対策や地盤対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。
- 13 街路および都市公園整備事業の推進に必要な予算を確保すること。

- 14 住宅・建築物の耐震化促進に必要な予算を確保すること。  
木造住宅の耐震補強工事に係る交付金を地方負担額と同額まで引き上げること。  
狭い道路整備等促進事業に必要な交付金を適額配分すること。  
耐用年限が過ぎて空き家となった公営住宅の除却費用について、交付金制度の検討を図ること。

#### 《現状・課題等》

- 1 地震不正震災や令和元(2019)年の台風第19号など、近年頻繁に発生している大規模自然災害をふまえ、期待する既大被害等や次震災の影響により漸進化・顕彰化が發生される気象災害から国民の生命と財産を守るために、防災・減災・国土強靭化のための3点の緊急対策を集中的に実施しているところですが、対策の目標を確実に達成するためには、十分な予算を確保する必要があります。  
また、いつ、どこで起ころともしれない同様レベルの災害に負けない体制づくりをこれまでくまなく推進していくためには、今から緊急対策後も必要な予算、財源を安定的に確保し、被災・被災・被災復興強化のための対策を強力かつ堅続的におこなう必要があります。  
さらに、地方が国土強靭化に資する対策を円滑に進めるためには、緊急防災・減災事業および緊急自然災害防止対策事業等の組織を好適制度の充実、機による地方公債を体得への目的、技術的支援を行うための人材体制の確立、充実が必要です。
- 2 総務省において、大規模施設の修繕、必要にかかる個別補助制度はありますか。一方、改修行為による個別補助制度はなく、簡易補助事業に該当しないものは、交付金で事業を実施していかずか、国土交通省全体での交付金の奨励指標率は約5割(約7兆)、市町村が実行する改修行為などによっており、計画的な道路整備を進めるにこれが障壁となる場合が多いです。計画的な道路整備を進めるためには、交付金の総額が必要です。また、大規模な排水、トンネルや他の指定路線の既存約4万箇所にては、一定期間に基準にて予算を配分する必要がありますが、要本部に対して持留率が低い点や改修事業で実施が遅れるを得ず、結果として事業期間が長期にわたっています。このことから、国庫債務負担行為が不足でき、原則的に一連期間に集中して予算確保が可能な個別補助制度の導入が必要です。
- 3 員民等の安全性や実効性の観点を、特に行動的な道路整備に努めていますが、整備が必要とする箇所数が多く財源が不足しています。また、道路整備の活性化は持たせなしの状況であり、定期以降結果を踏まえた整備・効率を効率的に進めるとともに、改修等の津波管理にも対応していく必要があります。このような地方が員民が要とする道路の整備・管理を長期安定期に推進するため、開拓による河川流域の創設が効果的です。
- 4 沿道421号大安10アクセス道路沿いなどと東海環状自動車道の大安ICを連結し、北城事業、南美等を実施するとともに東海環状自動車道の歩行者専用の交通誘導の線形改良などの整備を進めていました。大安ICは平成31(2019)年3月にハーフインターチェンジ開通開始しており、令和6(2024)年度にはフルインターチェンジでの供用が予定されていることから、令和6(2024)年度までに、ハイウェイ整備による交通の分散と、車両化による交通容量の拡大を完了させるとともに整備が必須です。

国道167号高麗バイパスは、地域高規格道路である伊勢志摩連絡道路の一部であり、伊勢志摩地域の観光リゾート温泉との連絡を強化する道路であるとともに地域の安全を担う緊急輸送道路です。伊勢志摩国立公園のラッパルパーク化による観光客増加に対応するとともに、南海トラフ地震等に備えるため、現在の近畿淡水想定区域を回避したルートである当バイパス区間の整備推進に必要な予算確保が必要です。

また、社会資本整備統合交付金を活用し、高規格幹線道路へのアクセス改善等、道路ネットワークの形成を進めていますが、予算が不足して取り計画的な事業進捗を図ることが困難な状況です。これらの事業の計画的な事業進捗を図るため、社会資本整備交付金の所要額を確保する必要があります。

5. 滋賀県大津市の認定死亡事故を受け、運河の移動経路や危険箇所を把握するための独自自調査の結果、県内の保育所等対象施設から2,654箇所の全般箇所の報告があり、要請件数は3,342件でした。緊急安全点検の結果、県道路管理者が対策を実施する必要がある危険箇所は239箇所となりました。これら対策必要箇所の交通安全対策を実施するには、相当の经费が見込まれますが、現在、交通安全対策を実施するための予算措置が講じられていないため、未就学児が目的的に集中で移動する経路等の交通安全対策に関する別途の予算を確保する必要があります。

また、安全交付金を活用し、通学路における交通安全対策などを実行しているですが、予算が不足して取り計画的な事業進捗を図ることが困難な状況です。通学路の交通安全対策の計画的な事業進捗を図るために、防災・安全交付金の所要額を確保する必要があります。

6. 南海トラフ地震などの大規模地震発生の可能性が指摘されており、北西部のゼロメートル地帯や、東南部の津波到達時間の短い地域では、沿岸・海岸施設の耐震対策や強制化改築の早急な実施が求められています。これもを重点的に推進するためには、新たに予算削減の創設やさらなる事業費の確保が必要です。

7. 防災・安全交付金と、大規模特定期川事業を合併した予算額が、前年度の交付金全件類と同額となっていました。堤防・護岸整備などの河川改修に、これまでどおりの予算を配分するに上がる困難な状況であることから、事業進捗が滞り、治水安全性の確保に遅れが生じるおそれがあります。また、新たに創設された大規模特定期川事業で、2年目が事業実施を終了したものの、依然として新設・改築を必要とする大规模構造物は、数多く存在することから、今後当面大きな予算が必要です。このことから、堤防・護岸整備を継続して実施するためには、防災・安全交付金予算の継続確保と、大規模構造物の新設・改築を実施するための個別補助事業（大规模特定期川事業、事業開拓期河川事業）予算の増額が必要です。

8. カリの排水施設等大型施設の更新や海岸堤防の老朽化対策においては、多額の費用が必要であり、専門の事業費規模では、既存企画計画に基づいた事業進捗が計画通りです。このため、長期化計画に算入し計画的・総合改修を実施するためには追加の事業費の確保が必要です。また、砂防関係施設の修理やダム設備の更新についても、防災・安全交付金事業の対象外となるており、只単独事業での対応は、重い財政負担となっていることから、砂防関係施設の修理やダム設備の更新を交付金の対象とすることが必要です。

- 9 烏羽内ダムが計画されている加茂川水系では、これまでに幾度となく、洪水を繰り返しています。令和元（2019）年の台風第19号をはじめ、日本各地では水害が発生化・激甚化しておますが、烏羽内ダムの整備により再度の災害防止、治水安全度の根本的な向上が図られます。烏羽内ダム建設事業は、平成29（2017）年度に工事用道路に着手し、着実に進捗していることから、事業推進に必要な予算の確定を確保が必要です。
- 10 县上整備部新管のため災害防止施設整備事業において保全可能な人家約59,300戸のうち、令和元（2019）年度末において保全率となるのは約18,700戸（約27.0%）と低い状況であり、残り約50,600戸の保全対象人家を守る必要があります。要配慮者利用施設や避難所、水道施設や国道等の重要な施設は、被災すると社会に与える影響が大きく、また過去に災害が発生した箇所については、再度災害が発生する可能性が高いことから、これらのため災害防護施設を優先的に整備するとともに、保全対象人家を守るために一般事業の推進に必要な予算の確保が必要です。
- 11 災害時に防災拠点等の下水道機能を確保するため、現在、重点的に整備を進めている「東部浄化センター、第2期整備事業」や「宮川流域下水道幹線管渠延伸事業」を引き続き実施するための予算の確保が必要です。  
また、本町の流域下水道は供用開始から30年が経過しており、多くの廃理場の設備は、老朽化等により改築時期を迎えており、下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるため、老朽化対策に必要な予算を確保する必要があります。
- 12 南海トラフ地震などの大規模地震発生の切迫性が指摘されており、海岸保全施設の耐震対策や強靭化対策等の早急な実施が求められていることから、それらを重点的に推進するには、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」における事業に対する新たな予算制度の創設やさらなる事業費の確保が必要です。  
また、岸壁や護岸などの老朽化対策や船舶通路端突堤の耐震対策を計画的に実施するためには、さらなる予算確保が必要です。
- 13 安全・安心な歩行空間の確保や良好な都市空間の確保、都市防災機能の強化が求められており、街路における道学路の安全対策や河川共司溝による無道化を推進するための予算確保が必要です。また、大規模災害発生時における県民の命を守るために、防災拠点や避難地等に位置づけられた県内都心公園の整備を推進するための予算確保が必要です。
- 14 前段改修促進法に基づく工の基本方針において、令和2（2020）年までに住宅および多層の者が利用する建築物の耐震化率を95%にすることが目標に掲げられており、この目標を達成するためには、住宅・建築物の耐震化促進に係る予算の確保が必要です。  
県の住宅耐震化の目標達成に向けて、県では市町とともに耐震補強工事に対する国庫補助（上限50万円）を上回る地方負担（上限60万円）補助を取り組んでいます。多くの県民が耐震補強工事を行わない理由として、費用負担の重さを挙げていることから、県も地方と同額まで上限額を引き上げることで、少しでも負担感を和らげ、耐震補強のモチベーションを高める必要があります。
- 県内の市町で狭い道路整備等災害事業を実施しているが、周費の配分額が堅苦しく配分されないことから、県民からセットバック

ク部分の土地の寄附を受けるものの、舗装や供給収支等の道路整備に必要な予算が不足し、道路としての整備が進まず、通りに危険な箇所もあります。これら未整備のセットバック部分について、道路整備を促進するためにも、狭い道路整備等促進事業による要望額の実額配分が必要です。

耐用年限が過ぎて空き家となった公営住宅の老廃が今後見込まれます。周辺の住環境保全のため、除却するまでは維持管理が必要であり、早期に除去する必要がありましたが、現在の社会資本整備総合交付金制度では除却のみを行う場合に交付金事業の対象とならずいため、財政負担の課題から不適となった公営住宅の除去が進んでおりません。このままでは、周辺の住環境に悪影響を及ぼしかねないこれらの住宅を多く抱えるうえ、維持管理にかかる費用も増加します。不要となった公営住宅の除去を早期に実施するためには、除却に対する交付金制度の拡充が必要です。

**担当課名** 県土整備部県土整備秘書課、道路建設課、道路管理課、河川課、港湾・海岸課、防災砂防課、下水道事業課、都市政策課、住宅政策課、建築開発課  
**関係法令等** 国土強靭化基本法、道路法、河川法、海岸法、港湾法、砂防法、土砂災害防止法、下水道法、無電柱化の推進に関する法律、建築物の耐震改修の促進に関する法律、利害対策緊急促進事業補助金交付要綱、競争基準法、社会資本整備総合交付要綱 等

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)

### 防災・減災、国土強靭化の取組の加速～「令和」の時代も「命」「安全・安心」を大切にする三重～

#### 防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策

- ・国と地方が一体となって防災・減災、国土強靭化対策を集中的に実施

**三重県の取組** 3か年緊急対策を活用し、さまざまな対策を推進！既に効果発現箇所も!!  
<主な対策>

【道路のり面・盛土対策】 【河道掘削・樹木伐採】 【土砂災害防止施設の整備】



57 箇所 / 812 箇所



7河川 / 7箇所 / 19河川 / 36箇所



18 箇所 / 49 箇所  
【海岸堤防の高潮対策等】



110 橋 / 172 橋



1 河川 / 25 河川



4 地区海岸 / 14 地区海岸



9 箇所 / 122 箇所



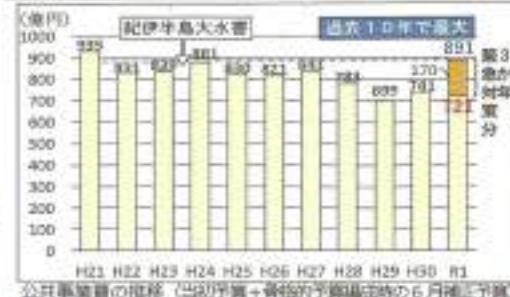
3 箇所 / 12 箇所

台風第19号により全国各地で甚大な被害が発生！

気候変動の影響による降水量の増大や、自然災害の激甚化・頻発化は明らか！  
3か年緊急対策後も県が実施する対策に少なくとも3千億円以上の予算が必要！

#### 防災・減災、国土強靭化の取組の加速を図るために・・・

- ・予算の確保



3か年緊急対策を活用することにより、  
今年度の三重県の公共事業費は平成  
22(2010)年度以降 過去10年で最大！  
しかし・・・  
3か年緊急対策分を除くと  
昨年度よりも下回っている

- ・3か年緊急対策の目標を確実に達成するための予算確保が必要！
- ・3か年緊急対策後も安定的な予算確保が必要！

- ・地方債の延長等

令和2(2020)年度で終了する地方債

地方債名	充当率	元利償還までの残り支払期間
緊急防災・減災事業債	100%	70%
緊急自然災害防止対策事業債	100%	70%
防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	100%	50%

終了予定の  
事業の延長や  
起債制度の  
拡充が必要！

- ・国による人的・技術的支援

大規模自然災害への備えとして平成20(2008)年に  
TEC-FORCEを創設。各地方整備局等の職員が活動。  
近年、自然災害が激甚化・頻発化している中、有事  
の際の被害の最小化、迅速な復旧・復興に対する  
国による円滑かつ迅速な支援が必要！



平成23年9月台風第17号災害時の支援状況(左:伊賀市、右:桑名市)

地域の国土強靭化の取組の更なる推進に向け、  
国土強靭化地域計画の早期策定や、計画への  
事業の明記が必要！

- (県の取組内容)
  - ▶ 平成27(2015)年7月に県計画を策定
  - ▶ 県計画改定(事業明記)に向け、対象となる  
事業の調査を実施
  - ▶ 全29市町の早期計画策定や改定に向け、  
国の支援を受けながら市町町村懇親会を開催  
国土強靭化地域計画の早期策定・改定のためには  
国による的確な支援が必要！

国の人員体制の維持・充実が必要！

#### 要望

- 1 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の目標を確実に達成するため、必要な予算を確保すること。
- 2 強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、3か年緊急対策後も必要な予算・財源を安定的に確保すること。
- 3 地方が国土強靭化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業および緊急自然災害防止対策事業等の延長や起債制度の拡充を図ること。
- 4 国による地方公共団体等への迅速・的確な支援が行えるよう、国の人員体制の維持・充実を図ること。

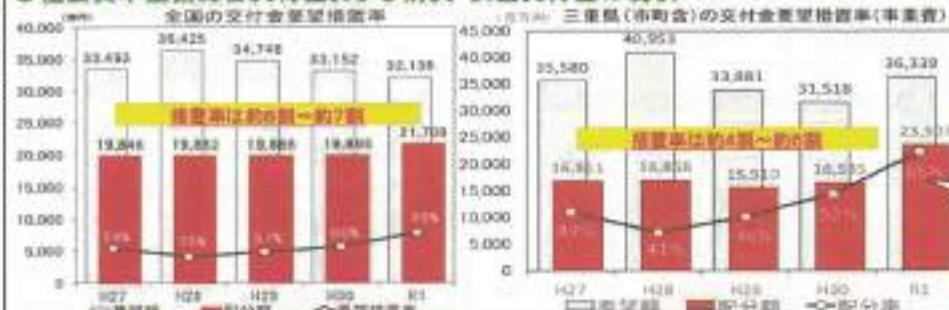
【県土整備部】

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

### 大規模構造物の新設・改築および法指定踏切の対策

#### ○社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金の現状



個別補助事業に該当しないものは社会資本整備総合交付金または防災・安全交付金で事業を実施しているが、  
交付金の要望指置率は、全国で『約6割～約7割』、三重県は『約4割～約6割』  
⇒ 計画的な道路整備が困難！！

3か年緊急対策分  
を除くと58%

#### ○事業実施の現状



中川原橋の施工状況

県道一志出家線 中川原橋（津市）  
中川原橋の架け替え（337m(6径間)）  
事業費 約19億円、工事期間 約9年間



新土場トンネル・新西谷橋  
(令和元年7月供用)

一般国道169号 土場バイパス（熊野市）  
新土場トンネル(405m)・新西谷橋(83m)新設  
事業費 約20億円、工事期間 約7年間

#### ○今後の事業予定

路線名	所在地	大規模構造物	延長	事業費
四日市新直連状線（英北北工路）	四日市市	内郷川橋	138m (3径間)	9億円
御嶽原状線（瑞山BP）	瑞山市	伊勢鉄道アンダーパス	30m	18億円
一志興和線（豊ノ口BP）	津市	トンネル	245m	8億円
佐原原状線（下七見）	松原市	近畿時神橋	214m (9径間)	12億円
浜島河内線（池田）	池田市	トンネル	375m	14億円

交付金事業では、集中した予算配分  
ができる、事業期間が  
長期にわたって  
いる！

大規模構造物や  
法指定踏切の対  
策には、複数年に  
わたり集中的な  
予算が必要！

#### ○踏切対策の現状



対策前



対策後

都市計画道路 松阪公園大口線（松阪市）  
大口・松ヶ崎第13号踏切【JR東海・近鉄】  
事業費 約106億円 工事期間 約18年間

#### ○今後の踏切対策予定



対策前



対策後（イメージベース）

市道上浜町大谷町第1号線（津市）  
大谷踏切【JR東海・伊勢鉄道】  
事業費 約25億円

鉄道事業者と合意した『踏切道  
改良計画』により、令和5年度  
までに対策完了が必要！

計画的な道路整備を進めるため、交付金の総額の増額を！  
大規模構造物および法指定踏切の対策に係る個別補助制度の創設を！

要望

- 1 計画的な道路整備を進めるため、交付金の総額を増額すること。
- 2 大規模施設(橋梁、トンネル等)の新設・改築および法指定踏切の対策に係る個別補助制度を創設すること。

【県土整備部】

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

### 新たな財源の創設の検討(道路の整備)

#### ○三重県管理道路の状況

実管轄延長	改良済延長	改良率	改良率全国順位
3,453km	2,581km	74.7%	39位

【平成29年4月1日現在】

出典：道路統計年報2018(国土交通省)

三重県の道路整備は遅延であり、改良の推進が求められている。

#### ○利便性や生産性向上のための道路整備

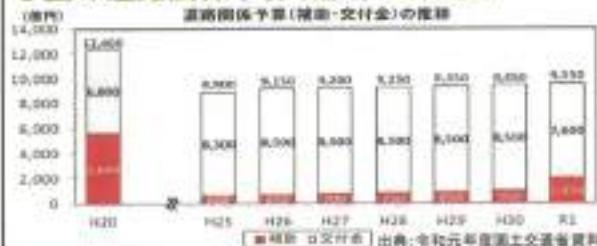
##### 主要地方道 鉄道連絡線 (国府バイパス・磯山バイパス)

- 直轄国道である国道1号、中勢バイパス、国道23号を接続するバイパス整備。
- 自動車関連工場をはじめ工業団地へのアクセスを向上。
- 通学路となっており、歩道整備による安全・安心を確保。



方が真に必要とする道路整備を推進するため、さらなる予算の確保が必要！

#### ○国の道路関係予算(補助・交付金)



10年前は約1.2兆円であったが、近年は約0.9兆円(25%減)で推移しており、大きく減少している。

新たな財源の創設を！

要望

方が真に必要とする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、新たな財源の創設を検討すること。

### 新たな財源の創設の検討(道路の管理)

#### ○老朽化対策に必要な予算の確保

1巡目(H26～H30)点検の結果、三重県では予防保全を含めて修繕が必要な橋梁は2,367橋もあり、全体の約6割！

このうち定期検査と判定された橋梁だけでも264橋でその修繕費用は約60億円を要しており、現状の予算規模では予防保全まで手が回らない！

⇒早期に修繕しない場合、通行止などの悪影響が発生！

##### 1巡目の点検結果

修繕が必要な橋梁は2,367橋で全体の約6割！

全4,181橋

2,367橋

60.0%

264橋

50.0%

1,117橋

2,103橋

3,818橋

1,844橋

1,817橋

1,810橋

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

### インターフェース道路の整備推進を！

#### ■国道421号大安ICアクセス道路

##### ICアクセスの強化 令和6年度の大安ICフルインターフェース化までに整備が必要！



##### ○交通分散による渋滞緩和

大安IC周辺において貝井川を渡河する構造は国道421号「三笠橋」しかなく、現在も渋滞が発生。今後、東海環状自動車道の延伸に伴う交通量の増加により、さらなる渋滞の発生が懸念される。

⇒バイパス整備「いなべ大橋（仮称）」の新設により、交通の分散を図る！

##### ○交通容量の拡大

大安ICにアクセスする国道365号（国道421号との重複区間）は、片側1車線の2車線道路。今後、東海環状自動車道の延伸に伴う交通量の増加により、交通容量の不足が懸念される。

⇒4車線化することにより、交通容量の拡大を図る！

### 地域高規格道路の整備推進を！

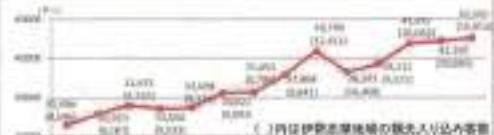
#### ■国道167号磯部バイパス

##### 観光振興の推進

○三重県への観光入込客数は、同じ統計手法の平成17年以来、過去最高を更新。伊勢志摩地域では式年遷宮が行われた平成25年に次ぐ2番目。

⇒国道167号磯部バイパス整備は、観光地へのアクセスibilitiyの向上に寄与！

##### 三重県観光レクリエーション入込客数の推移



### 社会資本整備総合交付金による支援を！

##### 遊歩道の強化

○県道館町通線（御厨橋）は、国体の開会式・閉会式及び陸上競技の会場となる「三重交通Gスポーツの杜伊勢」（県営総合競技場）へのアクセス道路。

○幅員狭小で歩道も無く、車両の対向や歩行者の安全な通行に支障をきたしている。

⇒整備により歩行者の安全な通行を確保するとともに国道23号の代替機能を担う！

令和3(2021)年開催の  
国体までの完成に向けた、  
継続的な予算措置が必要！



下部工が完成した「御厨橋」

- |    |   |
|----|---|
| 要望 | 1 高速道路のインターチェンジへのアクセスを強化する国道421号大安ICアクセス道路の整備推進に必要な予算を確保すること。<br>2 地域高規格道路の国道167号磯部バイパスの整備推進に必要な予算を確保すること。<br>3 ストック効果を高める道路整備に必要な社会資本整備総合交付金の所要額を確保すること。 |
|----|---|

【県土整備部】

## 2 社会資本整備に係る地方財政対策への支援・充実

(国土交通省)

### 交通安全対策

#### 1. 未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全対策

本年5月の滋賀県大津市の未就学児死亡事故を受けて、  
三重県では国通知による緊急安全点検に加えて県独自の緊急安全点検を実施！！

##### ■ 緊急安全点検箇所の抽出

**優先順位1:** 県子ども・福祉部、県教育委員会による調査(国通知による緊急安全点検)

・全ての保育所等を対象に、園外活動における危険箇所を把握

… 保育所等から危険箇所として報告があった県内2,653箇所のうち県管理道路で525箇所  
(対策を検討し、順次対策を実施中！)

**優先順位2:** 県道路管理者による調査(県独自の緊急安全点検)

・交通量の多い(1万台以上/日)信号交差点を把握

… 県管理道路で優先順位1以外の交通量が1万台以上/日の信号交差点 917箇所

緊急安全点検を実施した結果、  
**239箇所**※1で対策が必要！

(対策必要箇所については、検討中)

※1: 検数の保育所等による同一箇所の重複を除く箇所数

子どもたちの安全を確保するため速やかな交通安全対策が必要！

緊急安全点検結果を受けた交通安全対策を早期に完了するための別枠予算の確保を！

#### 2. 通学路における交通安全対策

- 県下、全29市町で通学路交通安全プログラムを策定
- プログラムにおける、歩道等は交付金を活用し事業を推進(令和2(2020)年度は30箇所を要望)

防災・安全交付金の所要額を確保を！

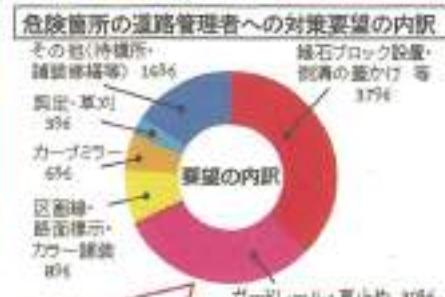
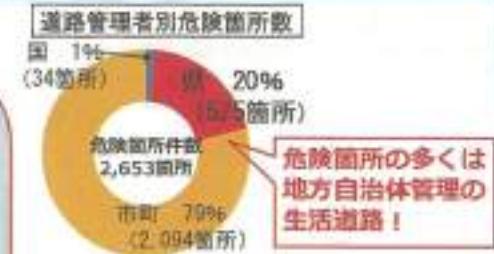


一般県道 稲生山線(鈴鹿市白子町)の歩道整備



要望

- 1 未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全対策に必要な別枠の予算を確保すること。
- 2 通学路の交通安全対策に必要な防災・安全交付金の所要額を確保すること。



対策要望は、「緑石ブロック設置」「ガードレール設置」等が多く相応の予算が必要となる！

【県土整備部】

## 2 社会資本整備に係る地方財政対策の支援・充実

(国土交通省)

南島トラフ地震に備えた地震・津波対策

三重県の沿岸は、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」であり、被災リスクが非常に高い。

●南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%！

ゼロメートル地帯  
津波対策物資強化地域



- ・ゼロメートル地帯を含む5市町に48万人の人口が集中（三重県全体の約30%）
- ・途波対策特別強化地域の海岸延長は約1,000kmにも及ぶ

地震・津波対策の予算確保が必要

高潮・浸食対策に加え、地震・津波対策を既存の交付金事業の中でも実施することは事業選択に限界があるため、「ゼロメートル地帯」や「津波対策特別強化地域」において地震・津波対策を重点的に取り組めるよう、防災・安全交付金とは別枠の予算確保が必要。

要 約

南海トラフ地震による被災リスクの高い「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」などにおいて、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・橋門などの地震・津波対策を推進できるよう、新たな予算制度を創設するとともに事業費を確保すること。

**東北地方** ゼロメートル地帯における堤防等の地震対策を実施

直轄河川改修事業と合わせ、県河川・海岸事業を実施し、地域の安全・安心を確保



**県中部** 高潮・浸食対策(老朽化対策)に併せ地震・津波対策を実施

游寧東



上傳：白雲地圖有限公司

- ・従来の交付金事業に加えて、上野・白塚海岸については、令和元年度に海岸保全施設整備連携事業として補助対象化され整備が実施（全国で2箇所のみ）

**県南部** 短時間で津波が到達する  
沿岸での津波対策を実施

相容性



## 西日本地区海塵の漁獲対策高額

- ・東南部では、津波が最短2分で到達することから、住民の避難時間を少しでも確保できるよう、津波対策を推進しています。
  - ・津波浸水被害の発生を遅延・軽減し、地域の避難計画など、ソフト対策の効果発現に寄与しています。

〔吳士鑒備部〕

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

### 防災・安全交付金予算の確保と個別補助事業予算の増額

#### 水害の頻発・激甚化

全国的に大規模な水害が頻発

#### 三重県における大規模な水害

- 昭和34年 台風第15号（伊勢湾台風）
- 昭和49年 台風第8号 梅雨前線（七夕豪雨）
- 昭和57年 台風第10号
- 平成16年 台風第21号
- 平成23年 台風第12号（紀伊半島大水害）
- 平成29年 台風第21号



#### 現状

- 河川整備率 39.5%（平成30年度末時点）＝全国平均を大きく下回る
- 伊勢湾沿いに人口・資産が集中
- 下流域にはネック点となる道路橋、鉄道橋等の河川横断構造物が集中

#### 現在の取組

#### 洪水防止対策の推進

- 人口・資産の集中など、社会的影響の大きい地域での河川改修
- 横断構造物（橋梁・堰等）の改築による治水安全度の向上

#### 課題

- 大規模特定河川事業が創設・採択されたものの、防災・安全交付金が減額となっており、河川改修事業の進捗に遅れが生じている。
- 改築を要する大規模構造物は依然として多く、今後も莫大な予算を必要とする。



#### 早期の課題解決に向けて

堤防・護岸整備が必要な区間において、大規模構造物が多く存在することから、対策に莫大な予算が必要となる。

「大規模特定河川事業」により総合的に取り組む。

治水安全度向上のための堤防・護岸整備に遅滞なく取り組む必要がある。

「防災・安全交付金」と「事業間連携河川事業」を最大限に活用する。

河川改修を推進するため、「防災・安全交付金」の確保と、「事業間連携河川事業」の増額および大規模構造物の新設、改築を総合的に実施するための「大規模特定河川事業」の増額が必要。

#### 防災・安全交付金



防災・安全交付金で実施中の二級河川三瀬川

#### 大規模特定河川事業



二級河川相川で採択された大規模特定河川事業

#### 要望

防災・安全交付金の予算を確保するとともに、個別補助事業（大規模特定河川事業、事業間連携河川事業）の予算を増額すること。

【県土整備部】

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

#### 各施設の更新や老朽化対策に係る事業費の確保

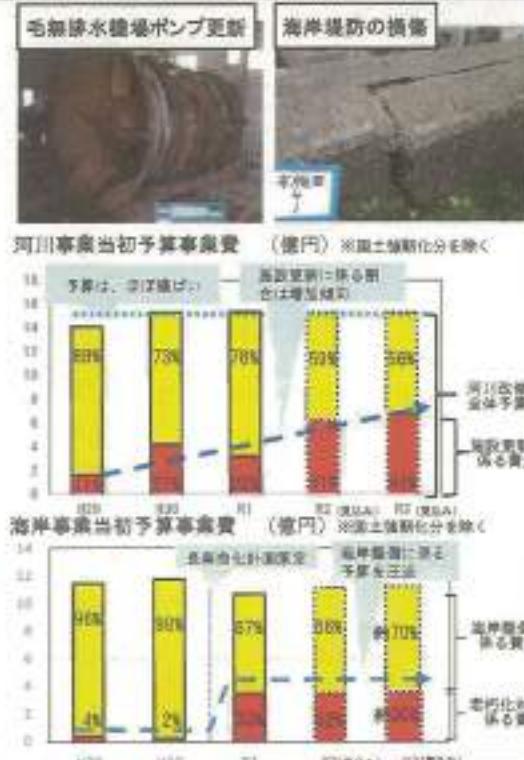
長寿命化計画に基づく河川および海岸施設の更新・延命化

長寿命化計画に基づき更新等を実施する施設は河川で27施設、海岸で89箇所ある

適切な時期に更新等を実施することで、治水安全度を維持し、ライフサイクルコストの縮減を図ることができる。

施設の更新等は、多額の費用を必要とするため、現在、予算は防災・安全交付金を充当している。

施設の更新等の費用は、防災・安全交付金全体に占める割合が大きく、今後、さらに増加することから、河川・海岸施設の整備費用を圧迫することになる。



## 維持管理に対する財政支援の強化

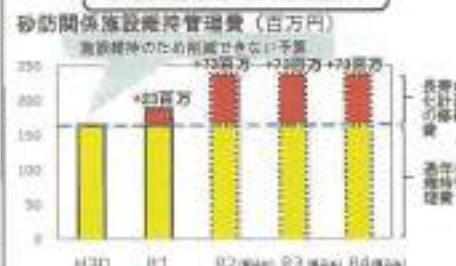
老朽化した砂防関係施設の機能を回復・確保



- 施設は約2,300施設あり、今後も施設数は増加
  - 長寿命化計画(H31～R10)に基づき、維持修繕を計画的に実施

長寿命化計画に基づく施設修繕を確実に進めていくためには、予算の安定的・持続的な確保が必要

條款は交付会の対象外



県単独事業で対応することは、重い財政負担

股利更新は交付金の対象外



長寿命化計画に基づく砂防関係施設の修繕やダム設備の更新を確実に進めるためには、交付金による支援が必要！

要 七

- 長寿命化計画に基づく河川の排水機場や水門の更新および海岸堤防の老朽化対策を確実に進めるための事業費を確保すること。
  - 長寿命化計画に基づく砂防関係施設の修繕やダム設備の更新を交付金の対象とすること。

【県土整備部】

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

### 鳥羽河内ダム

頻発・激甚化する豪雨災害！  
令和元年9、10月には三重県で記録的大雨が発生！  
10月には台風第19号による記録的な大雨により、  
全国各地で甚大な被害が発生！

令和元年9月5日  
降雨状況

鳥羽河内川流域でも数年に1回、浸水被害が発生！

用地買収 34.6ha  
375筆  
工事用道路 L=3.5km  
橋下地盤工事上部  
鳥羽河内ダム

平成27年9月9日  
(台風第18号)  
鳥羽河内川  
浸水状況

### 鳥羽河内ダムの建設推進

地元はダム建設を歓迎

要望活動状況  
(鳥羽市長、  
町内会長)  
平成30年11月

用地取得を今年度で完了

平成27（2015）年度に補償  
基準を妥結、令和元（2019）  
年度末には用地取得を完了  
の見込み

#### 工事用道路整備状況

平成29（2017）年度から工事用道路  
を計画的かつ着実に整備し、早期の  
ダム本体工事着工を目指す！

令和10年度までに事業費94億円が必要

年	事業費(百億円)
R1	100
R2	100
R3	100
R4	100
R5	100
R6	100
R7	100
R8	100
R9	100
R10	2500

鳥羽河内ダムの完成により  
治水安全度が大きく向上！

湛水面積 (ha)

状態	湛水面積 (ha)
整備前	527ha
整備後	405ha 12ha

浸水戸数 (戸)

状態	浸水戸数 (戸)
整備前	327戸
整備後	150戸 17戸

◆ 治水安全度の向上により、地域の  
浸水被害を軽減

要望 鳥羽河内ダム建設に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

31

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

#### 1 重要施設を保全する土砂災害防止施設の整備を推進！



- ・自力で避難することが困難な人々が滞在する要配慮者利用施設や、避難先として使われる学校、公共施設を保全する土砂災害防止施設の整備を推進
  - ・土砂災害により水道施設や国道（緊急輸送道路）等インフラ・ライフラインへの被害を防止する土砂災害防止施設の整備を推進

2 土砂災害が発生した箇所について土砂災害防止施設の整備を推進！



- ・過去に土砂災害が発生（平成11、14、15、20、24年）した箇所について道路事業と連携して効果の早期発現や最大化を図る事業間連携砂防事業を推進

**重要施設は、災害発生時に被災すると社会に与える影響が大きく、また過去に災害が発生した箇所については、再度災害が発生する可能性が高いことから、これらの土砂災害防止施設の優先的な整備が必要！**

県内には、整備が必要な箇所が約4,500箇所もあり、土砂災害防止施設の整備が必要！  
重要施設の保全や過去に土砂災害が発生した箇所の土砂災害防止施設の優先的な整備とともに、一般事業の推進も必要！

要望

- 重要施設の保全や過去に土砂災害が発生した箇所の土砂災害防止施設を優先的に整備するため、重点配分を図ること。
- 一般事業を推進するため、必要な予算を確保すること。

【景土整理部】

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

### 耐震性能を有する処理場や幹線管渠の整備 ～災害時に防災拠点等の下水道機能を確保～

#### 南部浄化センター（第2期）の早期供用開始



平成30年度に着手したスクリーンポンプ後の建設を進めます。



#### 南部浄化センター（第2期）の整備工程

	2014	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	計
整備実績		32億円										32億円
着工実績			32億円									32億円
躯体整備				32億円								32億円
プラント整備					32億円							32億円
工事費(億円:税込)	0	3.6	6.4	5.4	7.6	17	15	22	21	12	12	12

#### 宮川流域幹線管渠の早期供用開始



#### 宮川流域下水道幹線管渠の整備工程

	2015	'16	'17	'18	'19	'20	'21	...	'24
内宮幹線		32億円							
明和幹線			32億円						
五十鈴川幹線				32億円					
工事費(億円:税込)	0.8	4.1	5.4	4.8	4.7	4	3	12	3

### 長寿命化計画に基づく老朽化対策

#### ～安定的・継続的な下水道機能を確保～

##### 各浄化センター・プラント設備の改築



「機能停止の未然防止」と「ライフサイクルコストの最小化」を目的とした長寿命化計画に基づく計画的な改築が必要！

適切な改築が実施できないと

処理施設の停止や機能低下が生じ、  
公共用水域の水質悪化を招くため  
**公共的役割を果たすことができない！**

#### 第2期長寿命化計画(2017~2020)に基づく老朽化対策費用

	2017	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24
老朽化対策 (国費:億円)	6.1	11.2	14	7				

次期計画である  
ストックマネジメント計画で策定

#### 要望

- 災害時の下水道機能確保のため、下水道施設の整備に必要な予算を確保すること。
- 下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるため、老朽化対策に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

切迫する南海トラフ地震や激甚化する気象災害から、  
国民の生命と財産を守る

### 南海トラフ地震に備えた海岸堤防の整備

#### ●南海トラフ地震の今後30年以内の

発生確率は70～80%

三重県で想定される南海トラフ地震による被害は、死者数約4万人、経済被害額約2兆円と想定されており、早期の対策が喫緊の課題となっています。

特に、県南部では非常に大きな津波が短時間で来襲することから、減災効果を發揮する「粘り強い構造」の堤防を整備することで、住民等の避難時間の確保を図ります。



### 高潮・侵食被害に備えた海岸堤防の整備

宇治山田港海岸では、堤防整備や養浜による面的整備により、高潮防護効果が発揮されています。

宇治山田港海岸二見地区(二見工区)



「津波避難対策特別強化地域」において地震・津波対策に重点的に取り組めるよう、防災・安全交付金とは別枠の予算確保が必要！

- |    |   |
|----|---|
| 要望 | 1 南海トラフ地震による被災リスクの高い「津波避難対策特別強化地域」において、緊急性の高い海岸保全施設の地震・津波対策を推進できるよう、新たな予算制度を創設するとともに事業費を確保すること。<br>2 港湾施設の老朽化対策や地震対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。 |
|----|---|

### 港湾施設の老朽化対策や地震対策

地域の基幹産業を支え生産性向上に資する港湾施設の老朽化対策が必要！

・直背後に港湾貨物を利用する工場が集積。生産された製品は国内産業を支える。

津松阪港-7.8m大口岸壁  
岸壁上部工老朽化状況



津松阪港（松阪港区）

海岸線延長工事の実績、現況、  
大手荷役ターミナル開港、  
新規開港場、新工場の立地など

【下記保守事務中】  
・外航船  
・中型船  
・大型船

内航定期便運行改修工事期間中は、セメント  
ト往復時間の増加による  
非効率な荷役が発生  
往復時間にして約1.4倍→  
1.8倍の負担増。準備を含め  
2日に掛かる荷役作業が発生

大口岸壁  
・外航船  
・セメント販賣港利用不可

・外航船は大口岸壁 SOLAS  
利用不可。SOLAS は中央  
岸壁のみの運用

岸壁改修の早期完成にはさらなる予算措置が  
必要

新工場建設工事工場や  
新規開港場などの立地など

・セメント  
・中型船  
・大型船

・内航定期便運行改修工事期間中は、セメント  
ト往復時間の増加による  
非効率な荷役が発生  
往復時間にして約1.4倍→  
1.8倍の負担増。準備を含め  
2日に掛かる荷役作業が発生

・外航船  
・セメント販賣港利用不可

・外航船は大口岸壁 SOLAS  
利用不可。SOLAS は中央  
岸壁のみの運用

・内航定期便運行改修工事期間中は、セメント  
ト往復時間の増加による  
非効率な荷役が発生  
往復時間にして約1.4倍→  
1.8倍の負担増。準備を含め  
2日に掛かる荷役作業が発生

・内航定期便運行改修工事期間中は、セメント  
ト往復時間の増加による  
非効率な荷役が発生  
往復時間にして約1.4倍→  
1.8倍の負担増。準備を含め  
2日に掛かる荷役作業が発生

【県土整備部】

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

～社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金による支援（街路・都市公園）～

<b>街路・都市公園事業実績予定箇所</b>	<b>街路事業（県事業：6箇所）</b>	<b>無電柱化の推進</b>																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>(都)県道延長総額</li> <li>(都)都道府県内額</li> <li>(都)都市機能整備事業</li> <li>新外宮御幸道路（第2工区）</li> <li>新川下流河川改修事業</li> <li>新川河川改修事業</li> <li>新川河川改修事業</li> </ul>	<p>（百万円：事業費ベース）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業費（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>H29</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>H30</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>H31</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>H32</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>H33</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>H34</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>H35</td><td>1,300</td></tr> </tbody> </table> <p>*活用率：有効性付与率 *既存工事対象 街路事業予算の推移（県市町事業含む）</p> <p>新電柱化の進捗や着手順における実績率と目標との差を示す予算の推移を</p> <p>新電柱化の進捗を完了</p>	年度	事業費（百万円）	H28	1,200	H29	1,100	H30	1,300	H31	1,300	H32	1,300	H33	1,300	H34	1,300	H35	1,300	<p>千葉県では台風第15号の影響で、約2000本の電柱が倒壊し、停電の長期化など、住民生活に甚大な影響を与えた。</p> <p>台風第15号による電柱倒壊の様子（千葉県印西市）</p> <p>台風や地震による電柱倒壊のリスクが軽減できる無電柱化に注目が集まっている。</p> <p>防災力を強化するためには無電柱化の促進が必要！</p>	<p>(都)丹那神新三郷（伊勢市）</p> <p>既存する開拓地は開拓地の浸水危険地帯</p> <p>既電柱による影響向上および通学路の安全確保</p> <p>(都)外宮幸参道（伊勢市）</p> <p>既電柱による影響向上および通学路の安全確保</p> <p>(都)外宮幸参道（伊勢市）</p> <p>既電柱による影響向上および通学路の安全確保</p>	
		年度	事業費（百万円）																			
H28	1,200																					
H29	1,100																					
H30	1,300																					
H31	1,300																					
H32	1,300																					
H33	1,300																					
H34	1,300																					
H35	1,300																					
<p>（都）丹那神新三郷（伊勢市）</p> <p>既存する開拓地は開拓地の浸水危険地帯</p> <p>既電柱による影響向上および通学路の安全確保</p> <p>(都)外宮幸参道（伊勢市）</p> <p>既電柱による影響向上および通学路の安全確保</p>																						

<b>都市公園事業</b>		<b>通学路における交通安全対策</b>		
<b>都市公園の整備推進</b>		<p>(都)東部新幹線（浜名市）</p> <p>既電柱による影響向上および通学路の安全確保</p>		
<p>防災施設</p> <p>浜名北勢中央公園（西日高市・いなべ市・豊郷町）</p>	<p>防災公園</p> <p>香良郷夷古跡防災公園（南市）</p>	<p>（都）2021年開催「平成32年か国体・七二大会」に向け、園林開通事業に着手を着手計画</p>	<p>防災施設</p> <p>松阪市総合運動公園（松阪市）</p>	<p>防災公園</p> <p>松阪市防災公園（鈴鹿市）</p>
<p>（都）2021年開催「平成32年か国体・七二大会」に向け、園林開通事業に着手を着手計画</p>	<p>（都）2021年開催「平成32年か国体・七二大会」に向け、園林開通事業に着手を着手計画</p>	<p>（都）2021年開催「平成32年か国体・七二大会」に向け、園林開通事業に着手を着手計画</p>	<p>（都）2021年開催「平成32年か国体・七二大会」に向け、園林開通事業に着手を着手計画</p>	<p>（都）2021年開催「平成32年か国体・七二大会」に向け、園林開通事業に着手を着手計画</p>
<p>既災害に寄与する都市公園整備に必要な予算の確保を</p>	<p>既災害に寄与する都市公園整備に必要な予算の確保を</p>	<p>既災害に寄与する都市公園整備に必要な予算の確保を</p>	<p>既災害に寄与する都市公園整備に必要な予算の確保を</p>	<p>既災害に寄与する都市公園整備に必要な予算の確保を</p>

**要望** 街路および都市公園整備事業の推進に必要な予算を確保すること。

【国土整備部】

## 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

### 住宅・建築物の耐震化促進

住宅・建築物耐震化促進のために必要な予算確保を

耐震改修が必要な多数の者が  
利用する建築物（木造）



倒壊して道路を塞ぐ住宅（藤本幼稚園）

**耐震化の支援**  
耐震診断補助、補強設計補助、耐震改修補助  
耐震性のない住宅・建築物除外補助

**普及啓発**  
PR資料作成費、講習会・相談会開催費  
住宅戸別訪問業務委託費

**要望**  
**居住者・利用者・まちの  
安全・安心のために  
必要な予算確保を！**

2020年度必要国費額  
5.3億円

#### 耐震化の目標

令和2年

- 国方針 住宅・建築物の耐震化率：0.5%
- H30年度末：84.1%（推定）
- 累計計画 避難路沿道建築物・防火換気  
建築物の耐震診断報告期限

木造住宅の耐震補強工事の現状

#### 三重県の平均補強工事費

三重県の平均工事費：約243万円

補強工事の補助制度

工事費 240万円の場合

自己リファーム補助

団体（団員会員ニード）

自己負担

現状

60万円 20万円 50万円 110万円

要望

60万円 20万円 60万円 100万円

問題点

●増加傾向が続く工事費

**要望**  
補強工事国庫補助の  
上限額の引き上げを！

2020年度 引き上げに  
必要な国費額 0.2億円

### 市街地の安全性の向上

狭い道路解消促進のため、交付金の溝額配分を

現状

【A市の平成30年度実績】  
セットバック部分の寄付222件のうち、未整備は106件  
要望額どおり国費が分配されないため、  
要望に必要な予算が確保できない

A市の現状

（整備済）  
116件  
**未整備  
106件**

未整備のままの  
セットバック部分

問題点

- セットバック部分が未整備のままで放置され、通行上危険
- 住民からは、早く整備するよう  
に要望がある

**要望**  
道路整備のために  
国費の溝額配分を！

2020年度必要国費額  
1.4億円

### 公営住宅の除却

耐用年数が過ぎて空き家となった公営住宅の除却費用に対する交付金制度の拡充を

現状

「不要となる  
公営住宅の推計」  
(総管理棟数  
: 280棟)

不要となった  
住宅の除却費用  
は交付金対象  
事業ではない

今後 20 年  
間で急激  
に増加

18 棟

32 棟

76 棟



不要となった住宅の  
除却費用

台風により  
壊れあがった  
屋上防水シート

（不要となった住宅の例）

問題点

耐用年数が過ぎて空き家となった  
公営住宅の防犯対策、草刈りや鳥  
類駆除などの日常管理、自然災害  
に対する費用が必要となる。

課題解決に向けて

不要となった住宅の除却費用が  
交付金対象事業となった場合……

地方負担額  
が半減！

- ① 計画的な除却が可能に！
- ② 総持管理費の削減！

**要望**  
除却費用に対する  
交付金制度の拡充を！

要望

- 1 住宅・建築物の耐震化促進に必要な予算を確保すること。
- 2 木造住宅の耐震補強工事に係る交付金を地方負担額と同額まで引き上げること。
- 3 狹い道路整備等促進事業に必要な交付金を溝額配分すること。
- 4 耐用年数が過ぎて空き家となった公営住宅の除却費用について、交付金制度の拡充を図ること。

【県土整備部】

### 3 農山漁村地域における防災・減災、国土強靭化対策の推進と継続強化

(農林水産省)

#### 【要望項目】 態度・予算

頻発・激甚化する風水害・土砂災害や地震等に対し、防災・減災対策を強化するため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」(以下3か年緊急対策)など必要な予算の確保および制度を拡充するとともに、対策期間終了後の令和3年度以降も、必要な取組を集中的・計画的に進められるよう、一分な予算の確保および財政措置の継続を図ること。

1 選定基準の見直しによる防災重点ため池の増加により、ハード対策が長期間にわたると見込まれることから、「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置と同様の財政措置を継続すること。

また、排水機場および頭首工の多くは老朽化に伴う機能低下を招いているため、早急なハード対策が必要であることから、農業用ため池と同様に「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置を講じること。

さらに、病害調査や機能診断、実施計画作成などのソフト対策について、必要な予算を確保するとともに、令和2年度までとなっている国の定額補助の期限をさらに延長すること。

2 災害に強い森林づくりを推進するため、山地災害対策に係る予算を継続的に確保するとともに、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるための予算を十分に確保すること。

3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設・津波防波堤の整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算の確保や起債充当率の嵩上げを行うとともに、海岸保全施設の耐震対策を加速させるため、耐震性能調査の適償化・定額補助金化など財政措置の充実を図ること。

#### 《現状・課題等》

近年の豪雪災害や北風等、「想定外」「毎一年に一度」の大規模自然災害が頻発する中、ソフト、ハードの両面から防災・減災対策を強化していく必要があることから、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」(以下3か年緊急対策)などの必要な予算を確保・拡充することが必要です。また、対応策の集中取組が間もなく終り(2021)年度以降も、必要な取組を集中的・計画的に進める上も、防災・減災対策の確保および政策質の継続が必要です。

1 農業用ため池の適切な管理および保全が行われる体制をより強く整備するための「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、ため池の管理体制の強化を進められて、防災機能をめね池の見直しにより、ハザード対策が必要となるため池が大幅に増加し、その対策は今後長期にわたると見込まれることから、「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置（防災・減災・国土強靭化緊急対策事業費 起債充当率100%、交付税算入率50%）と同様の財政措置の継続が必要です。

また、洪水時ににおける基水の確保を目的とした排水機場の多くが標準耐用年数を超過し、更新時期を迎えていたとともに、河川からの農業用水取水を目的に築造された頭首工の多くも、老朽化が進み、ゲートの操作不能等による洪水時の治水障害（堤防決壊等）の発生が懸念され、農地のみならず宅地や公共施設等へ甚大な被害を及ぼすおそれがあります。こうしたことから、豪雨による浸水等の大規模な自然災害による被害を防止する上で、これらの排水機場および頭首工の更新をハード対策が必要です。このため、農業用ため池と同様に「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置（防災・減災・国土強靭化緊急対策事業費 起債充当率100%、交付税算入率50%）が必要です。（排水防除事業等により整備した排水機場数は159箇所で、うち平成30（2018）年度末に標準耐用年数を超過した施設は、107箇所で77%が超過）

さらに、選定基準の見直しによる防災重點ため池の大幅な増加や、標準耐用年数を超過するなど老朽化した排水機場が更吉上ヶ敷多く存在することから、今後も早急なハード対策に向け、動態調査や機器診断、実施計画作成などのソフト対策を実施する必要があります。このため、令和2（2020）年度までとなっている国の定額補助の期限の再延長が必要です。

2 近年、局地的な豪雨や地震などに起因する山地災害の頻発や、老朽化等による治山施設の長寿命化が課題となっています。このため、早急かつ計画的に治山事業を推進するための予算を一分に確保するとともに、治山施設の長寿命化対策として、過去に整備した約8千の治山施設の適切な維持管理や更新、機器強化等を着実に進める必要があります。

3 地方の海岸保全施設の多くは伊勢湾台風後に撤消され、老朽化が著しく進んでいます。また、南海トラフ地震発生の際直撃が想定中、海岸保全施設・津波防波堤の整備を手始めの着実に進めることが必要です。しかししながら、これらの整備には多大な費用と長期間を要することから、景気的に推進するための予算の確保や震災発生率の嵩上げ（起債允当率 100%、交付税算入率 80%）を行う上ともに、海岸保全施設の耐震対策を加速させるため、担当行政機関の協議化・実績補助金など、地方財政への影響を緩和する措置が必要です。

事務担当 農林水産部農業基盤整備課、沿上林道課、水産基盤整備課  
関係法令等 土地改良法、農村地域防災対策事業実施要綱、治山治水地域整備交付会定期要綱、海岸法、  
南海トラフ地震による地盤防災対策の推進に関する法律

### 3 農山漁村地域における防災・減災、国土強靭化対策の推進と継続強化

(農林水産省)

#### 現状と課題 1 農業用ため池、排水機場等の防災対策の強化



#### 現状と課題 2 治山施設の長寿命化対策の強化



#### 現状と課題 3 海岸保全施設等の耐震・耐津波対策の推進



頻発・激甚化する風水害・土砂災害や地震等に対し、防災・減災対策を強化するため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」（以下3か年緊急対策）など必要な予算の確保および制度を拡充するとともに、対策期間終了後の令和3年度以降も、必要な取組を集中的・計画的に進められるよう、十分な予算の確保および財政措置の継続を図ること。

- 要望
- 選定基準の見直しによる防災重点ため池の増加により、ハード対策が長期間にわたると見込まれることから、「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置と同様の財政措置を継続すること。また、排水機場および頭首工の多くは老朽化に伴う機能低下を招いているため、早急なハード対策が必要であることから、農業用ため池と同様に「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置を講じること。さらに、耐震調査や機能診断、実施計画作成などのソフト対策について、必要な予算を確保するとともに、令和2年度までとなっている国の定額補助の期限をさらに延長すること。
  - 災害に強い森林づくりを推進するため、山地災害対策に係る予算を継続的に確保するとともに、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるための予算を十分に確保すること。
  - 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設・津波防波堤の整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算の確保や起債充当率の嵩上げを行うとともに、海岸保全施設の耐震対策を加速させるため、耐震性能調査の適債化・定額補助金化など財政措置の充実を図ること。

【農林水産部】

## 4 Society5.0（防災分野）の地域社会での実現

（内閣府、総務省、国土交通省）

### 【要望項目】制度・予算

- 国等がAI技術等を活用して地域の防災対策のために研究している開発成果を、地域での実験で終わらせず、継続して実験できるよう、関連するアプリケーションやプラットフォームの無償または低廉な利用を可能とすること。
- 地域の災害対策活動に必要となるデータを国と地域が共有することで、より効果的な災害対策活動が行えることから、SIP4.0と地域の防災情報システムが自動連携を行うために必要となる改修費用について財政支援を行うこと。

### 《現状・課題等》

1 平成30年7月豪雨では、愛媛・高島・四国山地県における死者の約7割が60歳以上の方であり、災害時の高齢者の適切な避難が課題となっています。また、今作の台風第13号においても、死者全体の半数を占める福井県、宮城県では高齢の弱冠者が多く、河川氾濫や堤防決壊による浸水から逃げ遅れをケースが目立ちました。

有識者に行ったアンケートでは「一人暮らしの高齢者の迷子は迷子続けること」より「避難への意図」の方が大きいという點から来るケースが多く、迷子を防ぐためには、迷った家族から「生き残っている」というサインを求めることが必要」という意見がありました。また、NHKが平成30年7月豪雨の被災者に対し行ったアンケートでは、避難のきっかけについて、31.8%の方が「消防や警察、近所の人、家族を観せきの手がかり」を挙えており、家族からの「手がかり」は高齢者の避難の推進につながると考えられます。

また、最近はSNSによる報道では日々にキャラクターが散れるようになりますが、こういったシールを活用して、地域住民から登録前の現地情報をリアルタイムで提供していくなど、災害対策本部での活動に生かすとともに、あわせて「呼びかけ」を行うことが避難の促進の要素だと考えます。

本県では、「SNS+AI技術を活用した住民避難・水防活動」をテーマとして、令和元(2019)年1月13日に、伊勢市をフィールドとして、国、伊勢市およびLINE社等とともに、これまでで最多の約200人が参加し、IoT(モノのインターネット)、AI(人工知能)等を活用して高齢者等の避難支援(全国初)、住民や消防団からの情報収集に関する実証実験を行いました。参画した登録者からは、「西で震度5ののでわかりやすい」とおっしゃる方や、「また、消防団等からの情報収集は灾害対策資金に有効と考えられるものの、行政側の情報入力に手間がかかる」と、住民が必要な情報を提供してくれるか、などの課題を発言されました。

防災分野におけるSociety5.0の実現に向けて、都道府県・市町村における災害対策活動の中で、こうしたIoT、AIを活用して、SNS等をインターフェースとしたがら、住民や防災関係機関からの情報収集、避難行動の促進に向けた呼びかけなど、今までとは新しい対応を行い、被害の最小化につなげることが重要と考えます。

今までの取組は、個々が究開発（戦略的インバーション開発プログラム（ISP）等を挙）を中心としたものである。現在は更なるレベルでの対応が求められている。今後、都道府県や市町村が総合的に実践し、効果を測定しながらPDCAサイクルを回して改良し、地場レベルで調整していくことで、新しい時代の防災体制が実現するものと考えますが、そのためのノットウェアシステムの構築・運営等に多額の費用が必要です。このため、河川、港湾機器を調整して、要連したアソリケーションやクラウド等との連携等も含めた、研究開発の成果を簡単に地域に移植できる仕組みづくりが必須です。

2. 地方、各省庁、地方自治体、民間が収集した防災情報を共有するための「災害情報ハブ」の構築を推進しており、災害時には段次的にISUT（災害情報統約実施チーム）を強化し、SIP4D<sup>4</sup>を活用して現地で収集した情報を地図化して災害対策活動を支援するなどをしており、平成30年7月豪雨や台風の令和第13号、令和第19号の際に併せて、ISUTが各地での情報の収集・整理を行い、災害対策活動を支援しました。

本県の防災情報システムは、直近からの情報収集や関係機関との情報共有を実現しており、今年度中に初めて電子媒体を介したデータ提供が可能となるよう改修する予定ですが、SIP4D側の情報を本県の防災情報システムに反映させ、また、県・市町村のアラームシステムでの情報伝達には困難です。

災害情報ハブ：齊進センターの担当によれば、SIP4Dと地域の防災情報システムとの連携が課題とされており、また、地域との連携モデルの検討を進めていますが、本県も年内に直面するとともにこの検討に参加し、SIP4Dへのデータの反映手順等について検討する予定です。

本県の防災情報システムとSIP4Dが直結連携し、ISUTや関係機関と異なりデータを受け渡しできるようになれば、災害対策上、大きな効果が期待できることから、自動連携が可能なシステム改修費用に対して、国が財政措置を講じることが必要です。

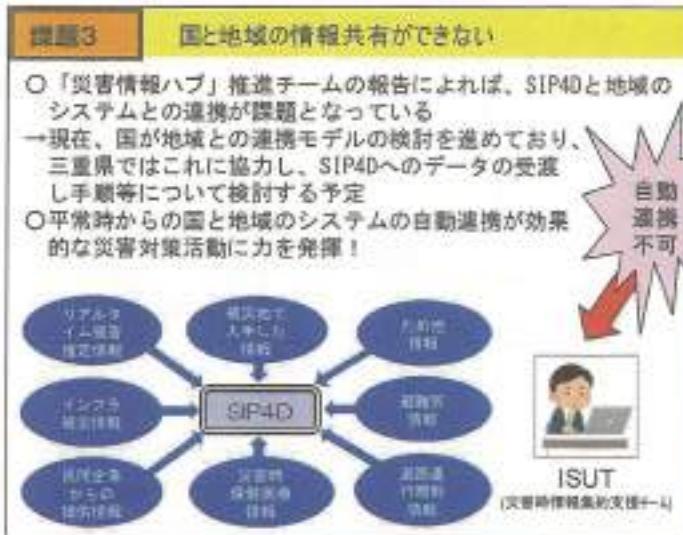
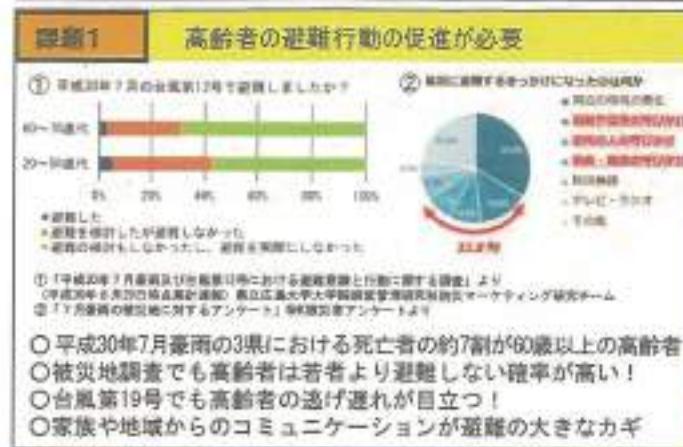
#### 災SIP4D（Shared Information Platform for Disaster management）

関係機関の保有する災害情報が複数存在する際は、そのデータ形式に依らず、必要な時に完備して集約して利用できる。また、集約した情報をAI等のシステムに応じた形式に変換して渡すことができる。

事務担当：防災対策部災害対策課  
関係法令等：災害対策基本法

## 4 Society5.0(防災分野)の地域社会での実現

(内閣府、総務省、国土交通省)



**【要望項目】**

- 1 国等がAI技術等を活用して地域の防災対策のために研究している開発成果を、地域での実験で終わらせず、継続して実践できるよう、関連するアプリケーションやプラットフォームの無償または低廉な利用を可能とすること。
- 2 地域の防災対策活動に必要となるデータを国と地域が共有することで、より効果的な防災対策活動が行えることから、SIP4Dと地域の防災情報システムが自動連携を行うために必要となる改修費用について財政支援を行うこと。

【防災対策部】

## 5 南海トラフ地震臨時情報への対応に係る支援

(内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

### 【要望項目】制度・予算

- 1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民が迫切な避難行動をとれるよう、国は地方自治体と連携して、避難所の確保や整備に努めるとともに、住民に丁寧に説明し、正しい理解が浸透するよう啓発に努めること。
- 2 M8以上の「半割れ」の場合の事前避難に係る避難所運営経費等と同様に、「M7以上8未満」の「一部割れ」の場合の自主避難に係る避難所運営経費等においても災害救助法の対象とすること。
- 3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、後発地震発生後では避難が間に合わないおそれのある事前避難対象地域においては、企業の事業継続・中止の判断、学校の臨時休校、病院の入院患者や社会福祉施設等の入居者の引渡しまたは利用者の安全確保、公共交通機関の運行停止などの対応が必要となることから、その間の支援策も含め、内閣府と関係府省庁が連携して、具体的な指針を示すこと。

### 《現状・課題等》

- 1 今まで確立販賣地震震度7以上の第Ⅱを初め、河川底における大津波被害を受けた本邦では、災害の教訓を次世代に継承する上でも、県民の皆さんの防災意識を高めるため、防災訓練やシンボルマーク等を構築することとしています。  
緊急用から常時トランジット避難情報（以下「臨時情報」という。）が発表された場合で、被災地から離れており、後発地震に備える必要がある地域では、印付の結果、公共交通機関の運行停止に伴い、土地開拓から2週間、避難情報を種別に記載して、地域への課題の再確認や必要に応じて有効的な避難などを行っています。  
本引例においては、臨時情報の発表に備え、情報収集・伝達体制の構築のほか、新たに地震の時間差発生等による複数の避難の経験などが必要となることから、本院は全体計画、市町村の計画を踏まえて、実証を目的に開催し、訓練の実行、実演の検討を行っていながら、その中で特に、特に事前避難等に必要とされる（名古屋）避難所の確保や住民への周知感覚が大きな課題となっています。また、避難中の避難生活が主避難に及ぶことから、体育館等の避難所では、エアコンやシャワリーの設置など、短時間の避難生活よりも質の高い環境整備が必要となります。このため、国が取り組む体制を強調して、（名古屋）避難所の確保や整備（環境整備を含む）の支援、住民への啓発等を実施する必要があります。
- 2 本海トラフ地震がM8以上の「半割れ」の場合、被災していない地域における事前避難のための避難所運営経費等が新たに災害救助法の対象とされたところですが、現行ガイドラインでは、M7以上の未満の「一部割れ」の場合を必要に応じて自主避難を促すものとされています。こうした要因の自主避難に必要な避難所運営経費等も災害救助法の対象とすべきです。
- 3 当初ガイドラインによると、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、被災を免れた事前避難対象地域では、1週間を基準とし、事前避難対象地域内に在籍する企業の事業継続・中止の判断、学校の臨時休校、病院の入院患者や社会福祉施設等の人間者の引渡し、利用者の安全確保、公共交通機関の運行の停止などの対応が求められます。その際、開催機関に対して、休業等の必要性を啓発することが重要であると、内閣府と関係府省庁が連携して、五気避難の仕か、必要とされる対策のための具体的な支援を行うことが必要です。

専務担当 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

関係法令等 災害救助法、東海トラフ地震に係る地殻防災対策の推進に関する特別協定法

## 5 南海トラフ地震臨時情報への対応に係る支援

(内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合、被災地から離れており、後発地震に備える必要がある地域では、臨時情報の種別に応じて、市町や住民、企業等にはさまざまな対応が求められますが、次のような課題が存在します。

### 課題 1 住民が避難などの適切な行動をとれるように、対策が必要。

#### 【市町からの要望】

三重県では、南海トラフ地震臨時情報への対応等について、市町等と検討しています。

#### 【市町の声】

津波浸水想定地域内である沿岸部には多くの住民が居住している。多くの住民が避難すると避難所の確保ができない。



○県防災施策に関する研究会

#### 【市町の声】

事前避難を1週間行うことになると、体育馆等の避難所では、エアコンやシャワーの設置がされていないので、環境面が不安。



#### 【市町の声】

事前避難対象地域の設定に時間がかかるので、住民への啓発が進んでいない。  
一方で、南海トラフ地震臨時情報の対応について、国からはもっと普及啓発してもらいたい。

#### 【市町の声】

事前避難をする場合、受け入れる地域は日常生活を行っているため、要配慮者を受け入れるだけの(福祉)避難所が確保できない。

国と連携した、(福祉)避難所の確保や整備(環境整備を含む。)をするための支援策、南海トラフ臨時情報に関する周知啓発等が必要！

#### 【要望項目】

- 1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民が適切な避難行動をとれるように、国は地方自治体と連携して、避難所の確保や整備に努めるとともに、住民に丁寧に説明し、正しい理解が浸透するよう啓発に努めること。
- 2 M 8 以上の「半割れ」の場合の事前避難に係る避難所運営経費等と同様に、「M 7 以上 8 未満」の「一部割れ」の場合の自主避難に係る避難所運営経費等においても災害救助法の対象とすること。
- 3 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表され、後発地震発生後では避難が間に合わないおそれのある事前避難対象地域内においては、企業の事業継続・中止の判断、学校の臨時休校、病院の入院患者や社会福祉施設等の入居者の引渡しまたは利用者の安全確保、公共交通機関の運行停止などの対応が必要となることから、その間の支援策も含め、内閣府と関係府省庁が連携して、具体的な指針を示すこと。

### 課題 2 「一部割れ」時の自主避難に係る避難所運営等による地方の財政的負担が大きい。

#### 【国のガイドライン】

住民は日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を取る(必要に応じて避難を自主的に実施)

事前の自主避難に必要となる避難所運営経費は災害救助法の対象外

市町が自己負担で避難所運営をしなければならない

南海トラフの想定震源域周辺における過去のM7以上8未満の地震発生状況(一部割れ)

発生日	震央名(地名/名称)	M
1931/11/2	日向灘	7.3
1941/11/19	日向灘	7.6
1948/4/18	昭和南海地震(余震)	7.4
1961/2/27	日向灘	7.5
1968/4/1	日向灘	7.7
2004/9/5 19:07	三重県南東沖	7.3
2004/9/5 23:57	三重県南東沖	7.5

出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1回)(平成31年3月)

地方の財政的負担軽減のため、国による十分な支援措置が必要！

### 課題 3 事前避難対象地域の企業や病院、学校、福祉施設、公共交通機関等の対策が進んでいない。

「半割れ」時、1週間の対策が必要なケース(地域)あり！

●企業  
・事業の継続・中止の判断  
・従業員の安全確保など

●病院や福祉施設  
・入院患者や入居者の引渡し  
・利用者の安全確保など

●学校  
・臨時休校  
・児童生徒の安全確保など

●公共交通機関  
・運行の停止  
・運行規制等の周知など

#### 関係者の声

具体的にどのような対応をするのかわからず、不安

国において企業や病院、学校、福祉施設、公共交通機関等の事前対策のための個別の指針を作成し、対策を推進していくことが必要！

【防災対策部】

## 6 予防・健康づくりの取組の推進

(厚生労働省)

### 【要望項目】制度・予算

- 「医療・介護の予防に関する大規模実証事業」を実施するにあたっては、地方創生の推進につながるよう、地域の実情に応じた取組が促進されるような制度設計とすること。
- 本県が次年度予定しているデータやテクノロジーを活用した実証事業を大規模実証事業として位置づけること。
- 地域が事業内容を十分に検討し、効果的・効率的に実証事業に取り組めるよう、制度設計の詳細について早期に提示すること。
- 地域の実情に応じて創意工夫をした予防・健康づくりの取組が持続可能なものとなるよう、安定的な財源を確保すること。

### 《現状・課題等》

- 本県では、これまでの医・介護づくりに取り組んできた結果、女性の健康寿命は全国2位、がんの70歳未満の年齢調整死亡率は全国3位と改善しました。また、平成30（2018）年度に実施した「第8回えん民医療調査」によると、革新的な取り組みで最も重視されたのは、「健康状況」でした。さらに今夏、内閣府が発表した「国民生活に関する世論調査」によると、今後の生活に力を入れたい点として「健康」が最多で66%以上の回答率となっており、年齢別の回答率の変化以降となっています。
- また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018 改訂版（平成30年12月21日閣議決定）」によると、「東京圏以外の地方における15～29歳の若者人口は、2000年から2016年までの15年間で約3割減少する一方で、約60%（2016）年度に経済産業省が行った調査によると、就労率が低率を演算条件として、「従業員の健康や後輩方に配慮している」と回答したのは可憲以下の結果となっていました。
- 入院100年時代を迎えるにあわって、予防・健康づくりの取組は、地域にとって重要なテーマであるとともに、若者人口の流動化に伴として、地方創生の推進にもつながることとなります。
- そのような中、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）や「成長戦略実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）では、「データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を検証するため、スピーディな普及・啓発するための実証事業を行なうこととされており、令和2年度予算の概算要求において、「医療・介護の予防に関する大規模実証事業」が盛り込まれました。

- ④ その時、体操や多くの取組は本半を始め企画で計画が実施されていることより、地方創生の推進につながるよう、各事業の実施においては、地域の実情に応じた取組が実施されるような制度設計を行っていただく必要がありま。
- ⑤ 本県交流、令和元（2019）年9月11日付「おけいこ山城としまか島民健康会議」において、企業の役割の「見える化」や表形対応、インセンティブの有効化を推進することになり、多くの人々が一日の大半を過ごす機関での健康づくりの推進を図らざるを得ない有りあり、次年度には、SDGs.9やSDGsの視点を取り入れ、データマイケルセンターを活用し、健康推進懇親会を含む県民を対象にアプローチを行い、健康づくりの健康増進効果等を確認する実証実験に取り組むことを予定しております。
- ⑥ 本丸としては、この実証実験を実施することで、カゼーランスの看板やその後の施策の実現を図るとともに、さらには他の分野における実証事業についても検討していることから、次年度、県において予定されている「医療・介護の予防に関する大規模実証事業」について、本丸での実施をしてみたいと考えています。
- ⑦ また、事業の実施にあたっては、地域が事業内容を十分に理解し、今後の、新規の、異なる実証事業に取り組むことができるよう、制度設計の詳細について早期に提示いたく必要があります。
- ⑧ 以上で、予防・健康づくりの取組は、地方自治体が、企業や大学等と連携して、地域の実情に応じて創意工夫をして、カゼーランスに驚く施策の展開や、好率先の模範館、新しい技術を活用した先進的な取組などに着目して取り組んでいくことが重要であることはから、資金面で取り組む予防・健康づくりの有効化が行われるよう、注目されて年次預りの安定的な財源を確保いたく必要がございます。

**事務担当** 医療保健部健康づくり課

開保法令等、持続可能な医療保険制度を構築するための医療保険法等の一部を改正する法律、健康増進法

## 6 予防・健康づくりの取組の推進

(厚生労働省)

### 人生100年時代の安心の基盤は「健康」

第8回みえ県民意識調査(R元.5)

幸福感を判断する際に重視した事項

**健康状況 第1位 (68.2%)**

三重とこわか団体  
三重とこわか大会  
マスコット「とこまる」

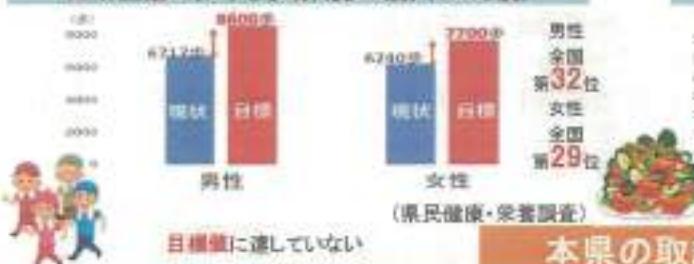
国民生活に関する世論調査(R元.8 内閣府)

今後の生活において力を入れたい  
と思うこと

**健康 第1位 (66.5%)**



日常生活における歩数(男女別) (H28年度)



目標に達していない

### 「健康づくり」なくして「地方創生」なし

まち・ひと・しごと創生総合戦略2018 改訂版

(平成30年12月21日)

2000年～2015年の15年間で**地方**(東京圏以外)  
の若者人口(15～29歳)

約3割の減少

### 本県の課題

#### 平均野菜摂取量 (H28年度)



### 本県の課題

#### 県民の健康づくりへの取組状況



約半数の県民が健康づくりに取り組んでいない

### Society5.0 × 健康づくり

#### データや最新テクノロジー等を活用した生活習慣病対策

<ICT端末の活用による実証事業を検討>

(目的)「運動」や「食生活」の分野の課題の改善や健康無関心層への対策

(対象)「大学生」や「企業の従業員」など

①行動の「見える化」

②生活習慣の改善

(個人)

ウェアラブル機器等ICT  
端末を活用し、日々の  
行動データを蓄積

(個人)

データ、SNSなどの  
健康情報の活用に  
より、行動変容を促す

③データの収集・  
分析(大学等)

データを集約し、その  
効果を分析することに  
より、エビデンスを構築

### ナッジ理論×健康づくり

#### ナッジ理論を活用した がん検診の受診勧奨

(目的)がん検診と

がん精密検査の  
受診率向上を図る

(対象)全市町

(内容)県は、市町における  
ナッジ理論に基づく  
受診勧奨資材  
の導入を支援

### SDGs(協創・包摵) × 健康づくり

#### エビデンスに基づく予防・健康づくりに

企業、関係機関・団体、市町等と連携して**オール三重**で取り組む

三重とこわか県民健康会議による横展開

多様な主体による実践

(内容)

三重とこわか健康立県宣言

とこわか健康会員(インセンティブ)  
の付きを検討

三重とこわか健康経営大賞など

(候補)100団体

(全長)知事

(設置)R元.9.6



実証事業のフィールドは**三重県**！

取組が持続可能なものとなるよう**安定的な財源**を確保！

### 【要望項目】

- 「医療・介護の予防に関する大規模実証事業」を実施するにあたっては、地方創生の推進につながるよう、地域の実情に応じた取組が促進されるような制度設計とすること。
- 本県が次年度予定しているデータやテクノロジーを活用した実証事業を大規模実証事業として位置づけること。
- 地域が事業内容を十分に検討し、効果的・効率的に実証事業に取り組めるよう、制度設計の詳細について早期に提示すること。
- 地域の実情に応じて創意工夫をした予防・健康づくりの取組が持続可能なものとなるよう、安定的な財源を確保すること。

【医療保健部】

## 7 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

(厚生労働省)

### 【要望項目】制度・予算

#### 1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 瑞穂研修病院の指定および研修医の募集定員の設定権限が国から都道府県へ移譲されるにあたって、業務の引き継ぎ等、十分配慮するとともに、業務遂行に必要な予算措置を行うこと。
- (2) 地域医療確保のための現学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 医師の働きやすい勤務環境を整備するため、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組や医師の業務負担軽減のための取組に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (4) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的認証制度を国の制度として創設すること。

#### 2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- (1) 国が実施した看護職員の需給推計について、地域の実態を十分考慮するとともに、推計結果の公表にあたっては、事前に都道府県へ情報提供するなど慎重に対応すること。
- (2) 看護職員の地域在住の解消に向けた取組を進めるとともに、都道府県が地域別に将来の需給推計が可能となるよう国が実施した需給推計について情報提供を行うとともに、地域医療介護総合確保基金による十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 看護職員の確保・定着を図るために、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援を行う必要があることから、ナースセンタのサテライト事業に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (4) 地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業や特定行為研修の受講促進の取組に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。

#### 《現状・課題等》

- 令和2(2020)年度から改正医療法により、瑞穂研修病院の指定による研修医の募集定員の設定について、國から都道府県へ権限が移譲されることから、業務移管に際して追加のための事務引継が必要です。また、國から移譲される業務量が膨大となることが想定されることから、本県の人員確保を含め業務遂行に必要な予算措置が必要です。
- 医師を確保・育成していくため、本県では、県内に勤務する志願のある医学生に対して奨学資金を貸与しており、県内の医師数は年々増加しているのですが、地域保健の課題解決には、まだ時日を要する点があります。引き続き、地域保健の経済に向けて、医師

確保を進めていくためには、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な視点からの財政支援が必要です。

- ① 平成29(2017)年4月5日に上りまとめられた「新たな医療の在り方を踏まえ対応即・看護師等の働き方ビジョン検討会」報告書では、地方で勤務する意願のある医師が多いものか、医師の勤務を競争する理由として、労働環境への不安や希望する内容の生じができるないという理由のほか、特徴的な世代では勤務環境などキャリア形成への不安が挙げられています。一方、本県が駐東京修業に対する実施したアンケート結果によると、べき地勤務の希望時期は専門資格取得後や現職時が多く、出産前や子育て世代では、べき地勤務希望がない傾向があるしました。このため、若手医師が医師不足地域において地域医療を担うために、子育て支援など働きやすい環境の整備が必要であるとともに、勤務環境改善に対する財政支援が必要です。
- ② 本県では、平成27(2015)年度に県の公的認証制度である「女性医師登録やむい医療機関認定制度」を創設し、現在、16 医療機関を登録していますが、今後、女性医師を育む医療従事者の歴史と歴史を実証的にしていくためには、勤務環境改善に具体的に取り組む医療機関に対する評価を国全体で取り組んでいく必要があります。
- 私が被扶養者数の実現を目指すとして看護職員の賃給強化をしていましたが、地域の現状としては看護職員が不足しているとの声が多くありますから、本県として看護師確保政策を推進している状況がありますため、取扱いの取扱いでは改めて必要です。
- ④ 本県では、看護職員の不足と合わせて地域偏在が大きな課題となっていますが、令和元(2019)年度に遅かる示され看護職員の賃給強化方法では、施設別の実績推計のひととなっていますから、今後、都道府県において看護職員の賃給強化を策定するにあたって、地域別の賃給強化ができるよう一分の情報提供や財政支援が必要です。
- ⑤ 本県では、不足する看護職員の確保のため、これまで三重県カースセンターによる町就業の斡旋等を実施していましたが、平成27(2015)年10月より「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の規定に基づき、免許保持者の指図が努力義務にならうことから、より身近な地域で実際支援等を受けられるよう、平成27(2015)年12月に三重県カースセンター北三重歩行ナットを開設しました。
- また、平成29(2017)年度には看護人員配置を強化して、夜間支援事業(カースガード)を開始するなどカースセンターの機能強化を図っていますが、今後も、医療機関への資訊伝達等ははじめ、きめ細かな就業斡旋を実施していくためには、地域医療介護総合確保基金による支援をはじめとした財政支援が必要です。
- 本県が実施した「キャリアアップ形成に関する調査」において、約6割の看護職員がキャリアデザインがないこと回答している実状があることから、卒後教育においては、多様なキャリアデザインをサポートする体系的な教育体制の充実が重要となっています。また、地域医療ケアシステムの構築を推進するためには、キーパーソンとなる看護職員が多職種連携しながら患者のケアを中心的に担うことが求められています。
- さらに、必要な応急医療のケア、気管カッピングの実習、既往時の看護師の医療ケアを医師の判断を付けてタイムリーに実践することができる看護面(特定行為修了者)についても、確実・質的・量的を図る必要があります。

担当課名 医療保健部地域医療推進課

関係法規等 医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、看護師等の人材確保の促進に関する法律、保健師取扱看護師法

# 7 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 その①

(厚生労働省)

### 医師の確保対策

■ 臨床研修病院の指定等に関する権限移譲

- 臨床研修病院の指定・取消
- 年次報告の受理
- 研修医の募集定員の設定
- 研修プログラムの変更管理
- 指定継続に係る訪問調査など

多路引継ぎへの配慮や予算措置が必要

■ 三重県修学資金貸与者の勤務開始時期と人數

年	人數
08	50
09	51
10	52
11	53
12	54
13	55
14	56
15	57
16	58
17	59
18	60
19	61
20	62
21	63
22	64

これまで 650 人の医学生に貸与

■ 三重県内 16 臨床研修病院および協力型病院

16 臨床研修病院  
○ 三重県内協力型病院

■ 医師の働き方改革

■ 医師の都市部以外で勤務する意向

場所	割合
都市部	55%
地方勤務	44%
どちらでも可	1%

「ない」理由  
- 専門医の取得  
- 仕事内容への不安

■ 研修医のへき地勤務希望時期

時期	割合
妊娠前	11%
妊娠中	22%
妊娠後	44%
出産後	33%
子育て中	11%
子育て終了後	11%
子育て終了後	11%

【三重県研修医アンケート】

へき地勤務希望時期  
- 専門医資格取得後や独身時 ⇒ 多い  
- 出産や子育て世代 ⇒ 少ない

■ 「女性が働きやすい医療機関」認証制度

女性の医療従事者が働きやすい環境づくりに主体的に取り組んでいる医療機関を認証する三重県独自の制度  
(15 医療機関を認証済!)

■ 個別診療時間 15.2 時間 (実効稼働時間平均 5.3 時間)

■ 医療機関につながらないよう配慮しつつ、医師の長時間労働の改善のための業務負担軽減が必要

■ 若手医師の勤務や女性医師の増加にあわせて、子育て支援など働きやすい環境の整備が必要

<認証医療機関からの声>  
- 職員のモチベーションが上がり、離職率が改善  
- 就業希望者が増加

### 【要望項目】

#### 1 医師の確保に向けた取組の推進

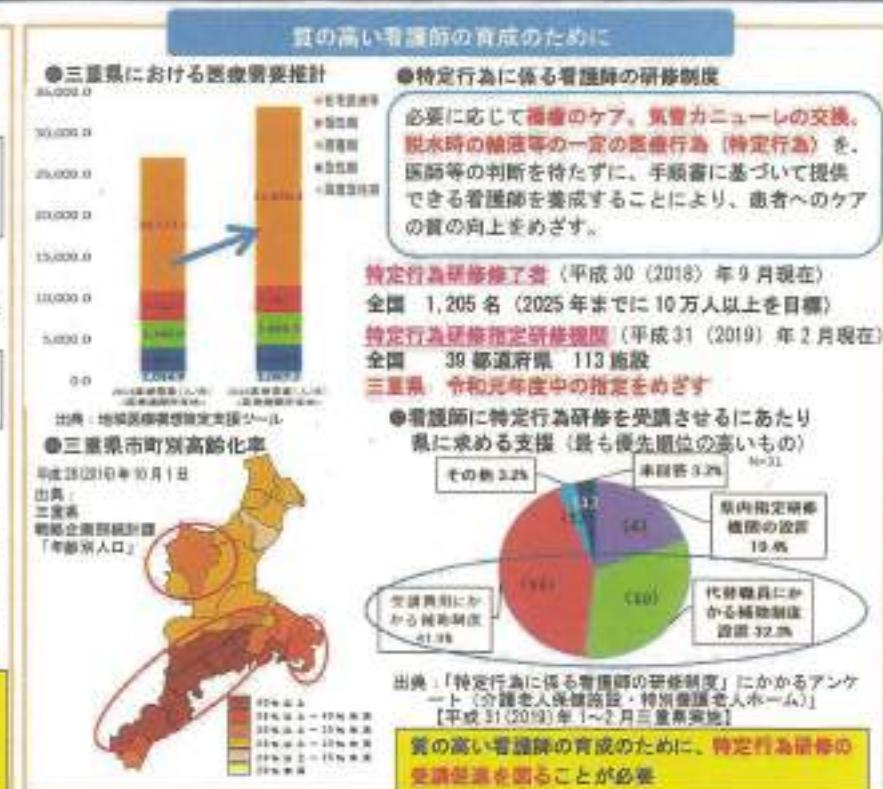
- (1) 臨床研修病院の指定および研修医の募集定員の設定権限が国から都道府県へ移譲されるにあたって、業務の引継ぎ等、十分配慮するとともに、業務遂行に必要な予算措置を行うこと。
- (2) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 医師の働きやすい勤務環境を整備するため、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組や医師の業務負担軽減のための取組に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (4) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。

【医療保健部】

53

## 7 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 その②

(厚生労働省)



### 【要望項目】

#### 2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- 国が実施した看護職員の需給推計については、地域の実態に十分考慮するとともに、推計結果の公表にあたっては、事前に都道府県へ情報提供するなど慎重に対応すること。
- 看護職員の地域偏在の解消に向けた取組を進めるため、都道府県が地域別に将来の需給推計が可能となるよう国が実施した需給推計について情報提供を行うとともに、地域医療介護総合確保基金による十分な財政支援措置を行うこと。
- 看護職員の確保・定着を図るために、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援を行なう必要があることから、ナースセンターのサテライト事業に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- 地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業や特定行為研修の受講促進の取組に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。

【医療保健部】

## 8 地域の実情をふまえた地域医療構想の推進

(厚生労働省)

### 【要望項目】制度・予算

地域医療構想の実現に向けては、再検証対象医療機関とされた医療機関それぞれで地理的状況等が異なることや、再検討にあたっては住民や議会等にも説明しながら進めていく必要があることから、地域の実情を十分ふまえるとともに、再検証対象医療機関の取扱いにあたっては、地域医療構想調整会議の合意結果を最大限尊重すること。

また、再検証対象医療機関が具体的対応方針の再検討を行うため、民間も含む全ての医療機関に関する十分かつ速やかなデータ提供を行うこと。

#### 《現状・課題等》

- 本県では、地域医療構想の実現に向けて、令和元年7月1日時点のアンケート調査を行い、医床検査報告結果を改訂の情報に修正するとともに、民間医療機関にも令和7（2025）年に向けた具体的方針の策定を求めるなど、地域医療構想調整会議の議論が活性化するよう取り組んでいます。具体的な基準による病院機能報告を標準とする取組として、診療実績とともに急性期の一軒を同窓傾担当とする県独自の定義的基準を導入し、こうした情報をもとに具体的対応方針をとりまとめました。
- 本県の公立・公的医療機関等における具体的対応方針の策定結果を見ると、公立病院の収容総数は、平成29（2017）年度から令和7（2025）年にかけて201床減少の見込みで、全国の公立病院の減少見込み（803床）の約4割を行っています。また、公立・公的医療機関等とも、過重な急诊期が減少し、不足する回復期が増加する内容であり、全国の合意内容と比較しても地域医療構想の実現に沿った内容となっています。
- または、平成29（2017）年度定期機能報告結果をもとに、全ての医療機関の診療実績データを分析し、上述の基準に該当する公立・公的医療機関等を「再編統合の必要性について特に激進が必要な公立・公的医療機関等」（以下、「再検証対象医療機関」という）として公表しましたが、この再検証対象医療機関には、平成29（2017）年7月以降に再編統合や機能転換、タウンサイジング等を実施した医療機関や、こうした方が合意された医療機関も含まれるなど、地域医療構想調整会議の合意結果が反映されておらず、また、既にヘッド医療を担っている医療機関が対象となるなど、地域の実情が反映されていない状況となっています。
- また、今回、団体実績した公的・公的医療機関等の診療実績等の分析結果についても、各項目への該当の有無のみが示され、その中に至る詳細なデータが示されていないところですが、当該データは、再検証対象医療機関が具体的対応方針の再検討を行うために重要な情報となることから、民間医療機関のデータに加え、以下のデータについて具体的な提供が必要です。
  - ・「診療実績が特に少ない」の分析：下位33.3%の割合基準となる具体的な数値
  - ・「類似かつ近接」の分析：各構造区域における各医療機関の実績占有率  
近接と上記された医療機関名との間の距離時間

事務担当 医療保健部地域医療推進課  
関係法令等 医療法

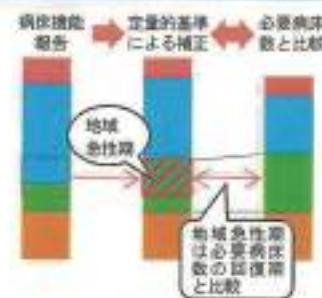
## 8 地域の実情をふまえた地域医療構想の推進

(厚生労働省)

### 本県における地域医療構想の推進の取組

#### 定量的基準の導入

- 病床機能報告を補完する取組として、地域急性期という新たな医療機能を取り入れた県独自の定量的基準を導入
- 地域急性期は必要病床数と比較する際に回復期相当と位置付け
- 定量的基準は具体的対応方針にも適用



#### 具体的対応方針のとりまとめ

- 昨年度末の具体的対応方針の合意率は、公立病院で91%、公的医療機関等で84%
- 公立病院の病床総数は、平成29(2017)年度から令和7(2025)年にかけて331床減少の見込みで、全国の公立病院の減少見込数(803床)の約4割に相当
- 公立・公的とも、過剰な急性期が減少し、不足する回復期が増加する内容であり、全国の合意内容と比較して地域医療構想の実現に沿った内容となっている

⇒ 本県の具体的対応方針の合意内容は、決して現状追認ではない



厚生労働省による再検証対象医療機関の公表

### 再検証対象医療機関の取扱い

#### 本県における再検証対象医療機関

- 分析対象となる28の公立・公的医療機関等のうち、次の7医療機関が該当
  - 桑名南医療センター
  - 西野厚生病院
  - 亀山市立医療センター
  - 済生会明和病院
  - 大台厚生病院
  - 市立伊勢総合病院
  - 町立南伊勢病院

#### 再検証対象医療機関の分析の課題

- ① 具体的対応方針の合意状況が反映されていない

例えば・・・

- 再編統合により、すでに医療院となった病院が対象となっている。
- 新病院への移転するにあたり、地域医療構想との整合性を検討し、病床削減や医療機能の転換を行った病院が対象となっている。
- 急性期から回復期に転換すると合意された病院が対象となっている。

- ② 分析手法が機械的で地域の実情を反映していない

例えば・・・

- へき地の診療所に医師を派遣するなど、へき地医療を担っている地域の病院が対象となっている。
- 近接対象病院との間が、頻繁に渋滞が発生する道路で結ばれ、交通センサスによる移動時間が20分以上かかる病院が対象となっている。

- ③ 具体的対応方針の再検証や地域の医療提供体制の検証に必要な、分析の詳細データや民間医療機関のデータが示されていない。

- 具体的対応方針の合意状況や地域の実情をふまえた対応が必要
- 民間医療機関も含む詳細なデータの提供が必要

### 【要望項目】

地域医療構想の実現に向けては、再検証対象医療機関とされた医療機関それぞれで地理的状況等が異なることや、再検討にあたっては住民や議会等にも説明しながら進めていく必要があることから、地域の実情を十分ふまえるとともに、再検証対象医療機関の取扱いにあたっては、地域医療構想調整会議の合意結果を最大限尊重すること。

また、再検証対象医療機関が具体的対応方針の再検討を行うため、民間も含む全ての医療機関に関する十分かつ速やかなデータ提供を行うこと。

【医療保健部】

## 9 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(厚生労働省)

### 【要望項目】制度・予算

#### 1 児童相談体制の充実と強化

- (1) 児童相談所の増設など、地域の実情をふまえて取り組む児童相談体制の強化に対して、適切に地方交付税を積算するとともに、地方交付税の特例を確保する等財政支援を行うこと。
- (2) 国が主体となってAI技術を活用した虐待対応に資するツールの開発を加速化させるとともに、本県をフィールドとして令和元(2019)年度に実施している児童相談対応へのAI導入に向けた実証実験の結果をふまえ、モデル事業の創設など地方が技術を導入する際の財政的支援を強化し、国と地方の連携による推進体制を整備すること。
- (3) 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国として子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

#### 2 里親養育包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- (1) 新たに里親養育包括支援(フォースタリング)業務に取り組もうとする施設や団体、NPOが円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な寄上げ措置など制度推進に向けてインセンティブをうえる制度を創設すること。  
また、里親養育包括支援(フォースタリング)事業が永続的、安定的に行えるよう、児童福祉法上に位置付けるとともに、施設においてフォースタリング事業のため配当する職員を措置費の加算の対象とすること。
- (2) 支援に高い専門性が求められる子どもの差別が増加している傾向を踏まえ、支援の必要性の判断基準を明確に定めた上で、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の「里親養育包括支援(フォースタリング)事業」に、専門性の高い支援が必要な児童を養育する里親への支援メニューを新たに加えるとともに、里親手当等の加算などを検討すること。
- (3) 里親制度の普及・促進に向けては、各児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財政面から支援する制度を創設すること。  
また委託の有無に関わらず、里親の情報を市町村と共有できること。

#### 3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- (1) 施設の従来の努力が発展的に引き継がれる形で、施設の専門性の向上や高機能化および多機能化、機能転換、小規模化、地域分散化に生かせるよう、さらなる具体的な支援策を構築すること。

- (2) 家庭的ケアにおける児童の巡回向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、地域小規模児童養護施設および委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置のさらなる充実および1ユニットあたりの児童定員の縮減を図るとともに、小規模化した施設において緊急的に宿泊児童を受け入れなければならない場合における入所定員の柔軟な運用を行うこと。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスバイトケア）で受け入れる児童が利用できるようすること。
- (3) 乳児院および児童養護施設における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。
- (4) 高校生の部活動に要する経費については、基準額の範囲内ではなく、中学生の場合と同様に要する経費の全てを支弁の対象とすること。
- (5) 児童養護施設退所後の円滑な自立を支援するため、入所中から退所後まで一貫した支援を行う職員を児童養護施設に恒常に配置できるよう、措置費の見直しを行うこと。

#### 4 CDR(Child Death Review)の実施に向けた制度整備

全ての子どもの死亡を検証し、予防可能な子どもの死をなくすため、CDRに関する調査研究を進め、法整備を含めた制度設計を行うこと。また、都道府県におけるCDR実施体制の推進に向けて支援策を構築すること。

### 《現状・課題等》

#### 1 児童相談体制の充実と強化

(1) 「児童虐待防止政策の強化に関する緊急対応特集」（平成30（2018）年7月30日）は児童虐待防止本業に関する関係閣僚会議決定に基づき、児童相談が専門性を強化するため「児童虐待防止対策体制強化会議化アクションプラン（新プラン）」が実定されました。令和4（2022）年度までに児童虐待対策のさらなる強化が必要とされました。また、「児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律案」では、児童相談専門管轄区域は、人口の他の社会的条件について改めて基準を参考して都道府県が定めるものとされました。本稿では、これまで刊行の場面を主とする数の児童相談員と職員研修を開催し、より整備していくほか、新プランの強化基準と設置している児童相談所数に見合った地方交付税の措置を講じていく必要があります。

(2) 本稿においては、平成24（2012）年に着いたいきの命が行くべき事案が発生し、並じ止るは真実を発生させてしまらないとの強い想いから、児童相談に携わる職員が一丸となって、研究者とも連携してアセスメントツールを開発しました。平成26（2014）年夏の運用開始後も毎年、対策の継続化ワークの収集に努め、横浜、函館、伊丹、東京にており、令和元（2019）年7月からは、児童相談対応に231のAI活用に向けて実証実験に取り組んでいます。また、児童虐待防止本業に関する関係閣僚会議が公表

した「児童虐待防止対策の基本化強化について」では、「児童が主体となるべく、虐待事案に関するデータを収集し、その結果をAIで解析することにより、緊急性の判断に資するツールの開発を加速化することが明記されています。この取組全国が主体となって積極的に推進するとともに、本県が実施する児童相談所へのAI導入における実証実験の結果をふまえたモザイク事業の創設など財政支援策を充実させ、児童職員が連携した推進体制を整備していくことが必要です。

○ 本県では、児童相談所が保護した性的虐待等の重篤な児童虐待の被害児童から聞き取りを実施するにあたっては、児童の心理的負担を最小限度に抑えることを目的に、警察、検察と連携した協同直接を可能な限り実施していますが、制度化されていない、任意の取扱いであることから、執行的な段階から本格実施への移行が難しい状況です。この協同直接を全国的に普及させていくには、法のレベルで司法、警察、検察の連携のあり方を具体的に示すとともに、地方が行う障害機関や学校、支援機関等による多機関の連携を促進するための環境整備や取組に対する財政的な支援が必要です。また、子どもの意見表明権を保障するためにも、国として子どもの声を聞き取るアドバイスを養成し、子どもの権利を保障していく必要があります。

## 2 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化

○ 児童福祉法が改正され、被虐待児童の自立支援に加えて都道府県が行う業務として、「里親の普及・啓発から児童の自立支援までの一貫した里親支援」と「養子縁組登録に関する申請・支援」が位置付けられましたが、それらの業務を民間団体に委託する際には、専門人材を養成する期間ににおける代替職員による人件費の適切な算定、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、契約会社とのネットワークの構築などの経費が必要となり、事業開始の初期となっています。また、施設においてもフォスタークリーニング業務に取り組みやすくなるなど、フォスタークリーニング施設の安定した事業運営を確保し、里親登録の質の向上と拡大を促進していく必要があります。

○ 「新ビジュン」がめざす里親委員の教員登録を達成するには、里親登録者数を大幅に増やすとともに、対応の難しいケースも含めて里親登録を進めていく必要がある点で、そのため、里親制度を見直し、里親手当を充実させるとともに、子どもの困難度や提出されるサービスなどのケアコースに応じて委託料を加算できる制度とするなど、里親の新規登録の促進を図る必要があります。

○ 里親制度の推進にあたっては、都道府県と市町村との連携した取組が不可欠であるため、市町村が県と連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の仕組みを構築する必要があります。市町村との連携においては、里親の情報の共有が不可欠ですが、現在は委託されている場合を除き、里親の情報を都道府県から市町村に提供できる仕組みはあります。里親の登録時に里親の情報を市町村に提供し、市町村で里親登録名簿を整備することで、効率的・効率的に里親制度を推進することが可能になります。

## 3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

○ 児童養護施設は、家庭的養護推進計画に基づき小規模化、地域分散化を積極的に進めるとともに、今後もその透明性を高め、医療ケアの必要性や発達の遅れ、保護者対応の難しさなどを、家庭復帰や里親委託による離乳を含むケアニーズの高い子どもへのケアの充実や、地域支援の強化に取り組んでいかなければなりません。多職業化等を図るために財政的支援を充てる必要があります。

○ 要保護児童の8割近くを占める施設入所児童の待遇向上と職員体制の強化を図るために、本県では平成27(2015)年度から、地域小規模児童養護施設および乳児院のユニットケアに対する、ユニットへの児童指導員等の配置への補助を行っています。

平成27(2015)年度から順次、職員配置基準が引き上げられ、令和元(2019)年度からは地域分散を加算により職員配置がなされる予定ではあるものの、施設職員の休暇や勤務にマッチメント、緊急対応や研修の優先度を考慮すると、職員が一人で対応せざるを得ない時間帯が日常的に生じるなど、ネットにおける現在の職員配置では十分とは言えない状況です。また、委託一時保護専用ネットにおける職員配置は、24時間換り入れ体制の確保や、保護直後の落ち着かない子どもへの手厚い対応が必要なこと、さらには、子どもの脆弱など一時保護施設としての業務があることから職員を増やす必要があります。さらに、児童の処遇向上のために、小規模ネットにおけるネットあたりの定員を減らす必要があります。

一方で、施設の小規模化により緊急時の措置児童の受け入れ先の確保が困難になることから、緊急時の柔軟な対応の必要があります。また、委託一時保護専用ネットにおいては短時間の利用が多く、利用に見合う職員配置が難しいことや、施設の有効活用の面からも、他事業での利用も可能な必要があります。

○ 乳児院および児童養護施設には虐待にまつむけを負った子どもが少なくないところから、心理職員の配置を、心理疾患対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うとともに、職員体制のさらなる充実が必要です。

○ 高等学校のクラブ活動に係る費用は標準額の範囲内で精算費の支拂対象となっていますが、現実には不足分を子どもたちが負担できず、施設の持ち出しとなっています。施設で生活している子どもたちにとって高等学校のクラブ活動は、体力の向上、自己肯定感の育成等のため重要なものです。中学校のクラブ活動費用と同様に要する全ての経費を精算費の支拂対象とする必要があります。

○ 児童養護施設や民親のもとから、進学や就職により自立していく子どもたちにおいては、施設や家庭の支援が得られないこと等を背景に、浪学や離職、駆逐を繰り返す等の状況があり、貧困の連鎖にもつながっています。

児童養護施設が退所した者の支援(アフターケア)を行うことは児童福祉法に規定されていますが、それが一方でアフターケアを行う職員の入件費に係る割算等はありません。

今般の児童福祉法の改正により、児童自立生活援助事業における社会的保護の実施基準が創設されたところですが、児童養護施設を退所した者の多くが、最も振り向いているのは出身施設であるところから、児童養護施設のリーディングケア、アフターケア機能を充実する必要があります。

#### 4 CDR (Child Death Review) の実施に向けた制度整備

○ 本臓では、現在、有識の医療関係者、司法関係者、福祉関係者等が定期的に集まり、予防可能な子どもの死を防止する政策に生かすため、アンヘルのCDR実施に向けて検討を行っています。しかし、現段階では、死因検討に必要なデータ収集の課題や個人情報の保護、守秘義務から各保健機関の情報共有が困難です。そのため生活背景や治療状況、奇異の実績等を、医師や警察、児童福祉等の関係者、有識者が共有して原因を検証するまでに至っていません。虐待死や生活用品などによる事故などを個別に検証する牛組みはありますが、全ての子どもの死亡事例の詳細を共有し検証するには、国における運営指針や法整備を含めた開拓設計(具体的なデータ登録や検証方法など)を進める必要があります。

○ CDRは、子どもの死亡の原因を明らかにして、ひいては有効な予防策を具体的に立案する礎となることが非常に有効な制度であり、各都道府県において実施体制が整備されることが望ましいと考えます。今後12（2020）年度の国の概算要求においてCDR体制整備モデル事業が既現事業として挙げられており、本県においても国のモデル事業の活用を含め、実施に向けて検討を行っているところであり、都道府県におけるCDR体制整備を推進するための財政的支援を含む具体的な支援策が必要です。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課  
関係法令等 命童福祉法、児童福祉法施行令

# 9 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(厚生労働省)

## 児童相談所充実に向けた取組

### ○相談増加に増設・増員で対応中！

- 本県の児童虐待相談対応は平成20年度から~~5倍以上に~~！  
H20年度 395件 → H30年度 2,074件

- 児相6か所、職員207名（うち非常勤80名）+H31.4.1時点

(\* ) 令和元年度三重県の地方交付税単位費用

→児相2か所、職員123名



総理発言

「緊急総合対策に則り、児童相談所体制の拡充・充実を進める」  
<中勢児童相談所視察（H30.8.30）>

### ○今後、さらなる増員が必要！

- 新プランによる人員基準（2022年度）を満たすため、  
~~本年度比で児童福祉司26名程度の増員が必要~~

児童相談所の体制整備に係る  
地方交付税措置の充実・強化が必要

## 【要望項目】

- 児童相談所の増設など、地域の実情をふまえて取り組む児童相談体制の強化に対して、適切に地方交付税を積算するとともに、  
地方交付税の総額を確保する等財政支援を行うこと。
- 国が主体となってAI技術を活用した虐待対応に資するツールの開発を加速化させるとともに、本県をフィールドとして令和元  
(2019) 年度に実施している児童相談対応へのAI導入に向けた実証実験の結果をふまえ、モデル事業の創設など地方が技術を導入  
する際の財政的支援を強化し、国と地方の連携による推進体制を整備すること。
- 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国として  
子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

## 虐待防止・子どもの権利擁護の取組

### 緊急総合対策や相談対応の増をふまえた本県の先進的な取組

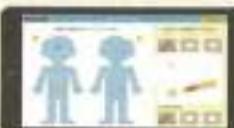
平成26年度からのリスクアセスメントツールの活用により、~~約6,000件のデータが蓄積され~~、  
さまざまな分析を実施

### ○分析により得られた知見の例（一時保護による再通告率の低減効果）

一時保護によって虐待再通告率が3分の1 低減 保護なし 18% ↗ 保護あり 12%  
⇒ リスクアセスメントツール運用の結果、~~緊急保護をためらわない意識~~が職員の面で浸透し、  
平成29年度の一時保護に占める緊急保護の割合が平成24年度に比べ~~約25ポイント増加~~

AI技術を導入してこれまでの知見を活用

### 本県をフィールドとした実証実験（令和元年7月～）



産業技術総合研究所の協力を得て、県内の児童相談所（2か所）で  
AIを導入した実証実験を全国で初めて実施し、一時保護対応への活用を研究中

▶ 本県の成果を活用し  
"Society 5.0" 時代に応じた児童虐待相談の実現へ

#### AI技術の導入前

- ファイルから類似案件を収集
- 職員の経験に頼ったリスク評価と意思決定
- 増加する相談への対応で、長時間労働が常態化、専門性を高める余裕がない

#### AI技術の導入後

- 蓄積されたデータを同時に参照、類似事例を参考にしたリスク評価と根拠ある意思決定、リアルタイムな情報が迅速な対応等に寄与
- 業務効率化による長時間労働の是正、専門性の向上

▶ 今後はモデル事業創設等、アセスメントツールへのAI導入  
(アプリ・機器の導入・通信費等) 支援が必要

【子ども・福祉部】

## 10 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)

(要望項目) 領域・予算

- 1 地方との連携に対応する国の窓口を一本化するとともに、関係する省庁による一元的な推進体制を構築すること。
- 2 共同受注窓口等における農林水産分野のニーテンネット人材の配置や活動に対し、必要な予算を確保すること。
- 3 国と地方の役割分担による、農業版ジョブコーチの体系的な研修および認定制度を創設するなど、国を挙げてジョブコーチを育成する仕組みを構築するとともに、地方の取組に対して必要な予算を確保すること。
- 4 新たに制度化されたノウフクJASについて、福祉事業所等への周知や消費者へのPRを図るとともに、福祉事業所等の認証取得や、それをサポートする指導人材の育成を支援する予算の確保を図ること。  
また、東京2020大会に合わせた障がい者が運営参加するカフェや農福連携マルシェの開催など、ノウフク商品の戦略的なプロモーションを展開すること。
- 5 「農山漁村振興交付金」について、「林程」「水福」連携に必要な施設整備等を補助対象に加えるとともに、予算を十分に確保すること。
- 6 地域の農業体験や福祉事業所の連携による農作業や加工工作業体験等の教育プログラムを構築するなど、特別支援学校における農業の職業教育に対する支援を充実すること。

(現状・課題等)

まずは来年6月、「農福連携等推進ビジョン」が策定され、厚生省が公表されるながら、省民基盤で農福連携を取り組むことが示されています。

今後さらに、農林水産省において障がい者の活動を広げるためには、このビジョン等に基づき、国と地方が適切な役割分担のもと、連携しながら、農林水産省と福祉をつなぐ人材の育成、農林水産省機械の導入支援、ノウフク製品のPR等に取り組むことが重要です。

1. 地方からの相談や要請に対応する玄の窓口の「本化寺ビジョン」に基づいた農業を一元的に実施し、マネジメントする体制が必要です。
2. 現在、多くの都道府県で開設されているみどり会議室（ひらく）、農林水産省の作業は係る生産者情報の提供、作業の斡旋などを行っている事例は少なく、農林水産省事業体や都道府県、全農などから、リンクトップ相談窓口の整備が求められています。
3. 農業版ジャパンの確保・育成に向け、また、水辺環境に劣化に整備する農業研修施設マミーハウスの指導人材を育成する上とともに、都道府県等が、基準策定したジャパンの研修・認定に向けてガイドラインを活用して、ジャパンの研修を行い、修士号を認定する仕組みを構築するなど、ジャパンの普及と認知度向上を図る生産が必要です。
4. 新たに高度化されたノウハウとして、農福連携に取り組む農水水産業事業体や福祉事業所への周知、消費者等へのPRに加え、ノウハウJASの認証取得に取り組む福祉事業所等への支援や、認証取得に向けたサポートに取り組む指導人材の確保・育成が必要です。  
また、奥川2020大会を機会として、農福連携の実績を国内外に発信する必要があります。
5. 農土整地機支付金については、木製や水稲用版のジャパンコードの育成・派遣の強化や、木製の丸や木製汚泥木の生産施設、カキ養殖施設といった、朴程・水稲連携のための施設整備が支援対象となるおもむねが検討されることが求められていました。

6. 現在、全国の特別支援学校では、農業科や園芸科などを設置し、職業教育に注力しているところもありますが、多くの特別支援学校では、作業学習の一環として農作業体験などを実施しています。作業学習・作業体験を通じて農業への就労適性があることなどが判明した生徒には、農業が職業選択の一つとなるよう、地域の農業経営体や団体・市営所等と連携して農作業や加工作業体験、職業実習などの教育プログラムの構築など、農業実習の継続的な実施にむけた支援の充実が必要です。

参考 案内  
農林水産大臣手旗旗、森林・林業經營課、水産資源・經營課  
緊急扶合等：生徒向上計画支援事業実施要領、農山漁村振興交付金実施要領、学習指導要領

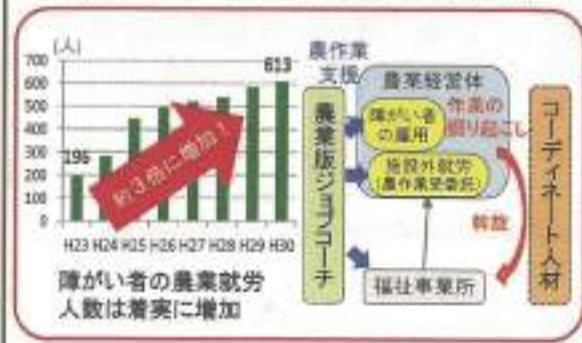
# 10 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)

農林水産業において、障がい者の活躍をさらに促進するためには、国が一元的な推進体制を構築した上で、「農福連携等推進ビジョン」に基づく取組などを、国と地方が適切な役割分担のもと、連携しながら、着実に推進していくことが必要

## 現状と課題 1 農林水産業と障がい者をつなぐ専門人材の育成

◆農業版ジョブコーチ等の活動により、福祉事業所の農業参入が増加



### 【課題】

- ・共同受注窓口等において、農林水産分野のコーディネート人材の設置が必要
- ・農業版ジョブコーチの育成に向け、国と地方が適切な役割分担のもとで、研修および認定制度の構築が必要

### 【課題】

- ・林業や水産業でも、障がい者の活躍を期待
- ・林業や水産業でもジョブコーチの育成が必要
- ・障がい者が安全に作業できる環境づくりに向け、林業・水産業用施設の整備等に対する支援が必要

## 現状と課題 3 林業や水産業における福祉との連携の促進

◆林業や水産業でも、障がい者の活躍を期待



福祉事業所による苗床きの栽培の実施

福祉事業所がカキ養殖の作業を受託

## 現状と課題 2 ノウフク商品の国内外への発信

◆本県では、農福連携マルシェや障がい者のステップアップ・カフェ等で取組を発信



農福連携マルシェでノウフク商品をPR

障がい者の就労を支援するCotti菜(こっちな)

### 【課題】

- ・ノウフクJASの福祉事業所等への周知や消費者へのPR、認証取得や指導人材の育成等が必要
- ・東京2020大会では、GAP認証を取得したノウフク商品を活用する場面やPR拠点が必要

## 現状と課題 4 特別支援学校における農業職業プログラムの充実

◆農作業体験などを通じ、農業への理解促進と就労拡大を期待



ほ場における農作業体験

### 【課題】

- ・地域の農業経営体における農作業体験などを取り入れた教育プログラムの構築が必要
- ・農業における作業学習の継続的な実施に向けた支援の充実が必要

## 要望

- 1 地方との連携に対応する国の窓口を一本化するとともに、関係する省庁による一元的な推進体制を構築すること。
- 2 共同受注窓口等における農林水産分野のコーディネート人材の配置や活動に対し、必要な予算を確保すること。
- 3 国と地方の役割分担による、農業版ジョブコーチの体系的な研修および認定制度を創設するなど、国を挙げてジョブコーチを育成する仕組みを構築するとともに、地方の取組に対して必要な予算を確保すること。
- 4 新たに制度化されたノウフクJASについて、福祉事業所等への周知や消費者へのPRを図るとともに、福祉事業所等の認証取得や、それをサポートする指導人材の育成を支援する予算の確保を図ること。また、東京2020大会に合わせた障がい者が運営参加するカフェや農福連携マルシェの開催など、ノウフク商品の戦略的なプロモーションを展開すること。
- 5 「農山漁村振興交付金」について、「林福」「水福」連携に必要な施設整備等を補助対象に加えるとともに、予算を十分に確保すること。
- 6 地域の農業経営体や福祉事業所の連携による農作業や加工作業体験等の教育プログラムを構築するなど、特別支援学校における農業の職業教育に対する支援を充実すること。

## 11 インクルーシブな就労の拡大に繋がる制度の見直し

(厚生労働省)

### 【要望項目】制度・予算

企業や就労を希望する障がい者の実情を把握し、障害者雇用促進制度のあり方について見直しを進めること。

- (1) 企業と就労支援事業所の連携により、障がい者の企業内でのインクルーシブな就労を実現している「障がい者就労三重モデル」の検証結果をふまえ、企業等への雇用に限定せず、このような「インクルーシブな就労」を雇用率制度の中で位置づけるなど、障がい者雇用促進制度のあり方について見直しを進めること。
- (2) 在宅就業支援制度について、その目的とする「障がい者の就業機会の拡大」に向けて活用が進むよう、周知に努めるとともに、「障がい者就労三重モデル」の取組も参考にして制度の拡充を図ること。

### 《現状・課題等》

- 本県では、県内企業の平成30(2018)年の実雇用率は2.20%（全国19位）と過去最高を更新しているものの、その伸び率は鈍化しています。また、法定雇用率達成企業割合は、51.3%から58.1%と昨年度から3.2%低下しています。一方で、障がい者の新規求職者数は、平成30(2018)年度は3,124人と5年前から731人増加するなど、就労を希望する障がい者が増加しています。
- また、平成29(2017)年度に県が実施した調査では、企業の尼因の際の課題として「社内に担当な仕事があるか」が最も高く5割前後、職場定着の課題としては「業務属性や能力の把握と適切な作業配分」、「従業員の障がい特性の理解と対応方法」が3割を超えています。企業等における障がい者雇用を一層促すための新たな取組みの導入が必要です。
- 障がい者にとって、多様な働き方の選択肢の中から、地域の実情、個人の障がいの状況や能力、適性に合わせて、自分にあった働き方を選択できることが就労機会の拡大に繋がります。
- 一方、現行の雇用促進制度においては、企業等での雇用しか実雇用率に算入できず、法定雇用率の達成をめざす企業に対して、障がい者の多様な働き方を受け入れる取組は優しくない面があります。
- そのような中、本県の伊賀地域では、複数の企業と就労支援事業所の連携により、施設外就労の制度を活用し、企業の製造部門での工場の一部を納入販賣、実定したやりがいのある就労と高い収入を実現している事例があります。今年度は、有識者も入って、この取組の検証を行い、そのノウハウを「障がい者就労三重モデル」として県内外へ普及していくこととしています。
- この取組では、就労支援事業所の支援員がそれぞれの障がい特性や能力を見極めた実績配分等を行った上で、食事、服装、トイン、体験学習といった生活面をサポートすることにより、日常生活的支援が必要なため企業での就労が困難と考えられていた方も、その特性を生かして企業の中で活躍しています。
- また、企業の中で働くことを通じて、新たな活性や能力が発見されたり、企業、障がい者の双方が、一定の時間かけて職場や一事に対する適性を見極め、直接雇用と定期交換についています。

- また、企業では、障がい者にとって働きやすい仕組みや環境の整備などを行うことにより生産性の向上、人材確保に繋がることも、ダイバーシティ意識により従業員の満足度も向上するなど、「障がい者就労支援モデル」は、地域の福祉と企業界の連携により、障がい者が企業の中で能力を生かしておもに働く「インクルーシブな就労」を実現していく予定。
  - このような取組が、障がい者の働き方の選択肢の一つとなり、地域において広がっていくことは、障がい者の安定した就労と生活の質の向上、企業での障がい者の受け入れに繋がり、障がいの有無に別わらず、誰もが地域とともに働き、暮らすことができる社会を実現します。
- なお、「障がい者就労支援モデル」の中心となる就労支援事業所を運営する社会福祉法人が、在宅就業支援主体として登録され、要介護認定を受けた障がい者や柔軟労働者特別調整金の支給を行っていますが、企業の業務外就労の受け入れを一層進めるには制度の充実が必要と考えます。
- 企業等での雇用実績がせず、このような「インクルーシブな就労」が導入制度の中で危惧されるところで、企業での取組が拡大すると考えます。また、在宅就業支援制度についても、より一層企業の取組が進むよう、開始に努めるとともに、制度の運行に沿って研究を進むことが必要です。

事務担当：雇用経済部雇用対策課

関係法令等：障害者の雇用の促進等に関する法律

# 11 インクルーシブな就労の拡大に繋がる制度の見直し

(厚生労働省)

## 1. 現状・課題

### 企業

- 県内企業の実雇用率は2.2%（平成30年）と過去最高を更新、法定雇用率達成企業割合は、58.1%と昨年より3.2%低下。
- 雇用に向けた課題は「社内に適当な仕事があるか」、定着への課題は、「適性の把握、業務配分」「障がい特性の理解と対応」。

### 障がい者

- 就労を希望する障がい者の増加。（30年度の新規求職者は3,124人と5年前から731人増加。）
- 多様な選択肢の中から、地域の実情、障がいの状況や能力、適性に合わせて、自分にあった働き方を選択が必要。

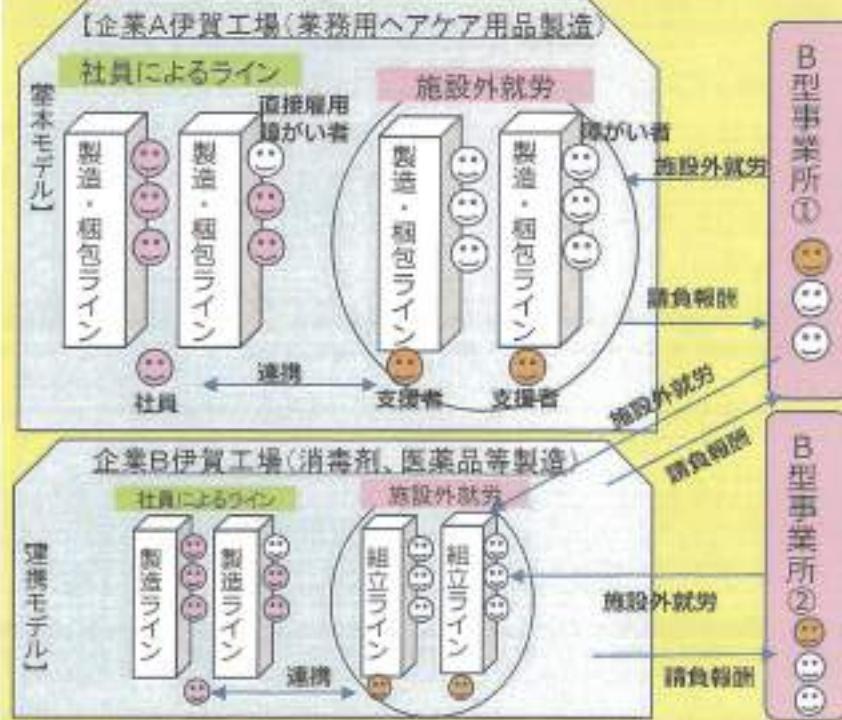
現行の雇用促進法においては、直接雇用しか雇用率に算入できず、企業での多様な働き方の受入れが進みにくい。

## 2. 障がい者就労三重モデル（Mie Inclusive Employment project）

○施設外就労のスキームを活用し、就労支援事業所が障がい者と職員によるユニットを編成して企業内の生産ラインの一部を請負。

○地域内の複数企業との契約や近隣の他の就労支援事業所と連携した取組へと展開。

○企業の製造ライン等の本業を担うインクルーシブな就労を実現。



### ●B型事業所①(三重県伊賀市)の状況

- 利用者17人（うち施設外就労13.3人）
- 平均工賃 61,243円(H30) ※H29県内平均 14,915円
- 受入企業  
伊賀市内5社（※同法人内の他の事業所も含む）
- 連携する事業所  
B型事業所②(名張市内 1法人)
- 在宅就業支援団体として登録(平成24年10月)

### ●企業A伊賀工場の状況

- 従業員191人(H30.12.1)
- 直接雇用障がい者（重度）8人(2倍16人相当) ⇒ 雇用率8.0%  
(うち施設外就労からの直接雇用 7人(H24～H30))
- 施設外就労発注額(H30:4,200万円) ÷ 直接雇用障がい者給与(218万円)  
= 19人相当
- 在宅就業者特例調整金を受給

→ インクルーシブ就労率 18.3%

※直接雇用に加え、施設外就労なども含む障がい者の多様な働き方に関する指標

# 11 インクルーシブな就労の拡大に繋がる制度の見直し

(厚生労働省)

## 3. 障がい者就労三重モデル (Mie Inclusive Employment project) の特徴と効果

### 特徴

- ◆個人の特性を理解した就労支援事業所の支援員が、状況と仕事を見極めて、業務配置
- ◆支援者が生活面の福祉的サポート（トイレ、食事、服薬、精神面、体調管理等）
  - ⇒ ・福祉的支援が必要な方も企業での就労が可能に
  - ・多くの方が直接雇用、定着を実現
- ◆地域で複数の企業への取組の広がり
- ◆複数の就労支援事業所との連携
  - ⇒ ・地域ネットワークでのインクルーシブ就労モデルの形成



### 効果

就労支援事業所、企業と三重県が連携し、取組の効果・課題の検証を実施。

#### 企業

- ◆障がい者に係る従業員理解の向上
- ◆直接雇用に繋げるシミュレーション
- ◆職場環境・生産性の向上

#### 障がい者

- ◆企業で働きたいという動機づけ
- ◆工賃向上による生活の質の向上
- ◆仕事を通じた適性、能力の発見

#### 就労支援事業所

- ◆最小限の経費での売上の向上
- ◆自主製品よりも安定した仕事の確保
- ◆企業と連携した個別支援計画の作成

#### 地域社会

- ◆社会保障コストの削減
- ◆内部労働市場の形成
- ◆ダイバーシティ効果

「障がい者就労三重モデル」が実現する「インクルーシブな就労」は、企業、障がい者、就労支援事業所、地域社会にとって、大きなメリットがあり障がい者の就労の選択肢を拡大

このような「インクルーシブな就労」を雇用率制度の中で位置づけること、在宅就業支援制度の拡充を図ることにより企業での取組が広がる。

企業や就労を希望する障がい者の実情を把握し、障がい者雇用促進制度のあり方について見直しを進めること。

- (1) 企業と就労支援事業所の連携により、障がい者の企業内でのインクルーシブな就労を実現している「障がい者就労三重モデル」の検証結果をふまえ、企業への雇用に限定せず、このような「インクルーシブな就労」を雇用率制度の中で位置づけるなど、障がい者雇用促進制度のあり方について見直しを進めること。
- (2) 在宅就業支援制度について、その目的とする「障がい者の就業機会の拡大」に向けて活用が進むよう、周知に努めるとともに、「障がい者就労三重モデル」の取組も参考にして制度の拡充を図ること。

【雇用経済部】

## 12 難一人取り残さない教育環境の整備

(文部科学省)

### 【要望項目】制度・予算

#### 1 学校におけるICT環境の整備

(1) Society5.0に向けて必要な資質・能力を育むためには、各学校において個別最適化学習や協働学習等を行うためのICT環境の整備が不可欠となっている。「STEAMライブラリー」などの良質な授業コンテンツがスマートフォンに活用できるよう、校内の無線通信を強化する「GIGAスクールネットワーク構想」の実現に係る予算を確実に確保すること。また、地方自治体の負担が軽減されるよう、本事業に助成制度を適用するとともに、その内容について補充を図ること。

(2) 「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」について、Society5.0に必要な資質・能力を育むSTEAM教育を強力に推進できるよう、ICT活用アドバイザー等を活用できる本事業の予算を確保すること。

2 「SNS等を活用した移住者支援事業」について、補助事業30地域を継続するとともに、外国人児童生徒や保護者が、文化や生活習慣の違いや言葉が通じないことから生じる生活や学習に関する不安や悩みについて、多言語で相談ができる体制を構築するために必要な予算を措置すること。

3 いじめや児童虐待など、学校で生じるさまざまな問題に対応するため、スクールコーディナーによる「いじめ予防授業」の実施やいじめの未然防止・早期対応に取り組む学校への支援など、スクールコーディナーの派遣の継続実施に向けて必要な予算を確保できるよう、十分な交付税措置を講じること。

### （現状・課題等）

1 本事業は、Society5.0に向けて必要な資質・能力を育むため、今年度、IT業界、教育界等の有識者8名で構成する「新時代に求められるICT活用能力の育成」検討委員会を開設し、検討を進めていました。検討会では、元時代を生む二歳の子どもたちに、「未知の課題に心をアツンクさせ、果敢に挑戦する心や新たな仕事を見つける創造性・思考力、好奇心・探究心」等を育成することが重要であると示されました。さらに、そのような資質・能力を育成するため、ICTをもとに活用していくSTEAM化を推進する上と並び、STEAMライブラリー（教育に活用できる大学や企業等の研究機関、のなかで長年にわたって活用されたモデルとなる教科書等）に参観実走する必要があり度す。

- (1) 本件は、平成24(2002)年頃に独立高等学校において校内LANの設備を始めたが、現在、中高生の学びに支障となる無線LAN技術の競争を実現するためには、高規格な有線LANケーブルの導入と遮蔽化システムの設置、アクセスポイントの整備による工事が必要です。また、可搬性の高い「クラスター」が特徴的なため、無線LAN環境整備の実現には、LCCOの示す実施計画を各専門学者等が最終に追加点検、「GIGAスクールネットワーク構築の実現」に向けて、校内の無線通信を強化する必要性に伴う予算を確保しておかなければなりません。また、地方自治体の財政負担が過大になると、本事業に地方公共団体を適用するとともに、その下率にて振替が必要です。
- (2) 今後の県立高等学校ICT環境整備、教育用コンピュータ（在勤者）や児童生徒数）の整備状況は、4,331人に上る（全国平均4,418人に上る）、「普通教室の無線LAN整備率」は97.0%（全国平均97.6%）、「普通教室の大画面示教機器整備率」は10.7%（全国平均10.9%）であり、又各研究者が求めている教諭充実に対して不十分な整備状況です。「新時代の学びに対する先端技術導入実証研究事業」において、約600万円必要な資金・能力を有しSTEM教育を推進できるよう、ICP認定アドバイザリーが活用できる本事業の実現が必要です。
2. 本県では、平成30(2018)年4月より「重乳輪の防止条例」を施行し、社会連携をとりながらの防止に取り組んでいます。このための防止には、子どもたちやその保護者に対する理解の促進や、親同士の連携によること、子どもたちが主体的に行動できる力を育む力が重要です。
- こうした中、平成30(2018)年度から「SNS等を活用した相談体制の構築事業」を活用し、令和元(2019)年度は、1市町村を対象に4月1日から6月30日まで実施をさせ、SNSの活用を実施しています。平成30(2018)年度は、SNS相談窓口にて相談件数が寄せられ、いじめに関する相談件数は伸びませんでした。これらももとで社、相談者の了解を得た上で公表され、早期に対応することができました。これまでの実績を踏まえ(平成30(2018)年度345件)に加えSNS相談を実施したことで、子どもたち自身も連絡できる窓口が増え、相談件数の増加につながったと考えています。子どもたちが相談しやすい環境とこれまでの相談の効果を継続するためには、引き続きSNS等を活用した連携の実績が必要です。
- また、令和元年が就み立れる新規人生期となり生き抜くための生活技術を涵みに付けてくるよう、放課後学生待合室の導入、音楽部道しるべ等の新設を、効果的で持続可能なSNS相談体制を構築することが重要です。
3. 本件では、子どもたちがいじめの予防に具体的に行動できるよう、平成29(2017)年度から「いじめ防止対策のためのクラリフレイタ」(音楽に関する研究研究)事業を活用している。平成30(2018)年度においては、「重乳輪の防止」を得て、クラリオニア経験、力が弱いためにひいて考える「いじめ事例用紙」(クレート)を作成しました。平成30(2018)年度は、これら「クレート」を利用した手書きによる「いじめ防止授業」を実施するとともに、教員が「クレート」を活用した上で張り写しを読み込んだセミナーフィルムを作成しました。指導にてある「いじめ予防授業」により、教員先生の心地に対する理解度が大きく向上するなどの成果を得られており、クラリオニアの次年度後期に取り入れています。

また、学校現場では、いじめや暴力行為等の具体的行動に加えて、児童虐待などの倫理問題への対応も必要となっています。そこで、平成24、共に第3ブロックに分類して各ブロックに担当教諭を配置し、年次指導上の諸課題を抱える町等教育委員会や学校現場からの要請に応じ、当該ブロックの担当教諭・全学校に教諭として支援を行いました(平成23(2011)年度は56校8名)。またに、いじめの実態把握・対応に取り組む学校に対して、要請に応じて担当教諭を派遣し、該部署づくりの実施への協力の検証等者の支援を行いました(平成30(2018)年度は5校2回)。その結果、つづれたり漏れたりする事例にも、食事拒否が如何に係る時間が短縮され、教員の負担が軽減されたとともに、弁護士からの助言によって各教諭が法的根拠を理解識し、学校の立場を基本より何に基づく対応について理解することができました。

今後も、各地方自治体において必要な手帳の確保が図られ、弁護士による「いじめの法概念」の実践化、学校現場等がさまざまな事業に対する参考ための法的アドバイスをスクールコーディネーターから継続的に受けられるよう、十分な交付規制費を講じることが必要です。

# 12 誰一人取り残さない教育環境の整備

(文部科学省)

## ICT環境整備のもとで実現する「新時代の学び」

### 本県がめざす「学びのSTEAM化」

Society5.0に必要な資質・能力を育むため、学びのSTEAM化を推進し本県の基幹産業であるものづくり産業や県内産業界で不足している、AI、IoT等に関連する部門で活躍できる人材、未来を創る当事者（エンジニア・メーカー）の育成をします。

◆「知る（知識・技術の習得）」と「創る（未知の課題や解決策を見出す）」との循環

3つのタイプ別高校でSTEAM教育を実践研究

☆アドバанс・タイプ ⇒ EdTechを活用した個別最適化学習の研究、PBLの実践

☆テクニカル・タイプ ⇒ PBLの実践、プロトタイプの作成

☆ベーシック・タイプ ⇒ EdTechを活用した個別最適化学習の研究、21世紀型ライフスキルトレーニングの実施



### 「GIGAスクールネットワーク構想」の確実な実現を！

#### 校内無線LAN環境の整備

県内無線LAN環境  
実現率（平成30(2018)年度文科省調査）  
・全授業：40.7%  
・義務学校：29.3%  
・三島県立高等学校：7.2%

教育振興基本計画目標値100%  
第1期：平成25(2013)～平成29(2011)年度  
第2期：平成30(2018)～平成4(2022)年度

校内LAN  
ケーブルの高速化  
(1GbEフルダブリケーブル接続)

アクセスマ  
ポイントの整備

#### 環境整備と 「学びのSTEAM化」を促進

- 高速かつ大容量の通信ネットワークの整備
- ICT活用アドバイザーによる支援  
「新時代の学びにおける最先端技術の個人的評議会」の予算確保を！
- 校内無線LAN環境の整備
- 大型提示装置
- 学習者用1人1台PC

## 【要望項目】

### 1. 学校におけるICT環境の充実

- (1) Society5.0に向けて必要な資質・能力を育むためには、各学校において個別最適化学習や協働学習等を行うためのICT環境の整備が不可欠となっている。「STEAMライブラリー」などの良質な授業コンテンツがスムーズに活用できるよう、校内の無線通信を強化する「GIGAスクールネットワーク構想」の実現に係る予算を確実に確保すること。また、地方自治体の負担が軽減されるよう、本事業に地方債制度を適用するとともに、その内容について追加を図ること。
- (2) 「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」について、Society5.0に必要な資質・能力を育むSTEAM教育を強力に推進できるよう、ICT活用アドバイザー等を活用できる本事業の予算を確保すること。
- 3 「SNS等を活用した相談体制構築事業」について、補助事業30地域を継続するとともに、外国人児童生徒や保護者が、文化や生活習慣の違いや言葉が通じないことから生じる生活や学習に関する不安や悩みについて、母国語で相談ができる体制を構築するために必要な予算を措置すること。
- 3 いじめや児童虐待など、学校で生じるさまざまな問題に対応するため、スクールロイヤーによる「いじめ予防授業」の実施やいじめの未然防止・早期対応に取り組む学校への支援など、スクールロイヤーの派遣の継続実施に向けて必要な予算を確保できるよう、十分な交付税措置を講じること。

【教育委員会】

## SNSを活用した相談窓口

### ○子どもLINE相談みえ

相談したい時に気軽に安心して相談できる窓口  
開設期間：平成31(2019)年4月

～令和2(2020)年3月

相談時間：平日17:00～21:00

対象者：県内全ての中学生、高校生

母国語で相談できる体制

構築のための予算措置を！

年次	令和2(2020)年3月	令和3(2021)年3月
予算額(件)	1,003件	478件
回数(件)	25件	65件
平均の相談時間(分)	40分	40分

オレトガリは相談はじめとする25箇所

日本語  
翻訳

## スクールロイヤーの活用

### ○弁護士によるいじめ防止の出前授業

●令和元年度「アドバイザー予定」を弁護士候補

●二重弁護士会と協力して作成した「いじめ事例出前ワークシート」を活用

【授業実施前後の児童生徒の意識の変化（平成30(2018)年度）】

●「いじめ防止のために何かができることがある」と9.0%→59.4%（20.4%増）

●「いじめが止むことをかわかっている」と57.3%→84.3%（27.0%増）

### ○いじめの問題の解決に向けた学校への弁護士派遣

●「学びいじめ防止基本方針」の検討など、「いじめの未然防止・早期対応に取り組む学校への支援

●「いじめ事例出前ワークシート」を活用した教職員研修会の実施

【平成30(2018)年度実績】

派遣学校数：当計9校13回



総実施に向けた  
予算確保を！

## 13 中小企業・小規模企業の経営力向上（事業承継、事業継続力強化、生産性向上）の推進

(経済産業省、中小企業庁)

### 【要望項目】制度・予算

- 中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を進めるため、事業承継時の経営者の個人保証の見直しや第三者による事業承継時の税制に関する、以下の施策を講じること。
  - 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を策定し、金融機関において前経営者と後継者の双方から原則として二重の個人保証を求めないようにするなど、融資慣行としての同ガイドラインの一層の浸透・定着等を図ること。
  - 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、中小企業・小規模企業の経営状況の透明性確保（見える化）や経営者保証の解除に向けた金融機関に対する協議などの支援ができる人材を、事業承継ネットワーク内に配置すること。
  - 後継者不在の中小企業・小規模企業について、株式譲渡や事業譲渡などM&Aを通じた親族以外の第三者による事業承継を促進するため、株式譲渡基準などへの課税を一定期間繰り延べるなどの規制緩和措置等を講じること。
- 中小企業強靭化法の成立に伴い、商工会または商工会議所と市町が共司して策定する「事業継続力強化支援計画」について、計画実現のために行うハンズオン支援や人材育成の取組への財政措置を設けること。また、商工会または商工会議所の経営指導員等が中小企業・小規模企業の事業継続力強化指導に関するスキルを身に着けることができるよう研修を一層充実すること。
- 「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」の制度を改善し、地域の中小企業・小規模企業が自ら経営課題を認識し、解決に向けて共と商工団体等の支援機関が一体となって取り組めるよう支援措置を一層充実すること。また、「Society5.0」の実現に向けて、中小企業・小規模企業におけるIT活用を促進するため、IT導入補助金を充実すること。

### 〔現状・課題等〕

#### 1 事業承継に対する支援

全国では、金融機関や商工団体、地方公団体の民間事業、公的機関がある。上場・非上場企業ネットワークによる事業承継を推進している中、本取組では小企業経営者の平均年齢の高さ、タレント流出による後継者を接種した結果、後継者が急増する、県内では10年間の累計で約3,500人の新規、約3,500億円の新規が実現されるという計算結果もある。因縁は創業者継承が前提であるよう文脈があると思います。

#### 〔参考文献〕

- 概ね60歳以上の経営者が引退の一因で中小企業の事業承継に対するリスク。下：紹介では、後継者不足企業は3割弱、事業検討企業は1割弱で、事業を継ぐ理由の14.5%が後継者難です。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構の調査では、後継者引受けの70%以上経営者のうち後継者候補はいるが承認を拒否している割合が22.7%で、これらのうち経営者保証を逃すに成功している割合は51.8%で、経営者保証は大きな課題です。

○ 具体的事例をもとに、経営者保証の廃止、事業承継に当たっての課題は銀行取引における個人債務保証である。一方で取締役が選出保証人となる事例については、法的対応の検討や、制度設計の変革が必要であると感じています。皆の意見を受けています。

○ 平成28(2016)年4月に改正された「経営者保証に関するガイドライン」の浸透により、経営者保証のない高額融資は徐々に縮小しているものの、現在でも社員全社員の約半数は経営者保証付きであり、経営者保証の解消は進んでいません。経営者保証が事業承継の重要な柱となるなど、今後もガイドラインの実現を図るために、中小企業・小規模企業がこの問題の要因を充足できるよう、経営者保証の解消に向けての努力を継続的とできるような支援体制の一層の整備が必要です。

(事業承継による厚生面の課題)

○ 事業承継の促進にむけ、平成30(2018)年度から法人版事業承継税制が創設されました後、平成31(2019)年には「重慶における『事業承継激励策』の制定」にも金融機関会議に於いて本院から提案、説明を行った。中小企業の事業承継支援にかかる難点(費用)が挙げられたことから、平成31年度税制改定において、相続税・贈与税に係る法人取引事業承継税制が創設されています。

○ さらに事業承継を大きく内陸へ進めるため、後継者不在の中小企業の経営者が、親族以外の会社員やファンなどとの第三者に株式等の事業を譲渡する際にかかる課題などを踏まえ、早期引継ぎに対する支障の軽減緩和があるなどの措置を講ずる必要があります。

## 2 事業承継力強化に対する支援

本院は、中小企業・小規模企業の事業承継に関する研究が行われて以來、中小企業強化法に基づき運営し、また、三取組中小企業・小規模企業振興条例の改訂も企図に載り、事業承継力の強化に向けた推進政策を確立しています。

現在、前回企図より新たに設立、「事業承継力強化支援計画」の策定において、在来どおり構成する「事業承継力強化計画」への参画支援や人物育成を検討しております。こうした多角的実現に向けた取組への財政措置が必要です。また、現行公債二会員はJR東日本議會において、中小企業・小規模企業の事業承継力強化に關する意見交換会を開いた経営指導員は少ないため、北上における研修会の開催やWeb会議の実現が必要です。

## 3 中小企業・小規模企業の生産性向上に対する支援

本院は、平成26(2014)年の改正版中小企業・小規模企業振興条例の施行にあわせて、県内の中小企業・小規模企業が生産性向上を目的とする経営強化企画を実施し、経営企画に対する助成金の申請手続を示すとともに、経営の実現を職工化など要素者として一体となって支援する取組「三重県経営向上計画」を行っております。計画の実現を受ける企業は、計画を実現するため、専門家派遣や企画監修料、日本政策金融公庫の融資制度の活用が可能です。なお、専門家派遣について、令和元(2019)年度から実施の「新規中小法人体による小規模事業者支援推進事業費補助金」を活用しております。

「地方公債二会による小規模事業者支援推進事業費補助金」は、認可後5年間にわたり対象企業が売上収益は経常利益等の報酬が交付されます。例えば、丁度活用の専門家派遣料は、年1回活用でき場合、その後5年間の報酬義務が発生するなど、小規模企業に対する負担が大きくなり、支援内容に応じた適切な多段階支援が必要です。また、「SMEs in Japan」の実現に向けて、中小企業・小規模企業における生産性向上を進めるため、IT導入補助金の実績が求められています。

事務担当：産業経済部中小企業・ナーススマート株式会社

関係法令等：中小企業等経営強化法、商二会及び商二会議所による小規模事業者の支援に関する法律、中小企業経営実績円滑化法、産業競争力強化法

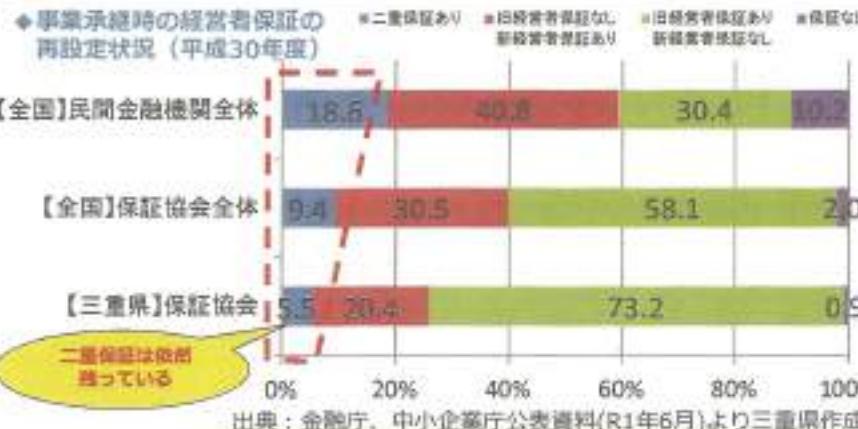
# 13 中小企業・小規模企業の経営力向上(事業承継、事業継続力強化、生産性向上)の推進

(経済産業省、中小企業庁)

## 事業承継の促進に向けた取組 ～経営者保証の解除～

◆新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	
	H27 H30
【全国】政府系金融機関平均	24.0% → 36.1%
【全国】信用保証協会平均	(データなし) 24.8%
【全国】民間金融機関平均	12.1% → 19.1%

新規融資について  
は、この3年間  
で割合が増加



### 課題

- 「経営者保証に関するガイドライン」の一層の定着による新旧経営者(個人)保証の二重徴求の撤廃
- 金融機関に対して、経営者保証解除などの交渉ができる新たなネットワーク人材の確保

### 【要望項目】

- 中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を進めるため、事業承継時の経営者の個人保証の見直しや第三者による事業承継時の税制に関して、以下の施策を講じること。
  - 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を策定し、金融機関において前経営者と後継者の双方から原則として二重の個人保証を求めないようにするなど、融資慣行としての同ガイドラインの一層の浸透・定着等を図ること。
  - 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、中小企業・小規模企業の経営状況の透明性確保(「見える化」)や経営者保証の解除に向けた金融機関に対する協議などの支援ができる人材を、事業承継ネットワーク内に配置すること。
  - 後継者不在の中小企業・小規模企業について、株式譲渡や事業譲渡などM&Aを通じた親族以外の第三者による事業承継を促進するため、株式譲渡益などへの課税を一定期間繰り延べるなどの税制優遇措置等を講じること。

## 事業承継の促進に向けた取組 ～第三者事業承継税制の整備～

### これまでの取組

#### 法人版事業承継税制の拡充(H30改正)

対象株式等の上限の撤廃、対象者の拡大などの税制の要件を抜本拡充  
県内認定件数

H21～28(国認定) 18件  
H29～R1/9月(県認定) 21件  
・わずか2年半で、これまで(8年間)の国認定件数を上回る実績

#### 個人版事業承継税制(H31改正)

土地、建物等の承継にかかる相続税・贈与税の100%納税猶予制度を創設

県内計画確認件数 R1/4～9月 1件

### 現在

事業引継ぎ支援センター(※)相談件数  
(※)後継者不在や事業引継ぎの不安に対応する機関  
H27 167件 → H30 411件(146%増)

親族間承継に加え、第三者承継に対するニーズが増加

さらなる円滑な事業承継を促進するための第三版事業承継税制の整備

## 13 中小企業・小規模企業の経営力向上(事業承継、事業継続力強化、生産性向上)の推進

(経済産業省、中小企業庁)

### 事業継続力強化に向けた取組

～みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会～

#### 三重県企業の事業継続計画策定割合

大企業 67.7%

中小企業 17.0%

小規模企業 3.3%

(三重県事業所アンケート(R1年7月)

(n = 1,143)

- 中小企業・小規模企業の対策に遅れ。
- 三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正を念頭に置き、対策を検討。



みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会  
令和元年8～9月、県内5地域で開催

「小規模企業に防災・減災に取り組んでもらうためには、セミナー開催だけでは不十分」(支援機関)

「事業継続力強化計画の策定を推進したいが、支援できる人材が県内にいない」(支援機関)

⇒商工会・商工会議所が行う防災・減災ハンズオン支援や人材育成の取組を補助対象に！

### 生産性向上に向けた取組

～三重県版経営向上計画／IT導入補助金の活用～

○三重県版経営向上計画…「経営革新計画」の敷居を下げ、より小規模企業も取り組みやすくした三重県オリジナルの経営計画制度。課題把握、実施計画、本格実行を段階的にサポート。計画の実現に向けて、専門家派遣や資金調達を県が支援。令和元年度事業から国補助金を活用。

	H26	H27	H28	H29	H30	計
認定件数	166	293	392	378	408	1,637

認定後に営業利益が増加もしくは横ばいの企業割合(%)	61.7	64.6	66.0	66.8	認定企業は、県内の中小企業平均を約5%上回る成果
----------------------------	------	------	------	------	--------------------------

⇒国が求める実績報告書の負担が大きい。制度の改善を！

### ○IT導入補助金

	H28補	H29補	H30補	県内中小企業5万社に対し、活用企業はわずか
補助率	2/3	1/2	1/2	
三重県採択件数	225件	760件	110件	

⇒「Society5.0」の実現に向けて、IT活用の必要性は高まっている。  
中小企業における導入促進のため、補助金の充実を！

#### 【要望項目】

- 2 中小企業強化法の成立に伴い、商工会または商工会議所と市町が共同して策定する「事業継続力強化支援計画」について、計画実現のために行なうハンズオン支援や人材育成の取組への財政措置を設けること。また、商工会または商工会議所の経営指導員等が中小企業・小規模企業の事業継続力強化指導に関するスキルを身に着けることができるよう研修を一層充実すること。
- 3 「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」の制度を改善し、地域の中小企業・小規模企業が自ら経営課題を認識し、解決に向けて県と商工団体等の支援機関が一体となって取り組めるよう支援措置を一層充実すること。また、「Society5.0」の実現に向けて、中小企業・小規模企業におけるIT活用を促進するため、IT導入補助金を充実すること。

【雇用経済部】

## 14 「空飛ぶクルマ」の社会実装の推進

(内閣府、経済産業省、国土交通省)

### 【要望項目】制度・予算

新たなテクノロジーである「空飛ぶクルマ」を活用して、交通、観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を実現するため、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組に対する支援を行うこと。

- 近未来技術を総動員し、「空の移動革命」により移動の完全ユビキタス化を実現するため、産学官が連携して行う「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた技術開発、新たな社会モデル実証研究等への総合的支援を行うこと。
- 「空飛ぶクルマ」が活躍する社会の実現に向けた地域のグランドデザイン策定や、離着陸場・管制システム等のインフラ整備等、「空飛ぶクルマ」の社会実装に必要な環境整備に対する財政的支援を行うこと。

### 《現状・課題等》

「空飛ぶクルマ」については、平成30（2018）年12月にかけてコードマップが取りまとめられ、「物の移動」「地方での人の移動」「都市での人の移動」のほか、「医療対応」「救急」「搬送」等への利活用が検討されている。

また、このコードマップにおいて、事業者による利活用の目標として、令和元（2019）年に試験飛行・実証実験等、令和5（2023）年に実証スタート、2030年代に実用化の拡大が定められています。

本県においても、「空飛ぶクルマ」の実現により、地域における生活の質の維持・向上と、新たなビジネスの創出をめざしていますが、「空飛ぶクルマ」は新たなテクノロジーであり、社会実装に向けて、産学官が連携した技術開発の実施や新たな社会モデルの構築、地域における受入れに向けた環境整備を行なう必要があります。

- 「空飛ぶクルマ」については、国内外の事業者が競争を進めているところですが、実用化に向けては、機体や電池をはじめとしたハーフウェアに加えて、制御システム等のソフトウェア開発に多くの技術を結集する必要があります。

また、移動の完全ユビキタス化の実現に向けては、「空飛ぶクルマ」と既存の交通サービスの統合など、新たな社会モデルの構築が必要です。

このため、高等教育機関、機体・ソフトウェア開発事業者、物流・観光事業者、金融機関、地方自治体が連携し、産学官連携にて「空飛ぶクルマ」の開発と新たな社会モデルの構築に取り組む必要があります。

- 「空飛ぶクルマ」が活躍する社会の実現には、地域特性を生かしたビジネスモデルや、既存の交通手段との連携を踏まえた航行ルートなど、地域のグランドデザインの策定のほか、「空飛ぶクルマ」に対応した離着陸場や管制システムを中心としたインフラ整備等、受入れに向けた環境整備が必要です。

専務担当：雇用労働部中小企業・サービス産業振興課  
関係法規等：航空法

## 14 「空飛ぶクルマ」の社会実装の推進

(内閣府、経済産業省、国土交通省)

期待される効果

### 離島・過疎地域等での生活支援

- ★ 新たな生活交通手段としての活用  
→ 交通や物流の需要に応じた適切な運航による健全な経営の実現
- ★ 夜間の急患など、緊急時の対応
- ★ 医師不在地等での遠隔医療と薬の配送を組み合わせた医療サービスの提供
- ★ 高齢者の地域内移動や買い物弱者支援等への活用



社会実装に向けた取組

高等教育機関、機体製造者、運行事業者、県内中小企業、商工団体、自治体等が連携し、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた技術開発や社会モデル研究を行うコンソーシアム形成



### 【要望項目】

新たなテクノロジーである「空飛ぶクルマ」を活用して、交通、観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を実現するため、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組に対する支援を行うこと。

- 1 近未来技術を総動員し、「空の移動革命」により移動の完全ユビキタス化を実現するため、産学官が連携して行う「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた技術開発、新たな社会モデル実証研究等への総合的支援を行うこと。
- 2 「空飛ぶクルマ」が活躍する社会の実現に向けた地域のグランドデザイン策定や、離着陸場・管制システム等のインフラ整備等、「空飛ぶクルマ」の社会実装に必要な環境整備に対する財政的支援を行うこと。

### 観光資源・移動手段

- ★ 中部国際空港からの移動手段としての活用  
→ 陸路では賢島駅までの移動に約3時間を要するなど、移動時間の長さがネック
- ★ 空飛ぶクルマによる遊覧等、滞在中のスカイアクティビティとしての活用に期待



### 防災対策・産業の効率化

- ★ 災害発生時の移動や現地確認、救援の手段としての活用
- ★ 人手不足や生産性の低さが課題となっている物流面への活用
- ★ 高低差や距離の克服、人が入りにくい山間地や海上等での活用、現場の省人化が可能に  
→ 業界全体の生産性向上に期待！



「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた飛行ルートや活用方針等のグランドデザイン策定、離着陸場や管制システムを始めとしたインフラ整備



【雇用経済部】

## 15 背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靭化

(財務省、国土交通省)

### 【委託項目】制度・予算

- 1 四日市港の港湾機能強化に向けた霞ヶ浦地区のふ頭再編（北ふ頭81号耐震強化岸壁整備）  
霞ヶ浦地区のコンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力の強化、ふ頭の混雑解消を図るため、北ふ頭に新たな耐震強化岸壁（W81）を新規事業化すること。
- 2 四日市港の港湾・海岸事業の推進  
(1) 高まる港湾需要に対応するため、老朽化対策など港湾機能の維持・強化に必要な予算を確保すること。  
(2) 临海部の住民・企業の安全・安心を確保するため、防災・安全交付金（海岸）の予算を確保すること。

### 《現状・課題等》

四日市港は、明治32（1899）年の開港から現在に至るまで発展を経け、中部港における国際ゲートウェイとして、背後産業を物流圏から支えるという重要な役割を担っています。

平成30（2018）年4月に高速道路改4号幹線（四日市・いなばポートライン）、平成31（2019）年3月には新名神高速公路の県内区間全線を東海道六日駄立強の東員IC～八安IC区间が新たに供用され、四日市港の利便性は大きく向上しました。平成30（2018）年には四日市港の外貿コンテナ取扱個数が初の20万TEUを記録し、2年連続で過去最高を更新したほか、背後産業の原材質となるパルク貨物や完成自動車の取扱も増加するなど、四日市港に対する物流需要はますます高まるものと見込まれます。

### 1 四日市港の港湾機能強化に向けた霞ヶ浦地区のふ頭再編（北ふ頭81号耐震強化岸壁整備）

四日市港霞ヶ浦地区のコンテナ取扱機能については、北ふ頭と南ふ頭に分散していることから、ふ頭間で荷扱いが発生するなど効率的な運用となっているほか、コンテナ用の耐震強化岸壁がなく、南海トラフ地震が発生すれば、物流機能が大幅に低下し、県の経済・産業に与える影響は甚大となります。また、南ふ頭においては、完成自動車の輸出専用による取扱増加、オイル・ガスやバイオマス燃料といったパルク貨物の新たな受け入れなど混雑した状況が継続しています。

このような現状から、コンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力強化、ふ頭の混雑解消が課題と捉えています。

霞ヶ浦地区のふ頭再編により、コンテナ取扱機能を北ふ頭に集中し、北ふ頭81号耐震強化岸壁の整備による災害対応力の強化、南ふ頭における完成自動車の集約化・効率化やエネルギー関連貨物の取扱機能を強化していくことが課題解決のための方策であり、四日市港を利用する事業者等からは、北ふ頭81号耐震強化岸壁の新規事業化を求める声が大きくなっています。

## 2 四日市港の港湾・海岸事業の推進

(1) 五日市港の港湾施設の多くは、供用から 10 年以上が経過し、施設の老朽化への対応が現実の課題となっています。また、高まっている港湾荷役への対応も課題であり、因直轄事業や請負事業による競争酒、五日市江川べの岸壁改良、22 号、24 号、27 号および 60～62 号岸壁、13 号や東防波堤の老朽化対策を着実に実施することで、港湾機能の維持・強化を図っていく必要があります。

一方、市街地に近い四日市地区においては、親水性があり、人々が多い、憩える港湾空間の創出が求められています。そこで、現在、老朽化が顕著である防護構造を緑地護岸として改修を進めていますが、今後も着実に進めていくためには、改修に係る社会資本整備結合交付金のさらなる確保が必要な状況です。

(2) 平成 26(2013) 年度に「市県が実施した地震被害想定発生の結果、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、地震の揺れや津波等によく県内で約 53,000 人の死者が発生するなど、甚大な深刻な被害が想定されています。また、四日市港の石油化学コンビナートが被害を受けた場合は、エネルギー供給機能の低下や基礎材料、部材のサプライチェーン寸断から、背後産業の生産性低下が危惧され、さらには、市民生活や復興事業等への多大な悪影響も懸念されます。四日市港においても、一帯の地盤が強震による浸水域になると想定されており、被災を最小限に抑えるため、沿岸部の住民生活や企業活動を守ることが課題となっています。

そこで、南海トラフ地震等の大規模地震や津波、高潮、波浪等に対して、市民生活や企業活動の安全・安心を確保するため、豊田港地区や 1 号地域区における高潮警報や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を今急に講じていくための資源・安全交付金(通常)のさらなる確保が必要な状況です。

事務担当 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備結合交付金交付要綱

# 15 背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靭化

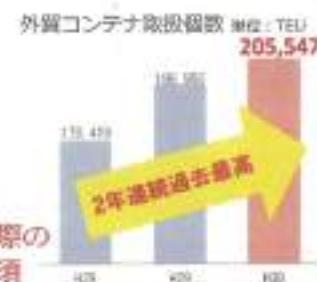
(財務省、国土交通省)

## 霞ヶ浦地区ふ頭再編（北ふ頭81号耐震強化岸壁整備）

### 現況・課題

#### コンテナ（W26,W27,W80）

- 外貿コンテナ取扱個数が初の20万TEUを記録
- 北ふ頭と南ふ頭に分散し、非効率な運用
- コンテナ耐震強化岸壁が未整備  
南海トラフ地震などが発生した際の被害軽減、早期復旧のために必須



阪神淡路大震災で甚大な被害を受けた神戸港では、震災前のコンテナ取扱量に戻すのに23年を要しました。

#### 完成自動車（W24,W25）

- 輸出の再開でバスやモーター  
ブルの不足、四日市地区への振替えなど非効率な運用



#### エネルギー関連貨物（W22,W23）

- オイルクスクス、バイオマス燃料の新規輸入の開始によるバス不足

### 今後さらに

新名神高速道路や東海環状自動車道の整備が進み、より四日市港の重要性が高まり、霞ヶ浦地区的ふ頭の混雑に拍車がかかる！

**四日市港の霞ヶ浦地区のふ頭再編として、北ふ頭に新たなコンテナターミナル(耐震)の整備が必要**

### 要望

霞ヶ浦地区的コンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力の強化、ふ頭の混雑解消を図るため、北ふ頭に新たな耐震強化岸壁（W81）を新規事業化すること。

## 背後圏産業の発展を支え、地域の安全・安心を守る四日市港に向けて

### 再編前 現況



### ふ頭再編による効果

- コンテナ機能の高度化・効率化、災害対応力の強化（W80, W81）
- 完成自動車の集約化・効率化（W25, W26, W27）
- エネルギー関連貨物の機能強化（W22, W23, W24）

### 再編後 イメージ



### ふ頭整備に向けた地元気運の高まり

四日市港の将来を考えるフォーラム（5.11開催）

○四日市港に寄せる期待や要望の声

船舶会社

- 完成車等の輸送・保管能力の確保および効率化に向け、霞ヶ浦地区的機能強化が必要
- 安定した貨物輸送の実現のため、港の生産性向上や大型船舶への対応、災害対応力の強化が必要

四日市港霞ヶ浦地区北埠頭の整備を進める会（9.20設立）

10月7日に国土交通省を訪れ、官民一体となった要請活動を展開



【四日市港管理組合】

## 15 背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靭化

(財務省、国土交通省)

## 四日市港の港湾・海岸事業の推進

港灣事業

### 老朽化対策 (W22,24,27,60~62, 13,東防波堤)

港湾施設の多くが供用から40年程経過し、施設の延命化が喫緊の課題

【W22下部工補修】 【W24上部工補修】



霞ヶ浦地区



四日市地区



#### 綠地整備（千歲瀬河綠地）

老朽化した物揚場の改修を行ふ。緑地として利用転換



海岸事業

### 1号地地区（四日市地区）



## 耐津波対策をふまえた胸壁補強

四日市港管理組合が所管する海岸保全区域における対策が必要な海岸保全施設	L=17.2km (うちコンビナート沿岸 L= 8.1km)
四日市港管理組合が所管する海岸保全区域における対策が不要な海岸保全施設	L= 4.5km

四日市港警備組合が所管する海岸保全区域における第三種大門防護大の海岸保全区域における海岸保全施設

富田港地区



#### 護岸補強と排水機場の改良を実施



四

- 1 高まる港湾需要に対応するため、老朽化対策など港湾機能の維持・強化に必要な予算を確保すること。
  - 2 臨海部の住民・企業の安全・安心を確保するため、防災・安全交付金（海岸）の予算を確保すること。

【四日市港管理組合】

## 16 グローバル化に対応する強い農林水産業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

### 【要望項目】制度・予算

- 1 農林水産物の輸出促進に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や、産地等が輸出に取り組むための環境整備など農林水産省内に新たに創設される輸出の司令塔組織「農林水産物・食品輸出促進本部（仮称）」において一元的かつ戦略的に推進すること。
  - (1) 村橋の検疫条件緩和に係るタイとの協議や、台湾におけるインポートトレランス（残留農薬基準）の対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
  - (2) 茶の欧米におけるインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
  - (3) 牛肉の輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制医療撤廃に向けた台湾等との協議を引き続き進めること。
  - (4) 木材の輸出先国の法規に適合する木造住宅の設計・施工マニュアルの整備や販路開拓に対する支援など、意欲的な事業者が輸出に取り組みやすい環境を整えること。
  - (5) 国が中心となって、東京2020大会等における真珠の利用を促進するとともに、アコヤ真珠の魅力を海外へPRするために必要な予算を十分に確保すること。
  - (6) 輸出に対応した産地を支援するための予算を十分に確保すること。
- 2 國際水準GAPの認証取得拡大に向け、東京2020大会におけるGAP認証食材の活用や国内外への情報発信に取り組むこと。また、「持続的生産強化対策事業」において、GAP指導活動の推進や教育機関における教育カリキュラムの継続支援などGAP推進に係る予算を十分に確保するとともに、農業者等へのGAP認証取得経費の支援の継続や、都道府県による消費者へのPRを通じた認知度向上の取組が効果的に実施できるよう支援内容を拡充すること。

### 《現状・課題等》

- 1 平成30(2018)年の農林水産物・食品の輸出額は9,068億円となり、平成25(2013)年から6年連続で増加しています。農林水産物・食品の輸出額のさらなる拡大に向けて、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や、事業者等の意欲醸成と行動を支援するための環境整備など、新たに創設される農林水産物・食品輸出促進を担う司令塔組織「農林水産物・食品輸出促進本部（仮称）」において一元的かつ戦略的に推進することが必要です。

- (1) 共通特権のタオへの輸出拡大をめざしていますが、ひんきつそらか病（SOS）対策に係る貿易規制作業の負担が大きいためや、輸出対象が11月1日以降の収穫物に設定され、事実上、通常の生鮮品種である他の生温野菜が対象にならないことをなぜか、強調となっております。また、相手先としてタオの輸入側の担当者の方を図るために、インホート・ランクансの対象拡大に向けての取組を引き続き進めることが必要です。
- (2) 伊勢茶の歐米への輸出拡大をめざしているますが、使用する茶葉の農薬が制限されていることから、欧米とのインホート・ランクансの対象拡大に向けた取組を強化することが必要です。
- (3) 基本プラン（牛乳の輸出拡大をめざしていますが、下回等で日本産牛乳の輸入が失格認められていないほか、今後等で日韓制限（30ヶ月猶太清）が強化される事、これを輸入規制の緩解・緩和に向けて、さらなる日韓開発議の交渉が望まれます。
- (4) 中間の大橋造設の開港の進行等、スガ、ミズキを構造材として輸出するチャンスを捉える中、大津松の輸出における、日本の技術者が輸出先国に設計の提案や技術指導等を行う場合に必要な、輸出先での基礎知識を含むした教材、専門性をアルカリ性溶解液の熱湯、蒸気のある輸送容器等が行う、日本の木材製品の普及、PEI会員への支援など、輸出拡大に向けて取組を整備する必要があります。
- (5) 中国、ASEAN諸国などアジアの新規顧客を中心とした貿易の需要が拡大していくことが見込まれる中、好適な貿易条件の輸出拡大に向けて、今後も（2020）年も開催される東京2020大会における競技の利用を促進するとともに、オーバン・ジャパン体制で海外にアコヤ貝珠の品質の流れ、魅力のPRを行ってください重要です。
- また、香港等での実績展に就けるセミナーの開催など、海外での貿易会場を進むる取組や、海外の宝飾バイヤー等向けの貿易体験シティや実施など、海外での貿易の魅力を伝える取組に対する支援が大切です。
- (6) 確かに考慮した医療の拡大に注目では、検疫廃止や税金の賦課標準への対応、ECM、多段振搗技術等の導入、海外の多様なニーズ把握等の取組が不可欠であり、これらの取組を支援するグローバル仕掛けづくり確実事業や銀茶葉・銀茶葉比喩先対策事業などの手筋を十分に確保する必要があります。

2. 本県では、県や農協団体等が一貫となって生産者に対する技術指導をなさる上に、GAP指導員等の育成に着力してきており、一部の指導員数を確保してGAP認証取得の促進に取り組んでいます。その結果、国際水準GAP認証取得件数は令和2年(2017)年度の約8件となる76件(令和元(2019)年8月実績)まで拡大している上、今後さらに、国際水準GAP認証取得を促進させるためには、東京2020大会でのGAP認証制度の見解を広く国内外にPRする上と共に、国際水準GAP認証の特徴を盛り込んだPRが必要です。

また、東京2020大会を経て、国際水準GAP認証がますます重要になってくることから、認証取得の初期段階における支援を継続・強化するとともに、認証後の審査・マネジメント体制等を充実するため、農業学校・上級農業専門学校における実地的なGAP認証取得等を計り、実践的な学習機会を提供する必要があります。

さらに、GAP認証を通じた消費者層の認知度が低いことから、国際水準GAPに対する農業者の取組が評価され、さらなる改進気運の醸成がかかるより、国内の食品関連事業者等との連携によりPRを通じて改進気運の消費者の赴加促進等を図る取組を充実させる必要があります。

事務担当 農林水産部農業園芸課、畜産課、森林・林業經營課、水産資源・經營課  
関係法令等 混合的なTPP等関連政策実施、農業生産工行費拡張推進事業交付金実施要綱

# 16 グローバル化に対応する強い農林水産業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

## 現状と課題1 農林水産物の輸出促進に向けた二国間協議の強化や環境整備の推進

- ・輸出額1兆円（2019年）の目標達成とその先を見据え、地方の課題解決を加速することが重要
- ・輸出にむけた取組を新たに創設される輸出の司令塔組織において一元的かつ戦略的に推進することが重要

検疫条件など相手国の輸入規制の撤廃・緩和や、輸出に取り組む産地等の支援が必要

### 農畜産物に係る輸入規制への対応

#### 柑 橘

##### ○タイ

- SOS防除(薬剤処理)が義務化
- 主力の極早生温州みかんが輸出不可(11月1日以降に販売される)



#### 伊 勢 茶

生産・流通・販売が一体となった東南アジア経済圏事での取組に加え、新たに大手旅行代理店と連携し、海外拠点の活用や商品開発などさらなる海外展開に挑戦

##### ○欧米

- 有機栽培など安全への関心が高く、残留農薬基準が厳しい



#### 伊賀牛・松阪牛等

##### ○中高

- 日本産牛肉が未解禁

- 月齢制限(30ヶ月熟成肉)

### 木材に係る輸出環境の整備

#### 【販路開拓の支援】

- 商業輸出のための販路開拓支援が不可欠

#### 【建築基準への対応】

- 輸出先国の法令等に対応した設計施工マニュアルが未整備



#### 真珠の魅力発信

- 海外への情報発信を強化することが必要



#### 活力キ

- 9月からシンガポール向け輸出を開始
- シンガポールでの取組効果を周辺国へ波及させる



### 輸出環境の整備に向け、

- ・二国間協議を引き続き進めることが必要
- ・品目別の取組支援を継続・充実することが必要
- ・輸出に対応した産地づくりも急務

## 現状と課題2 GAPの認証取得促進への支援

### 【認証の取得推進】

(人) 農産物GAP指導員数 教育機関で取得

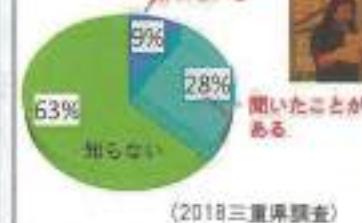
県農業大学校 1枚 道知政令品目  
県立農業高校 全5枚



実践的な学習機会の提供

### 【認知度の向上】

消費者アンケート  
よくある程度  
知っている



県内量販店で  
消費者に直接PR

### 認証取得促進に向け、

- ・取組の継続支援が必要
- ・消費者等の認知度向上に向け、  
地域の取組の充実が必要

1 農林水産物の輸出促進に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や産地等が輸出に取り組むための環境整備など、農林水産省内に新たに創設される輸出の司令塔組織「農林水産物・食品輸出促進本部（仮称）」において一元的かつ戦略的に推進すること。

(1) 柑橘の検疫条件緩和に係るタイとの協議や、台湾におけるインポートトレランス（残留農薬基準）の対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。

(2) 茶の欧米におけるインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。

(3) 牛肉の輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾等との協議を引き続き進めること。

(4) 木材の輸出先国の法令に適合する木造住宅の設計・施工マニュアルの整備や販路開拓に対する支援など、意欲的な事業者が輸出に取り組みやすい環境を整えること。

(5) 国が中心となって、東京2020大会等における真珠の利用を促進するとともに、アコヤ真珠の魅力を海外へPRするために必要な予算を十分に確保すること。

(6) 輸出に対応した産地を支援するための予算を十分に確保すること。

2 國際水準GAPの認証取得拡大に向け、東京2020大会におけるGAP認証食材の活用や国内外への情報発信に取り組むこと。また、「持続的生産強化対策事業」においてGAP指導活動の推進や教育機関における教育カリキュラムの継続支援などGAP推進に係る予算を十分に確保するとともに、農業者等へのGAP認証取得経費の支援の継続や、都道府県による消費者へのPRを通じた認知度向上の取組が効果的に実施できるよう支援内容を充実すること。

## 17 豚コレラの感染拡大防止に向けた支援の充実・強化

(厚生労働省、農林水産省)

【要望項目】概要・予算

- 1 豚コレラ・アフリカ豚コレラの養豚農場への侵入防止に向け、野生動物侵入防止対策や消毒等の防疫対策を継続的に支援できるよう、「消費・安全対策交付金」予算の十分な確保と補助率（1／2）の嵩上げなど農家負担のさらなる軽減および支援メニューの一拡充を図ること。また、防疫措置の円滑な実施に向け、各発生事例における感染経路の把握や原因究明、接種農場におけるまん延防止措置の見直しを行うとともに、獣医師の確保およびワクチン接種に係る資機材や必要な予算の確保を図ること。
- 2 海外からの家畜伝染病の侵入防止に向け、空港等での水際対策を徹底するとともに、発生国に対し、畜産物等の持ち出し防止を強力に働きかけること。また、アフリカ豚コレラの国内侵入に備え、ワクチンの研究開発など予防対策を早急に進めること。
- 3 発生農場の経営再建に向け、融資制度等の拡充をはじめ、失われた販路やブランド力など経営資源回復のための措置について、6次産業化の取組状況なども含め的確に講じること。また、発生前の規模での再開には相当の期間を要することから、雇用調整助成金における支給限度日数を拡大するなど対策を強化すること。
- 4 ワクチン接種豚の安全性を科学的根拠に基づき広く公表し、風評被害を防止すること。また、ワクチン接種により、取扱量の減少や取引価格の下落などが懸念されることから、生産者および畜・食肉流通事業者等に対する経営支援等の充実を図ること。
- 5 豚コレラの感染拡大リスクの大幅な低減に向け、国の責任・負担において、野牛のししの捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策を早急に進めること。また、経口ワクチンの重点敷布、捕獲野牛のししの豚コレラ検査や死体の適正処理に必要となる予算を十分に確保すること。

## 《現状・課題等》

- 豚コレラ・アフリカ豚コレラの発生農場への侵入を防ぐために、地域の全ての養豚農場等が飼育衛生管理制度を導入徹底することが最も重要であり、野生動物の侵入防止対策や農場等の省入りする人冬季用の徹底した避難など、防護対策を強化して実施していくよう支援していく必要があります。
- また、豚コレラ等に係る感染予防対策や他の疫病対策などの防疫措置を巡査から、市町に実施するためには、各発生事例における感染経路の把握や原因究明、接種農場に対するほん短防は確固の見直しを進めるとともに、獣医師の確保などの体制整備や、日常的に農場に出入りしている管理部医師がワクチン接種を行えるよう専門資格、ワクチン接種に必要な資機材等の準備の十分な確保が求められています。
- 海外からの家畜公害病の侵入防止に向け、豚コレラやアフリカ豚コレラ発生国からの販出の不適時込み等を阻止するため、輸入検疫体制を早急に強化していくとともに、当該発生地への働きかけを行っていく必要があります。
- また、アフリカ豚コレラの国内侵入を防ぎ、夢中園等によるワクチンの導入開始など予防対策を進める必要がある一方で、発生農場の経営再建に向けて、休業期間等における被廃業者等を支援するための融資制度の創設や賃料凍結、扶助料の無償化、市の小当金や経営支援互助会等についての免制割合など、きめ細かな措置を講じる必要があります。また、失われた販路やブランド力など経営機能回復のための指針については、6次産業化の取組状況などを含め、付加価値を十分に考慮して的確に示すことが求められています。さらに、ワクチンの発生農場の多くが、豚肉の回復するまでに相当の期間を費していることから、雇用調整助成金の支給範囲日数の拡大など、従業員の雇用を維持するための支援を強化する必要があります。
- 異種被害の既止抑制に、ワクチン接種時の安全性を科学的根拠に基づき広くPRすることが求められています。また、ワクチン接種に伴う経口等の風評被害が発生した場合には、養豚農場のみならず、取扱いの卸や取引価格の下落等により、士農・食肉流通事業者等へも影響がおよぶことが懸念されるところから、影響を最小限にする対策が必要です。

3. 蓸「レクの感染拡大リスクとの大幅な緩和」並に、「予の責任・負担において、野生いのじしの捕獲および子稚保育や育成、袖護の効率化・省力化、捕獲紙袋化の充実化」野生いのじしの捕獲頭数の拡大に対する根本的な対策を、城的かつ早急に定める必要がある。また、野生いのじしへの導入シナリオの重複徹底をため、「アルタイムPCR検査の導入や検査機器の整備、確体を既玉川駅送りための緩境整備等への支援が求められています」

事務担当　農林水産部扱い手取課、畜産課、獸害対策課  
関係法令等　家畜伝染病防法、消費・安全対策交付令等要綱

## 17 豚コレラの感染拡大防止に向けた支援の充実・強化

(厚生労働省、農林水産省)

三重県では、県内全域において約103,000頭を対象に豚コレラワクチンの接種を実施。豚コレラ・アフリカ豚コレラの感染拡大防止等に向けて、さまざまな取組を粘り強く実施していくことが必要。

### 現状と課題1

野生動物侵入防止柵を整備  
農家の負担なしで整備できる  
制度を創設し、設置を加速

県内全域において  
約103,000頭を対象に  
ワクチン接種を実施

空港等における検疫探知犬  
による検査

アフリカ豚コレラに備えた  
研究開発



写真：動物疾疫研究所HP

### 課題

#### 【農場を守る対策】

- ・豚コレラ・アフリカ豚コレラの侵入防止に向け、防疫対策の拡充が必要(飼養衛生管理水準の向上を目的とした施設整備等の強化)
- ・ワクチン接種の継続に向け、体制整備、資機材・予算の確保が必要

#### 【水際対策】

- ・家畜伝染病の国内侵入を防止する水際対策の強化が急務
- ・アフリカ豚コレラに備えたワクチンの研究開発など予防対策が急務

### 現状と課題2

### 経営支援対策および風評被害対策

全国の60を超える農場で豚コレラが発生。現在も大多数が休業中であり、発生前の規模での再開は困難な状況。自己結託する事例有り。



ワクチンの安全性について

- 1) ワクチン接種した豚は、2~3週間後で抗体（免疫）を獲得し、ワクチン菌株（「ワルス」）はその表面で付着・固定されると考えられています。そのため、他の細胞で作られるのが出来ません。
- 2) また、ワクチン菌が活細胞過程で接種がされており、再びワクチン菌を繁殖することはできません。このため、再びワクチン接種は出来ません。



### 課題

- ・発生農場に対する融資制度等の拡充、経営資源回復のための特段の措置が必要
- ・科学的根拠に基づく接種豚の安全性に関するPRが急務
- ・取扱量の減少や取引価格の下落等が懸念されており、生産者および畜・食肉流通事業者等への経営支援が必要

### 現状と課題3

### 野生いのしし対策

#### 野生いのしし捕獲頭数



野生いのししの捕獲強化

野猪コレラ検査にかかる検体数の増加

### 課題

- ・野生いのししの捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策が急務
- ・経口ワクチンの重点散布、豚コレラ検査や検体処理の効率化が急務

- 要望
1. 豚コレラ・アフリカ豚コレラの養豚農場への侵入防止に向け、野生動物侵入防止対策や消毒等の防疫対策を継続的に支援できるよう、「消費・安全対策交付金」予算の十分な確保と補助率(1/2)の嵩上げなど農家負担のさらなる軽減および支援メニューの拡充を図ること。また、防疫措置の円滑な実施に向け、各発生事例における感染経路の把握や原因究明、接種農場におけるまん延防止措置の見直しを行うとともに、獣医師の確保およびワクチン接種に係る資機材や必要な予算の確保を図ること。
  2. 海外からの家畜伝染病の侵入防止に向け、空港等での水際対策を徹底するとともに、発生国に対し、産出物等の持ち出し防止を強力に働きかけること。また、アフリカ豚コレラの国内侵入に備え、ワクチンの研究開発など予防対策を早急に進めること。
  3. 発生農場の経営再開に向け、融資制度等の拡充をはじめ、失われた販路やブランド力など経営資源回復のための措置について、6次産業化の取組状況なども含め的確に講じること。また、発生前の規模での再開には相当の期間を要することから、雇用調整助成金における支給延滞日数を拡大するなど対策を強化すること。
  4. ワクチン接種豚の安全性を科学的根拠に基づき広くPRし、風評被害を防止すること。また、ワクチン接種により、取扱量の減少や取引価格の下落などが懸念されることから、生産者および畜・食肉流通事業者等に対する経営支援等の充実を図ること。
  5. 豚コレラの感染拡大リスクの大額な低減に向け、国の責任・負担において、野生いのししの捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策を早急に進めること。また、経口ワクチンの重点散布、捕獲野生いのししの豚コレラ検査や検体の適正処理に必要な予算を十分に確保すること。

## 18 新たな資源管理措置の円滑な推進に向けた支援

(農林水産省)

### 【要望項目】制度・予算

- 漁業関係者が納得して資源管理に取り組めるよう、TAC対象魚種については、資源管理方針の策定時だけでなく、資源管理の達成状況や漁獲シナリオの妥当性、資源管理が漁業経営に及ぼす影響等について、漁業者および都道府県と国が意見交換を行う検討会を制度化し、毎年開催するなど、漁業者や都道府県の意見を集約し、制度の設計や運用に反映させる仕組みづくりを進めること。
- 漁業関係者が余裕をもって資源管理に取り組めるよう、TAC対象魚種の導入スケジュールを早急に提示するとともに、導入については都道府県の意見を十分に聴くこと。また、国と都道府県のデータ連携基盤構築のため、漁業・海洋データの収集体制の整備に向けた予算を十分に確保すること。
- 漁業関係者が安心して資源管理に取り組めるよう、漁業者の減収の継続にも対応できる、漁業収入安定対策等の拡充や予算の十分な確保を図ること。
- 漁業関係者の収入機会が増えるよう、TACの消化率向上と有効利用に向け、国における十分なTAC留保分の確保や、都道府県へのTACの追加配分手続きの簡素化とスピードアップ等により、都道府県の漁獲実態に即応できるTAC配分の仕組みづくりを行うこと。

### 〔現状・課題等〕

- 新たな資源管理措置を円滑に進めていくためには、これまで資源管理の実績を積んできた漁業関係者の意見を十分に聴きながら、取組を進める必要があります。とりわけ重要性の高いTAC対象魚種については、資源管理方針の策定時だけでなく、毎年、資源管理の達成状況等を検証しフィードバックすることで、漁業関係者の意見を制度の設計や運用に反映させる仕組みづくりが必要です。
- 国は、TAC対象魚種を早期に漁獲量ベースで8種（現行8種で5割）に、資源評価対象魚種を合計5（2020年までに200種（現行50種）に拡大するとしています）か、新たなTAC対象魚種や導入スケジュールなどを示していく予定。漁業関係者の不安を解消するためには十分な調査期間を設けるとともに、都道府県が育てる意気をTAC対象魚種の導入に生かし、資源管理の有効性を高める必要があります。また、対象魚種の増加等に対応するため、国と都道府県は、漁業・海洋データの迅速かつ効率的なデータ収集体制を構築していく必要があります。
- 今後、資源管理の強化に伴い、TAC配分の減少やTAC対象魚種の拡大が想定され、長期間にわたり漁業経営に大きな影響を与える恐れがあるため、資源管理に取り組む漁業者の経営安定に向けて、減収への対応が必要となっています。
- 現行のTACの追加配分予統は希望から1～2ヶ月を要しており、TACの有効利用の妨げとなっているため、緊急緩分枠として、あらかじめ水産政策審議会の承認を得ておくなど、都道府県の漁獲実態に即応できる運用改修が必要です。

事務担当 農林水産部漁業環境課

関係法令等 漁業法

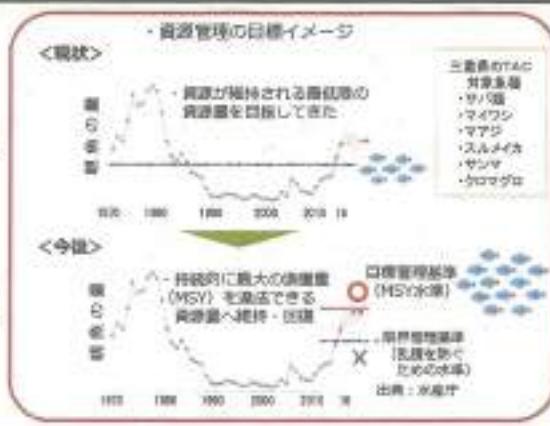
## 18 新たな資源管理措置の円滑な推進に向けた支援

(農林水産省)

### 現状と課題 1 漁業者等の意見を集約し、制度の設計や運用に反映させる仕組みづくり

- ・漁獲可能量(TAC)の減少など、新たな資源管理措置の推進には、漁業者の不安が根強い
- ・国は、サバ類などTAC対象魚種の資源管理方針の策定時に検討会を開催

- ・漁業者の納得性を高めるため、漁業現場の意見交換の場が必要
- ・TAC設定は1年ごとであり、取組効果の検証と漁業者へのフィードバックを毎年行う必要



### 現状と課題 2 TAC対象魚種や導入スケジュールの早期提示等

- ・TAC対象魚種を漁獲量ベースで6割→8割に拡大予定
- ・資源評価対象魚種を50種→200種(R5年)に拡大予定

- ・新たなTAC対象魚種や導入スケジュールが未定のため、漁業者は不安
- ・都道府県の意見をTAC対象種の選定に活用するとともに、データ収集体制整備の予算確保が必要



- ・資源管理強化に必要なデータ収集体制

漁業情報データベース

水揚げデータ 環境データ

漁業データ 生物データ

- ・数値管理の強化
- ・資源評価対象魚種の拡大
- ・評価精度向上を行うためには、漁業・海洋情報のデータ収集体制強化が必要

漁業・海洋情報のデータ収集体制強化が必要

漁業・海洋情報のデータ収集体制強化が必要

漁業・海洋情報のデータ収集体制強化が必要

漁業・海洋情報のデータ収集体制強化が必要

漁業・海洋情報のデータ収集体制強化が必要

漁業・海洋情報のデータ収集体制強化が必要

データ提供

データ解析

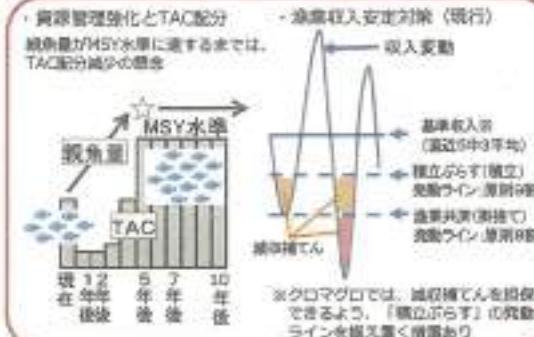
決算書、実績等

資源評価 コードバック

### 現状と課題 3 新たな資源管理措置の推進に必要な予算の十分な確保

- ・資源管理の強化や対象魚種の拡大に伴い、長期間にわたり漁業経営に影響を与えるおそれ

- ・資源管理に取り組む漁業者の経営安定に向け、減収対応が必要



### 現状と課題 4 漁獲実態に即応できるTAC配分の仕組みづくり

- ・海洋環境の変動等により、本県のサバ類など局所的に漁獲が積みあがる事例あり

- ・TACの追加配分には1~2カ月を要しており、消化率向上のさまたげ

- ・都道府県の漁獲実態に即応できる運用改善が必要

TAC調査率  
H2021年度サバ類 全国80%、三重81%  
H2021年度マイワシ 全国85%、三重81%

- ・TAC配分手続き(現行)

① TACの初期配分

② 地域の漁獲の公示

③ 渔業者の報告

漁獲量の公示

漁獲量の公示

漁獲量の公示

漁獲量の公示

漁獲量の公示

漁獲量の公示

漁獲量の公示

漁獲量の公示

漁獲量の公示

- ・海洋環境変動による突発的な漁獲の積み上がり

漁業者

- 要点**
1. 漁業関係者が納得して資源管理に取り組めるよう、TAC対象魚種については、資源管理方針の策定時だけでなく、資源管理の達成状況や漁獲シナリオの妥当性、資源管理が漁業経営に及ぼす影響等について、漁業者および都道府県と国が意見交換を行う検討会を制度化し、毎年開催するなど、漁業者や都道府県の意見を集約し、制度の設計や運用に反映させる仕組みづくりを進めること。
  2. 漁業関係者が余裕をもって資源管理に取り組めるよう、TAC対象魚種の導入スケジュールを早急に提示するとともに、導入については都道府県の意見を十分に聞くこと。また、国と都道府県のデータ連携基盤構築のため、漁業・海洋データの収集体制の整備に向けた予算を十分に確保すること。
  3. 漁業関係者が安心して資源管理に取り組めるよう、漁業者の減収の継続にも対応できる、漁業収入安定対策等の拡充や予算の十分な確保を図ること。
  4. 漁業関係者の収入機会が増えるよう、TACの消化率向上と有効利用に向け、国における十分なTAC留保分の確保や、都道府県へのTACの追加配分手続きの簡素化とスピードアップ等により、都道府県の漁獲実態に即応できるTAC配分の仕組みづくりを行うこと。

## 19 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(国土交通省、観光庁)

### 【要望項目】制度・予算

- 1 地方における訪日外国人旅行者等の移動の利便性向上を図り、周遊・滞在型観光をさらに促進するため、新たなモビリティサービス（MaaS）の実用化に向けた財政支援を継続すること。
- 2 観光地における「まちあるき」の満足度向上のための財政支援制度を継続すること。また、国際観光旅客税について、地方における受入環境整備の財源として積極的に活用できるよう、補助対象地域の指定要件を拡大すること。
- 3 個々の宿泊施設における経営改革の取組を地域（観光地）会体の生産性向上につなげるため、「宿泊施設の生産性向上推進事業」を継続するとともに、ビジネスモデル構築に向けたアドバイザー派遣など、準備段階における経費についても支援対象とすること。

### 《現状・課題等》

- 1 本県志摩市では、今年度、訪日外国人旅行者による遊性の向上による滞在型観光の促進と地域住民の利便性向上を図るため、交通事業者、宿泊事業者、観光施設等が連携し、国の支援制度を活用しながら、オンラインドライブなど新たな二次交通サービスの提供や専用アプリの開発など、「志摩MaaS」の実用化に向けて実証実験を行っています。  
「国内外から選ばれ続ける観光地」をめざし、令和7（2025）年の大阪・関西万博の開催や令和9（2027）年のリニア中央新幹線（東京～名古屋間）の開業といった大きな機会チャンスを逃さないよう、今後、志摩市での取組を「伊勢志摩圏域」や「関西圏・中部圏」へと広域展開していく必要があります。
- 2 本県では、インバウンドの便人旅行者（FIT）が効率的に旅行できる環境を整備・充実するため、今年度、志摩市におけるDMOや観光事業者等が連携し、国の支援制度を活用しながら、AIチャットボットの導入による観光案内の強化や多言語案内表示の整備など、「まちあるき環境」の整備を行っています。  
今後も引き続き、志摩MaaSとの連携のもと、「スマホ一つでストレスフリーに旅行できる伊勢志摩」の実現をめざし、広域展開に向けた案内機能のソーシャルアップなどに取り組む必要があります。  
また、当にまわっては、地方へのインバウンド需要のさらなる促進のため、「まちあるき」の満足度向上など、国際観光旅客税を財源とした支援制度を地方が幅広く活用できるよう、柔軟な制度運用に対する対応が求められます。

3. 本県では、宿泊業の働き方改革を支援するため、宿泊施設の経営者を対象とした業務改革や人材マネジメント等のノウハウ習得の場の提供や、各セクションのリーダー層を対象としたりー・ダッシュボードスキル強化、従業員のモチベーションアップなどをテーマとした研修会等を行っています。

これらの県の取組を契機として、宿泊施設の生産性向上に向けた地域（観光地）単位の取組の気運が高まっており、今後、地域における宿泊施設等の連携によるビジネスモデル構築に加り、課題整理や仕組みの検討など、準備段階の取組も含めて支援していく必要があります。

事務担当 履用経済部観光局観光政策課  
関係法令等 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律、道路運送法

# 19 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(国土交通省、観光庁)

県の取組（令和元年度）

## ◆「志摩MaaS」の推進【実証実験】

回遊性の向上等による滞在型観光の促進／地域住民の利便性向上

### ●実証実験 第1弾(10月1日から実施中)

- 新たな二次交通サービスの提供による「ニーズ把握」と「システム検証」
  - ・オンデマンドバス（地方駅前～猿山温泉など）
  - ・相乗りオンデマンドタクシー（志摩市内の指定乗降ポイント：約35か所）
  - ・あご湾マリンキャブ（乗船場所13か所）
  - ・ホテル送迎バス（指定ホテル宿泊で、主要駅経由の無料送迎バス利用可）



あご湾マリンキャブ

### ●実証実験 第2弾(1月9日スタート)

- オンデマンド交通の検索・予約・決済が可能な「志摩MaaS」専用アプリの開発と運用に向けた実験
- 「鉄道デジタルフリーバスや着地型旅行商品の発売」

★「二次交通」と「観光案内」の両輪で滞在型観光を促進 【スマホ1つでストレスフリーな旅行を実現】



今後の展望

## 国内外から選ばれ続ける観光地へ

### 「志摩MaaS」の広域展開

2020年度 “伊勢志摩地域”へ拡大  
2021年度以降 “関西圏・中部圏”へ拡大

## 「滞在・周遊型観光」の一層の促進

<誘客のビッグチャンスを逃さない>  
2025年 大阪・関西万博  
2027年 リニア中央新幹線  
(東京～名古屋)開業 など

インバウンド誘致のための地方支援

## ◆MaaSの実用化

- ・実証実験結果の検証をふまえ、伊勢志摩地域へのMaaSエリア拡大、サービス充実に向けた取組を継続的に支援

## ◆まちあるき環境整備

- ・「まちあるき」環境整備のための支援の継続

## ●「国際観光旅客税」財源充当事業 補助対象地域【指定要件】

第三種県内の指定市町  
17市町／26市町

- 現在、以下を含む地域が指定されている。
- 訪日外国人旅行者の評価が既に高い観光地
  - 重要な文化財や国立公園が所在する地域
  - 国際的なイベント・会議の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

- ・指定要件を拡大し、地方における受入環境整備を支援

## 【要望項目】

- 1 地方における訪日外国人旅行者等の移動の利便性向上を図り、周遊・滞在型観光をさらに促進するため、新たなモビリティサービス（MaaS）の実用化に向けた財政支援を継続すること。
- 2 観光地における「まちあるき」の満足度向上のための財政支援制度を継続すること。また、国際観光旅客税について、地方における受入環境整備の財源として積極的に活用できるよう、補助対象地域の指定要件を拡大すること。

# 19 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(国土交通省、観光庁)

## 現状と課題

### ○インバウンドの現状

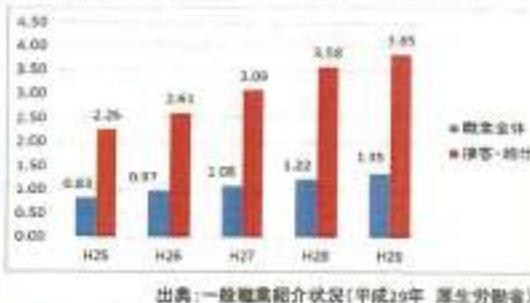
- ・外国人旅行者が増加している
- ・宿泊者や旅行者のニーズが多様化している

### 一方、宿泊施設の状況は

### ○宿泊業の人手不足が深刻

#### 有効求人倍率の推移(全国値)

職業全体 1.35倍 接客・給仕 3.85倍



### ○離職率が高い

#### 離職率(全国値) … 産業別で最多

職業全体 14.9% 宿泊業等 30.0%

出典：雇用状況調査(平成30年 厚生労働省)

### ○宿泊業従業員満足度が低い

#### 業種別従業員満足度

「旅館、ホテル、旅行等」 44位(47業種中)

出典：「待遇面の満足度」業種別ランキング(2014.3 Workers)

## 【要望項目】

- 3 個々の宿泊施設における経営改革の取組を地域（観光地）全体の生産性向上につなげるため、「宿泊施設の生産性向上推進事業」を継続するとともに、ビジネスモデル構築に向けたアドバイザー派遣など、準備段階における経費についても支援対象とすること。

## 県の取組

### 宿泊施設の経営力向上

に向けて、

### 従業員の満足度向上

#### ○平成29年度

㈱リクルートライフスタイルが、三重県を実証実験の場として、持続可能な宿経営の実現に向けた研修プログラムを開発。

#### ○平成30年3月29日

㈱リクルートライフスタイルと  
三重県が「宿泊業の働き方改革」  
に関する連携協定を締結。



### ◆個々の宿泊施設を対象とした 研修を実施し、結果を広く共有

#### ○平成30年度

- ・県内宿泊施設の「経営者」を対象とした研修の実施。
- ・成果発表会を開催し、研修結果を発表、共有。
  - ・自発的な職場改善のきっかけづくり
  - ・従業員の成長意欲を高める人材マネジメント
  - ・宿泊施設の現場接待力の強化など



#### ○令和元年度

- ・県内宿泊施設の「次世代リーダー層」を対象とした研修の実施。
- ・成果発表会を開催し、研修結果を発表、共有。
  - ・モチベーションアップ
  - ・宿泊業を支える環境推進リーダー層の育成など



さらなる  
取組展開

## 宿泊施設の生産性向上のために必要な支援

### <県の取組を契機として>

宿泊施設の生産性向上に向け、「地域単位」での面的な取組の気運が高まっている。

「宿泊施設の生産性向上推進事業」を活用し、合理化や付加価値の向上に向けた取組にチャレンジしたいという地域が出てきている。

### ◆地域(観光地)における 生産性向上の取組を支援

「宿泊施設等の連携による  
ビジネスモデルの構築」

(例)送迎バスの共同運行、  
商品開発のための共同研究 等

### ◆「宿泊施設の生産性向上推進事業」 について

ビジネスモデル構築に向けた課題整理や仕組みの検討など、「準備段階」における取組も支援対象に。

(例)アドバイザー派遣に係る経費 等

## 20 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

### 【要望項目】制度・予算

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。  
また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、東京・名古屋間の2027年開業に遅れることなく、工事等が着実に進められるようスピード感をもって連携・調整するとともに、名古屋・大阪間の円滑な事業実施のため、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて早期のリニア全線開業につなげること。
- 3 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

### 《現状・課題等》

1) リニア中央新幹線の一目も早い全線開業のために、まずは、東京・名古屋間について着実に事業を進め、早期整備を図るのももちろんのこと、その後の名古屋・大阪間についてもルート・駅位置を速やかに確定して事業に着手するとともに、効率的に工事等を進めて円滑な事業につなげていくことが重要と考えております。奈良県・大阪府とも連携してJR東海への働きかけを進めています。

他においても、「骨太の方針2019」において、建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力を図り、との方針を示しております。沿線自治体等とも連携してこれら取組を進め、公表の早期実現を図る必要があります。

また、現在の東京・名古屋間の建設工事等についても、2027年の開業予定に遅れることなく、着実に進められるよう、団национальнに必要な連携、調整を行なうとともに、早期整備のためには必要な予算を円滑に進めるなど、リニア中央新幹線の工期短縮に資する方策を講じるためにの体制を関係省庁で構築し、リニア整備事業を担う事業者や地方自治体を支援することが必要です。

2) リニア中央新幹線の早期全線開業の鍵を握る新駅建設事業について、「骨太の方針2019」において、「新大阪駅におけるリニア中央新幹線と北陸新幹線等との結節接続の強化などによる新幹線ネットワークの充実を図る」方針が示されたこと、また、将来の新大阪駅整備における構造の検討が行われていることなどをふまえ、リニア中央新幹線との連動幹線の環境アセスメントの実施時期を合わせて相互連携を図るなど、新大阪駅受達事業を効率化し、整備効果を高めるための事業者間調整を急ぐ必要があります。

3) リニア中央新幹線の全線開業に上り、東京圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、リニア沿線となる本州においても集客交流、産業振興などによる魅力ある地域づくりが進むという波及効果が期待されることから、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置の確定を見据え、早い段階からリニア中間駅を核とした駆け込みくじに取り組む必要があります。

特に地方においては、リニア中央新幹線への在来線の接続や道路網の整備などによるリニア駅を核とした交通ネットワーク網の整備の開発や駆け込みづくりが重要な要素となることから、これらリニアインパクトを最大化させ、地方創生に資する取組への具体的な支援がルートおよび駅位置の確定と共に求められるよう、早い段階から地方への有効な支援策を検討しておくことが必要です。

事務担当：地域連携部交通政策課  
関係会議：全国新幹線鉄道整備法等

# 20 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト 最大化への支援強化

(国土交通省)

## 【現状】

国においては、2016年8月にリニア中央新幹線の全線開業を最大8年前倒しするため、財政投融資の手法を活用することを閣議決定しました。また、2019年の骨太の方針においても、名古屋・大阪間の駅とルートの公表に向けて必要な連携・協力や、新大阪駅におけるリニア中央新幹線と北陸新幹線等との結節機能の強化等による新幹線ネットワークの充実を図る方針を示しています。

さらに、地方創生回廊中央駅構想の検討が開始されるとともに、スーパー・メガリージョン構想検討会においては、最終とりまとめが公表されました。

### リニア中央新幹線の早期全線開業の実現に向けた三重県の取組

2016年6月には、三重県知事、奈良県知事、大阪府副知事が安倍総理にリニア中央新幹線の早期全線開業の実現を要望。

開業予定期の最大8年前倒しが決定！

JR東海は、東京・名古屋間開業後、連続して名古屋・大阪間着工の方針



リニア中央新幹線の早期全線開業の実現に、  
東京・名古屋間の2027年開業は待ったなし！

## 【課題】

リニア中央新幹線の早期全線開業のためには、東京・名古屋間の2027年開業に遅れることなく着実に進められるよう国においても必要な連携・調整を積極的に行うとともに、名古屋・大阪間とりわけ新大阪駅の早期の事業着手、円滑な実施に向けた準備や体制づくりを沿線自治体や関係事業者等と連携しながら進めることが必要です。また、全線開業に伴い形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を広く行き渡らせて最大化するためには、名古屋・大阪間のルート・駅位置を早期に確定し、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくり等に速やかに取り組んで地方創生を図ることが重要です。

### 2019.7.2 リニア中央新幹線建設促進 三重県期成同盟会総会

#### リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会 令和元年度 総会



リニア中央新幹線の開業時期が遅れることは絶対あってはならないと考えています。

## 【要望項目】

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、東京・名古屋間の2027年開業に遅れることなく、工事等が着実に進められるようスピード感をもって連携・調整するとともに、名古屋・大阪間の円滑な事業実施のため、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて早期のリニア全線開業につなげること。
- 3 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

【地域連携部】

## 21 地方創生の取組に向けた支援

(内閣官房、内閣府)

### 【要望項目】 気度・予算

- 1 第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第二期総合戦略」という。)の策定・推進にあたっては、地方部と大都市部は互いに連携・補完して、ともに輝き、まち・ひと・しごとの好循環の確立をめざすものであることを、共通の認識とするよう改めて明確化すること。
- 2 5Gをはじめとする Society5.0 の実現に向けた技術の活用は、人手不足や生産性向上など地方創生に深く関わる課題の解決に必須であることから、第二期総合戦略の最重要の柱と位置づけるとともに、一気に、特に地方部での整備が進むよう、具体的な支援策を講じること。
- 3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版）について、毎年度の取組の成績と課題や、これをふまえた改善の方向等を定期的に共有し、国と地方が問題意識を共有して互いの戦略を着実に推進していくため、局と地方の協議の場として「地方創生分科会（仮称）」を設置するなど、定期的に協議する機会を設けること。
- 4 誘導人口の拡大に向け、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化、地域の中小企業が外部人材を受け入れやすくなるための副業・兼業の促進等を推進すること。
- 5 「心振村 OUEEN-MURA」は、世界的なスポーツ大会が開催されることを契機として、地方においても、スポーツの競技場に行かなくとも躍動感を共有することができるような集いの場を作るなど、官民の方を結集して地方創生に取り組むものであり、世界初の取組として先駆性も有している。実施主体は地方自治体や企業等が参画する実行委員会であるが、その活動経費を地方創生推進交付金の対象となるなど支援すること。
- 6 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の粒充を行なうとともに、これまでの地方創生の取組の成果をふまえた、第二期における地方創生推進交付金の拡充を行うこと。

### 《現状・課題等》

- 1 地方創生は、地方に向か、街角、穏かな生活を実現しながら人の為めを実現するものであるとともに、今後とも我が長の成長のシンシンとしての役割を担う東京圏に代表される大都市部の活力の維持・向上を図りつつ、省エネルギー化等を推進し、快適かつ安全・安心な環境を実現し、よりするもので、地方部と大都市部がより豊かある日本を形作りたいとする「地方創生は日本創生」といえます。第二期総合戦略の策定・推進に向けては、地方部と大都市部は互いに連携・補完して、ともに輝き、まち・ひと・しごとの好循環を確立をめざすものであることを、共通の認識とするよう改めて明確化することが必要です。
- 2 第一期総合戦略の取組の結果、多くの都道府県で有効求人倍率が史上初めて1倍を超える、完全失業率を低下するなど、雇用環境の改善が続いています。一方、我が国の人口減少、少子高齢化は依然、深刻な状況であり、今後数十年間は人口減少が見込まれるため、地域づくし、開拓する力を欠く、これに適応した社会システムを構築することが不可欠となっています。  
もう一つはじめとする Society5.0 の実現に向けた技術の活用は、人手不足や生産性向上など地方創生に深く関わる課題の解決に必須であることから、これを第二期総合戦略の最重要の柱と位置づけるとともに、一気に、特に地方部での整備が進むよう、具体的な支援策を講じること。

ことか必要です。特に、5月に会議では、地方を含む小・中・大都市が開始されるとともに、離島や山間地域など条件不整地域における賦役制、オフタインベント等の適応整備が強化に認成され、地元自治体の整備体制に整備が充むかよう、以下の実策を講じる必要があります。

3. 地方創生の相談にあたっては、これまでに地方との意見交換の機会が設けられており、また、第一回総合実施策定にあたっては議論、説明会の場を設立していただきたいと思います。「まち・ひと・しごと会議」（地方版）において、各の都道府県の機関や政策を出力する場としては企画委員会の議論を行っていきますが、抜きの開きと同時に意見交換や情報交換をする機会があると充実したかと想ひました。今後、何がどうが何の戦略を確立していくには、サムライ、「地方創生分科会（次期）」を構築し、初期実施の実現や定期的な情報提供をめざることが肝要です。

4. 関係人口の早期化、アーバン不動産を含む課題を抱える地域にとって有効なだけではなく、これを活用した都市変貌やビジネスチャンスの拡大など、都市戦の早期化とともに有効な方法です。このため、関係人口の拡大に向けて、遠隔と人材をつなぐマッチング・カーディナル、上場證の整備、地図の地図、企業が外国人材を採り入れやすくなるための制度、施設の促進等を推進する必要があります。

5. 必要性からは、向井名典から超・都市アーバンが策定、第25回に既成住宅が市町村の整備の中で実機であるアーバン・スクールにて、「藤波村（OSEN・IRAKA）を全国標準化・標準化」に配置し、内外の観光客や地域住民が集まる場所となり、末来にレガシーを残すことを目的とするものです。必勝目では、主に、地域の飲食、物販、人との体験、カーリング・リゾートなどを軸に、地域住民だけでなく、観光客にかかるおもてなしの提供、地域の連携、地域経済活性化にも期待ができます。

実操行の実証主体は、創造研修、山田町会などの自治体と企業等が参加する組織である全国的被災実行委員会、各個別の実機の段階を担う各実行委員会に組織された「被災実行委員会」となっています。

このように、実操行は、スマートを実機として地域の活性化を図り、行政力を整備して地方創生に取り組むことが重要であり、世界初の実績として先駆性を有しています。今後その活動を全国各県で幅広く活発に行なっていくため、自治体や企業等が参画する実行委員会を実施する活動経費を地方創生推進交付金の対象とするなど支援が必要です。

6. 地方創生の実現を目指し、地方創生の実情に即した柔軟な柔軟的な具体的な政策をめざすための相談、「まち・ひと・しごと創造事業費」の上、実現が必要なもの、また、地方創生推進交付金を活用する地方創生実験予算についても、第一回の取組の検討を受けて、第2回期にむけた新たな公私共に協力の実現を進めるため、指針が必要です。

地方創生実験予算（企划段階から実行段階）の活用についても、公私共に協力しないまま進むことは、制度の解説、税の導入実験の活用、公私共に地方創生を進めて企業等の連携性を強化する連携の取組等への取り組み等の実現を進める必要があります。

地方創生推進交付金についても、交付金額が上級市町の標準、つまり実行委員会や計画期間の延長の実現し、地方創生の実現に資する皆の個人、企業への交付金についても実現経費として認めるべきの考え方、また、実操行実行委員会については、年度実績での事業実績を確保することが可能となるよう事業者への支払時期を定期的と運用の実現を図ることが必要です。

地方創生実験予算交付金についても、引当税金、特例会費を現実化し、地方創生に資するもの企画を対象とする上で、複数件にわたる審査への対応も可能なよう実現の範囲で予算措置を行うとともに、既存施設への新規設備の導入等、交付対象となる事業種別の人材を図ることが必要です。

担当 課名：総務企画部税務企画課、企画課  
関係法令等：まち・ひと・しごと創造法

# 21 地方創生の取組に向けた支援 ①

(内閣官房、内閣府)

**■1 第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたって**

指標	H23	H25	H27	H29	H30
合計特殊出生率	1.42 (H30)	1.54 (H30)	1.54 (H30)	1.54 (H30)	1.54 (H30)
効率化率	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4
転入者数	1.99	2.0	2.1	2.2	2.3

【第一期総合戦略で残った課題】

- ・移出超過は2年連続で4,000人超。うち約8割が15歳から29歳の若者
- ・住居と子育てが両立できる環境の整備

・地方創生の取組を通じて  
住みよい環境の確保と質の高い、  
豊かな生活・就労・結婚・子育て  
などの希望の実現を！

・「活力ある働く場づくり」  
「未来を拓く人づくり」  
「希望がかなう少子化対策」  
「魅力あふれる地域づくり」の  
4つの対策で多角的に推進

・地方部と都市部が互いに連携・補完し  
まち・ひと・しごとの好循環を図る  
→地方創生は日本創生！

自然  
エネルギー  
観光資源  
食材

防災対策、  
健康経営の  
促進も重要

成長の  
エンジン  
都市部  
リ・ターン  
移住、関係人口

面かさの  
能力  
地方部

**■2 5GをはじめとするSociety5.0の実現に向けた技術の活用**

【第一期総合戦略で残った課題】

- ・人口減少への適応に向けた未だ十分な活用が必要

- ・Society5.0の実現に向けた技術の活用による人手不足の解消や生産性向上
- ・一気に、特に地方部での整備が重要  
→成果を都市部へ

トマトの自動収穫ロボット

建設IoT技術の活用

遠隔操作による自動運転トラクター

交通渋滞者のMaaS活用

**■3 地方と国との意見交換**

地方の総合戦略の課題、  
成果について、国との情報共有、意見交換の場が必要

全国知事会  
令和元年  
(2019)年7月  
地方創生・富山宣言  
を採択

「地方創生分科会（仮称）」  
を設置し国と地方が相互の戦略を確調しつつ着実に  
地方創生を推進

国と地方は  
ワンチーム！  
地方創生は  
日本創生！

(出典：経済産業省創造産業局ウェブサイト  
<http://www.mext.go.jp/mainpage.html>)

**要望項目**

- 1 第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第二期総合戦略」という。）の策定・推進にあたっては、地方部と大都市部は互いに連携・補完して、ともに輝き、まち・ひと・しごとの好循環の確立をめざすものであることを、共通の認識とするよう改めて明確化すること。
- 2 5GをはじめとするSociety5.0の実現に向けた技術の活用は、人手不足や生産性向上など地方創生に深く関わる課題の解決に必須であることから、第二期総合戦略の最重要の柱と位置づけるとともに、一気に、特に地方部での整備が進むよう、具体的な支援策を講じること。
- 3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方版）について、毎年度の取組の成果と課題や、これをふまえた改善の方向等を定期的に共有し、国と地方が問題意識を共有して互いの戦略を着実に推進していくため、国と地方の協議の場として「地方創生分科会（仮称）」を設置するなど、定期的に協議する機会を設けること。

【戦略企画部】

103

## 21 地方創生の取組に向けた支援 ②

(内閣官房、内閣府)

### ■4 関係人口の拡大

【第一期総合戦略で残った課題】  
◆地方の高齢化による担い手不足



三重県南部地域の過疎高齢化などの課題に対するため、平成30年(2018)年度、明治時代に実在した「度会県(わたらいけん)」をバーチャル上に復活させ、地域や地域の人びとと多様に関わる度会県民を募集し、さまざまな活動を実施



関係人口と地域の協創により、南部地域の活性化を図るために、関係人口から活動人口へステップアップ。さらに、U I ターンの拡大に

### ■5 応援村OUEN-MURAへの支援

企業と地方自治体が参画する実行委員会形式の応援村の取組は、現行制度上は地方創生推進交付金の対象外



○役割分担イメージ(第Ⅱ類型)



雇用創出、地域経済活性化に資する応援村の取組で、官民の力を結集して地方創生を推進

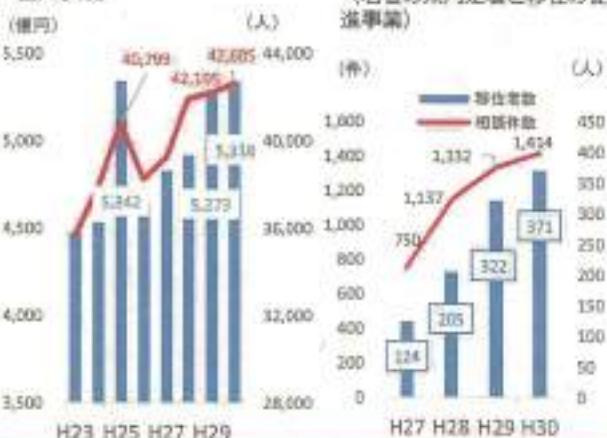
### ■6 地方創生推進交付金制度等の制度拡充

【第一期総合戦略で残った課題】

◆今後も地方創生の取組を進めるためには、制度の拡充が必要

#### 観光消費額と観光入込客数増加!

(観光の産業化による雇用の創出事業)



制度の活用が促進されれば、地方創生の取組がさらに推進

- 要望項目
- 4 関係人口の拡大に向け、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化、地域の中小企業が外部人材を受け入れやすくするための副業・兼業の促進等を推進すること。
  - 5 「応援村 OUEN-MURA」は、世界的なスポーツ大会が開催されることを契機として、地方においても、スポーツの競技場に行かなくとも躍動感を共有することができるような集いの場を作るなど、官民の力を結集して地方創生に取り組むものであり、世界初の取組として先駆性も有している。実施主体は地方自治体や企業等が参画する実行委員会であるが、その活動経費を地方創生推進交付金の対象とするなど支援すること。
  - 6 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を行うとともに、これまでの地方創生の取組の成果をふまえた第二期における地方創生推進交付金の拡充を行うこと。

【戦略企画部】

## 22 大規模大会の終了後における地域スポーツの推進

(内閣官房、スポーツ庁)

### 【要望項目】制度・予算

東京 2020 大会など大規模スポーツ大会を契機として、大会の盛り上がりを全国各地で持続させるとともに、大会後の地方における競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環の創出により、次世代を担う子どもたちを含む全ての人々がスポーツに参画し、その価値を共有し、スポーツを通じた元気な地域づくりを進めていくため、次の措置を講じること。

- 1 東京 2020 大会で活躍した選手が全国各地のスポーツイベントのほか、小・中・高・特別支援学校（部活動も含む）や総合型地域スポーツクラブなどさまざまな地域スポーツ活動の場を巡回し、相互連携を進めることにより、選手の活躍の場が確保されるとともに、競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環が図られるようなプラットフォームを構築すること。また、そのための財政措置を講じること。
- 2 東京 2020 大会など国際大会で活躍した選手が、競技生活を終えた後も指導者等として地域社会に定着し、競技スポーツと地域スポーツを担っていくためのキャリア形成を、地域全体で支えるための支援策を講じること。
- 3 東京 2020 大会のホストタウンの取組により全国各地で生まれた交流が大会後も長く続き、グローバル人材の育成が進むよう、現行の財政支援制度を継続・拡充すること。
- 4 東京 2020 大会で盛り上がったスポーツへの関心を、翌年開催の第 76 回国民体育大会および第 21 回全国障害者スポーツ大会につなげるとともに、両大会の開催を通じて得られた経験や知識、人材等を地域のスポーツ振興に生かすため、両大会に係る財政措置を拡充すること。

### 《現状・課題等》

東京 2020 大会など大規模スポーツ大会の開催にあわせて、それらの成功はもちろること、大会の盛り上がりやスポーツへの関心を長く持続させるとともに、大会を契機として、次世代を担う子どもたちも含めた全ての市民がよりよい環境でスポーツに取り組むことにより、スポーツを通じた地域活性化が実現することが最も重要です。

国では、東京 2020 大会に向けて取り組むべきアクションや大会後に残すべきレガシーについて検討がなされていましたが、大会で盛り上がった競争やスポーツへの関心を全国各地で持続させ、各地域が活性化していくための具体的な支援策については明確にならないままです。また、スポーツへのニーズの多様化や、少子化による教員・児童生徒数が減少し、徐々に同様の運動を維持していくことが難しくなる中、子どもたちが個々のニーズや各学校・地域の実情に応じて積極的にスポーツに参画するための支援策も確立されていません。

本稿では平成29（2017）年から令和3（2021）年までの5年間を「次のスポーツ・イヤー」を位置付け、この間に開催される大規模大会を通じて「スポーツを通じた地域活性化」をめざすこととしています。また、大会終了後の「上巣のスポーツの姿」をどのように描き、スポーツを通じてどのような地域社会をめざしていくかということが重要な課題であると考えています。

これらの課題を解決するためには、東京2020大会等の大規模大会で活躍した全国のトップアスリートがそれぞれの地域社会において定着・活躍する場を確保し、各地の競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環を促進することにより、スポーツを通じた地域活性化をめざしていくことが重要であり、そのための具体的な制度創設や財政措置が求められます。

1. 國のスポーツ基本計画において、成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率が3人に1人（65%程度）となることが目標とされていることをふまえ、本県でも平成27（2015）年に制定したスポーツ推進条例に基づく総運動計画において、65%を目標として取り組んでいます。

しかししながら、特に女性やビジネスパーソンなど、積極的に運動・スポーツをする環境が一分野でない限り実施率が低いことが今回の実施課題となっています。本県でもひき獣歩道や階段の利用など、積極的に体を動かすとともに運動に含まれる、という点を意識した整備などは取り組んでいますが、実施率の改善は尚ほさらなる工夫が急務となっています。

実施率の向上により、「する」「争う」「支える」といったスポーツに参画する人が拡大し、地域スポーツの振興が図られるだけでなく、生徒の健脚増強や一本魂強化、斜り下りにつながるものと見えられます。そのためには、各地方独自の取組に加えて、東京2020大会で活躍した選手が会員のスポーツイベントの先駆、小・中・高・特別支援学校（約活動を含む）や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団など地域スポーツ活動の基を確立し、相互連携を深めることが重要です。そして、そのことにより選手の活躍の場が確保されるとともに競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環が創出され、次世代を担う子どもたちも含めた全ての生徒が積極的にスポーツに参画できるよう、プラットフォームの整備と財政支援措置が必要です。

2. 本県では、東京2020大会で活躍できる人々の輩出および競争力強化の立場とこれまで団体での大島が獲得をめざすとともに、その後も地域において守護・活躍できる優秀な指導者を養成するため、企画から実施的を取組である「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」を平成30（2018）年度から実施しています。

現役を引いたアスリートが、将来の優秀な指導者として地域の競技スポーツを行なっていくためには、オシキナルロードアカデミー（OC）で輩出される代表選手のような質の高い指導者を地域でも養成できる代物が、其の土壌・支援による全国各地に広がっていくことが必要です。

また、彼らが地域において活動・活躍するためには、自衛者免役システムの充実に加え、企業等による長期的・安定的な受け皿が必要不可欠ですが、地方においては、個別寄附金による選手をサポートできる大会実行がくわざがです。

オリンピック大会で活躍した選手が、引き続き地域の競技スポーツと地域スポーツの指導的立場となって学校部活動や地域スポーツ活動を運営し、スポーツを通じた地域活性化に貢献できるような、充実したキャリア形成の促進が重要です。そして、それを進めていくためには、地元企業等が積極的にその受け皿となり、地方自治体も含めた地域全体で選手を支えていくため財政支援制度が必要です。

3. 東京 2020 大会に向けて、各地方自治体がホストタウン制度による影響に対する対応に取り組んでおり、本県においても伊勢志摩サマーフェスティバルで新たな関係ができたカナダとの交流を中心取り組んでいます。また、ホストタウンの政策を眺める上で重要な事前キャンプや競争についても、カナダ（祭典、アーケア・カルチャースクミング、レスラレク）、実習（ハブ水城）、ラオス（パラ陸上）、スペイン（オリ・パラ・トライアスロン）の本県におけるキャンプ実施が決まっていきます。

ホストタウン制度は、東京 2020 大会を通じた人材育成や地域活性化の観点から非常に有効な取組ですが、最も重要なのは交流を一過性のものとせず、強く続けることです。

大会を通じて全国各地で生まれた交流を長く継続させることにより、日本と世界の双方において世界を舞台に活躍するグローバル人材が生まれるとともに、交流を通じた地域活性化が実現するものと考えられます。そのためには、現行の財政支援制度が最終了後も継続され、新たな支援制度として活用されることが必要です。

4. 本県では、東京 2020 大会の翌年に開催される「県とこわい大会」の準備を進めており、東京 2020 大会の事前キャンプでの交換会及び聖火リレーの歓迎などでの連携など、東京 2020 大会で整備した競技用具の使用などを有形無形のレガシーとして受け継ぎ、県とこわい大会・三重とこわい大会の成功につなげたいと考えています。

もとより、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催都道府県や開催市町村では、大会運営、競技実施の義務や施設整備などに大きな財政負担が生じております。本県においても経費削減に向けて、前例にとらわれず、真に必要な取組かどうかを十分検討しているところですが、国からの十分な財政措置が必要不可欠であることは変わらずあります。

国民体育大会の規模が年々大きくなっているにせよ、県とこわい大会から導入されるバッチャ競技の運営に多くの人的資源が必要となることなども踏み、東京 2020 大会で高まつたスポーツへの関心を次世代へつなぐためにも、本県および後援県への財政支援措置が必要です。

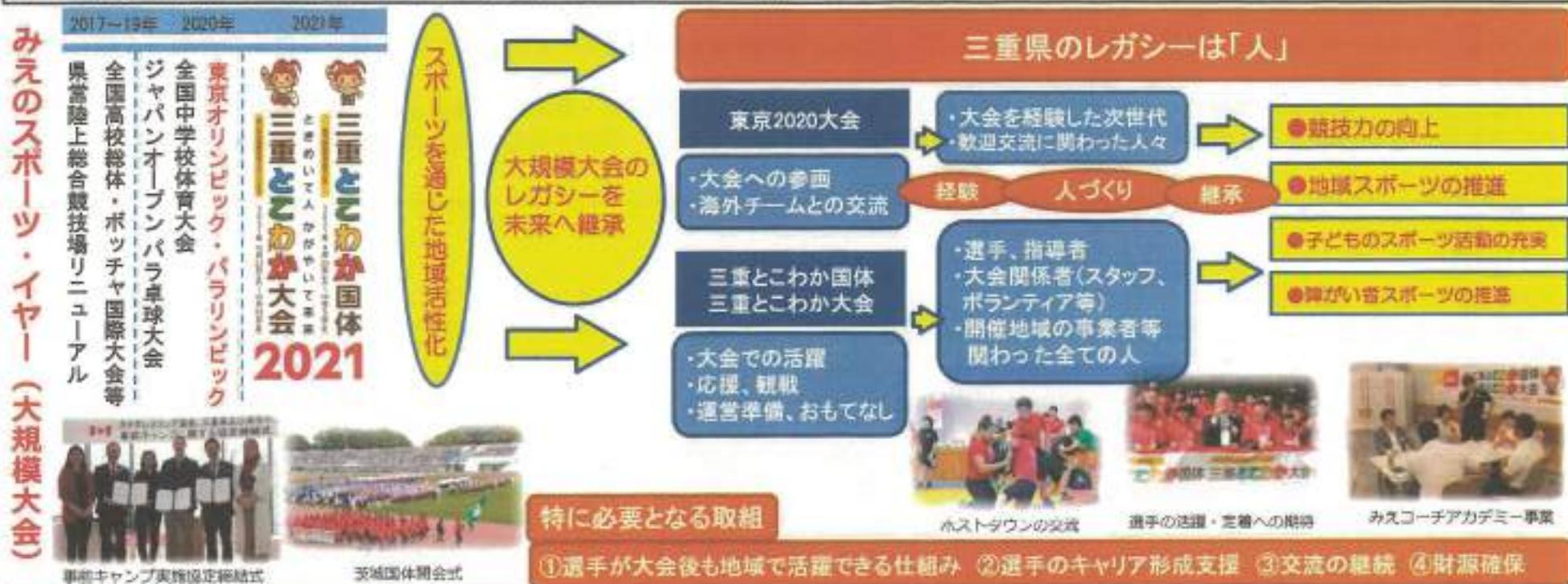
事務担当 地域連携部団体・全国障害者スポーツ大会局 総務企画課、スポーツ推進課、競技力向上対策課  
関係法令等 スポーツ基本法

## 22 大規模大会の終了後における地域スポーツの推進

(内閣官房、スポーツ庁)

### 【現状と課題】

東京2020大会や国体・全国障害者スポーツ大会などの大規模大会は、それらの成功はもとより、その後の人材育成や地域活性化につなげることが重要です。そのためには、大会で活躍したトップアスリートが地域社会において活躍・定着し、各地の競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環を促進することにより、スポーツを通じた交流促進や地域活性化を図る必要がありますが、そのための仕組みづくりや財源確保が困難です。



### 【要望項目】

東京2020大会など大規模スポーツ大会を契機として、大会の盛り上がりを全国各地で持続させるとともに、大会後の地方における競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環の創出により、次世代を担う子どもたちを含む全ての人々がスポーツに参画し、その価値を共有し、スポーツを通じた元気な地域づくりを進めていくため、次の措置を講じること。

- 1 東京2020大会で活躍した選手が全国各地のスポーツイベントのほか、小・中・高・特別支援学校（部活動も含む）や総合型地域スポーツクラブなどさまざまな地域スポーツ活動の場を巡回し、相互連携を進めることにより、選手の活躍の場が確保されるとともに競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環が図られるようなプラットフォームを構築すること。また、そのための財政措置を講じること。
- 2 東京2020大会など国際大会で活躍した選手が、競技生活を終えた後も指導者等として地域社会に定着し、競技スポーツと地域スポーツを担っていくためのキャリア形成を、地域全体で支えるための支援策を講じること。
- 3 東京2020大会のホストタウンの取組により全国各地で生まれた交流が大会後も長く続き、グローバル人材の育成が進むよう、現行の財政支援制度を継続・拡充すること。
- 4 東京2020大会で盛り上がったスポーツへの関心を、翌年開催の第76回国民体育大会および第21回全国障害者スポーツ大会につなげるとともに、両大会の開催を通じて得られた経験や知識、人材等を地域のスポーツ振興に生かすため、両大会に係る財政措置を拡充すること。

【地域連携部】

## 23 スマート自治体の実現に向けた支援の強化・充実

(総務省)

### 【要望項目】制度・予算

- 1 スマート自治体の早期実現に向け、AIやRPA等先進技術の導入・活用に向けた取組およびこれをさらに加速させるための人材育成の取組に対して、人的・財政的な支援策を強化・充実すること。また、持続可能な取組としていくために、スマート自治体の取組を総合的に支援する窓口を設置すること。
- 2 行政アプリケーションの積極的なクラウドサービス導入による自治体事務の高度化・効率化が進むよう、自治体向けクラウドサービスの技術要件や管理基準など、安全性を評価する仕組みを早期に確立するとともに、利用を促進するための安定的な財政支援策を講じること。

### 《現状・課題等》

（）本県では、安価で柔軟な行政サービスを提供していくため、AIやRPAなど先進技術の活用により、職員がより付加価値の高い業務に注力できる、生産性の向上と正確性の確保を両立させた「スマート自治体」への転換をめざす取組を県と市町が一體となって積極的に進めています。

具体的には、始動する県民待機室への的確な対応等における職員への支援につなげるため、これまで蓄積した約6,000件の事例データを生かし、全国初となる取組として、県民相談対応へのAI技術を活用した実証実験を進めているほか、AIチャットボットを活用した外国人客受入環境整備、選挙事務へのAI技術の活用、RPAの実証実験などの取組を進めています。県内市町への支援としては、2市町をモデルとしたBPRとRPAの効果検証を行うとともに、その過程や結果を基にRPA導入の検討に資するようなマニュアルを作成し、全市町に供給する取組を進めています。

令和2(2020)年度には、こうした取組の結果をふまえ、さらなる取組を進めるとともに、スマート自治体に向けた取組を加速するため、先進技術を具体的な業務に活用し、その運用を担うできる「スマート人材」の育成に取り組むこととしています。

一方で、スマート自治体の達成にあたっては、こうした先端技術の行政分野への活用事例や実績が十分ではなく、実験的な取組を行うために多くの人的・財政的リソースを投入手する必要があります。また、行政分野における先端技術の導入を推進する人材が不足しており、人材育成の手立ても確立されていない状況です。

こうしたことから、スマート自治体の実現実現に向けて、県・市町が積極的に先端技術の活用を進めることができるように、定期的な視点からは導入・活用にあたっての財政的な支援とともに、先端技術の導入・人材育成を推進する人材を一定期間継続して派遣するなど、更による人的・財政的支援策の強化・充実が求められます。また、持続可能な取組としていくためには、官民の最新技術や先端技術を同時に取り入れ、スマート自治体の取組が総合的に発展するよう、ICTの導入についての助言・相談・情報提供を行うほか、ICTを活用した業務改革を推進できる、県による総合支援窓口の設置が求められます。

2. 亂においては、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針を策定し、クラウド・バイ・アラカルト原則を示しています。また、総務省のスマート自治体研究会では、スマート自治体実現に向けた方策の一つとして、原則、「行政アプリケーションを自前統括式からデータサービス型式へ」と報告しています。

本県では、行政アプリケーションは自前で機関等一式を運営している状況であります。関連する制度の改正や、機関等のサポート期限が到来する都度、修正や更新等を行う必要がありますが、これらのアップグレードをクラウドサービスとして利用できれば、職員の事務負担を飛躍的に軽減することができ、事務の高度化・効率化による行政サービスの質向上につながると考えます。

さらに、本県において本格実現を予定しているモバイルアクセスを目指して、今後、テレワークを積極的に推進していく中、クラウドサービスの利用は最も有効な手段となります。

一方で、クラウドサービスの利用についてでは、安全性・行政機関を確保するための明確な管理基準等がないこと、さらに財政面において、クラウドサービスの利用が自前に上の課題に対して負担となるなど、積極的な利用を推進するための障壁があることは否めません。

こうしたことから、スマート自治体の実現に向けて、行政アプリケーションの積極的なクラウドサービス導入が進むよう、自治体向けクラウドサービスの技術要件や管理基準など、安全性を評価する仕組みの確立と利用を促進するための安定的な財政支援策が必要です。

## 23 スマート自治体の実現に向けた支援の強化・充実

(総務省)

### ① 現状

#### <県庁のスマート化>

- 児童相談対応へのAI導入に向けた実証実験
- 選挙事務へのAI技術の活用
- AIチャットボット事業と一体となった外国人観光客受入環境整備（志摩市にて展開）
- RPAの実証実験
- スマートロボット端末を活用した来所者対応
- モバイルワークの実証研究
- SNS・AIを活用した避難支援・水防活動支援の実証実験

全国初！

#### <市町のスマート化>

- スマート自治体をテーマにした市町との検討会議の設置
- 業務可視化モデル事業（BPRおよびRPAの効果検証）

### ② 課題

- スマート自治体の推進にあたっては、AIやRPA等先進技術の行政分野への活用事例や実績が十分ではなく、先駆的な取組を行うためには多くの人的・財政的リソースを投入する必要があります。
- 行政分野におけるAIやRPA等のICTの活用を推進する人材が不足しており、人材育成の手法も確立されていない状況です。
- 行政アプリケーションは、自前調達であるため、制度改正等の都度、修正・更新等の対応が発生し、職員の負担が増加しています。
- クラウドサービス利用は有効な手段ですが、安全性の確保や高額な利用料等への懸念から積極的な利用がなされていません。

短期的な視点

早期に先進技術の導入・人材育成を推進するための人的・財政的支援

持続可能とする視点

スマート自治体への総合支援窓口の設置  
・ICT導入についての助言・相談  
・ICTを活用した業務改革の提案  
・官民の最先端技術や先進事例の情報提供

### ③ めざす姿

#### スマート自治体への転換

付加価値の高い業務に注力できる！

生産性の向上と正確性の確保が両立できる！

先端技術を具体的な業務に活用し、その範囲を拡大できる「スマート人材」の育成により、半永久的にスマート自治体の運営ができる！

#### 【要望項目】

- 1 スマート自治体の早期実現に向け、AIやRPA等先進技術の導入・活用に向けた取組およびこれをさらに加速させるための人材育成の取組に対して、人的・財政的な支援策を強化・充実すること。また、持続可能な取組としていくために、スマート自治体の取組を総合的に支援する窓口を設置すること。
- 2 行政アプリケーションの積極的なクラウドサービス導入による自治体事務の高度化・効率化が進むよう、自治体向けクラウドサービスの技術要件や管理基準など、安全性を評価する仕組みを早期に確立するとともに、利用を促進するための安定的な財政支援策を講じること。

【総務部】【地域連携部】